

会報

第 159 号

◇エッセー

「21世紀：世界の学問の中心地はアメリカから日本へ—クラーク・カー」
北陸先端科学技術大学院大学長 慶伊 富長

■諸会議議事要録

理事会

第101回総会

第68回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

医学教育特別委員会

教員養成特別委員会

■要望書

国立大学の学生納付金について（要望）

■資料

理事及び監事総会互選要領等の一部改正について

国立大学の独立行政法人化について

第101回総会（決議）

国際化時代の国立大学事務職員の採用・研修の在り方について（提言）

大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その2）—高等教育の一層の改善について—」に対する意見

大学審議会マルチメディア教育部会における審議の概要「遠隔授業の大学設置基準における取扱い等について」に対する意見

大学審議会「大学院部会における審議の概要—通信制の大学院について—」に対する意見

国立大学協会

平成 10 年 2 月

会報

平成10年2月 第159号

第48卷第1号通巻第159号

平成10年2月号

国立大学協会

●エッセー

「21世紀：世界の学問の中心地はアメリカから

日本へ—クラーク・カー—

北陸先端科学技術大学院大学長 慶伊 富長 ……………7

【事業報告】

■諸会議議事要録 (平成 9 年 10 月～12 月)

理 事 会 (10.29) ……………13

報 告

会務報告

各委員会委員長報告

大学入試センターからの報告

協 議

常置委員会委員 (教員) の選任について

政策研究大学院大学の当協会への加入について

国立大学の入学者選抜についての平成11年度実施要領, 実施細目について

当面する諸問題について

次期会長について

その他

第101回総会の日程について

第102回総会の日時・場所について

退任理事等に対する謝辞

第101回総会 [第 1 日目] (11.12) ……………24

報 告

学長の交代等について

協 議

政策研究大学院大学の当協会への加入について

報 告

委員長の交代について

次期会長, 副会長について

常置委員会委員 (教員) の選任について

会務報告

各委員会委員長報告

各地区学長会議の状況報告

協 議

「理事及び監事総会互選要領」並びに「国立大学の代表者である常置委員
会の委員の総会選出要領」の一部改正について

国立大学の入学者選抜についての平成11年度実施要領, 実施細目について

大学の教育研究にかかる技術職員問題について

UMAP先行事務局の設置と管理・運営並びにサポート体制について
当面する諸問題について

第101回総会〔第2日目〕(11.13)44

協議

当面する諸問題について

その他

第102回総会の日時・場所について

退任学長挨拶

第68回事務連絡会議(11.14)49

総会付議事項報告

国立大学協会幹事の任期に関する規程の制定について

大学入試センターからの連絡事項

文部省からの説明及び事務連絡

第1常置委員会(12.11)60

第1・4・7常置委員会(代表者)合同委員会について

大学の組織運営の改善について

第2常置委員会(10.1)63

報告事項

次期教員委員候補者の推薦について

「平成10年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する
情報交換事務取扱要領」(案)について

「国立大学の入学者選抜についての平成11年度実施要領, 実施細目」
(案)について

大学が指定したセンター試験の試験教科・科目の未受験等無資格者の
取扱いについて

中央教育審議会の第二次答申について

第3常置委員会(10.23)68

就職採用の問題について

国立大学の独立行政法人化について

衛星通信大学間ネットワーク(SCS)の有効活用方策について

「大学審議会マルチメディア教育部会における審議の概要-「遠隔授
業」の大学設置基準における取扱い等について-」に対する意見につ
いて

委員長の互選について

教員委員の推薦について

第4 常置委員会 (10.24)71

報告事項

教室系技術職員の位置付けと処遇改善の問題について

第5 常置委員会・UMAP小委員会合同委員会 (10.13)73

UMAP先行事務局の設置について

UMAPワーキング・パーティの会議日程と出席者の選任について

AVCCからの「日豪学術交流協定」更新の申し出について

UMAP・JUSSEP小委員会の存廃について

第5 常置委員会の教員委員について

その他（「今後の留学生政策の基本方針について（第一次報告）」について／広島大学主催「短期交換留学のためのシンポジウム」の開催について）

第5 常置委員会・JUSSEP小委員会合同委員会 (12. 19)81

報告事項

UMAPワーキング・パーティの報告

UMAP先行国際事務局の設置について

次期委員長の選出について

その他（AAC&Uからの提案について）

第6 常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会 (10.15)87

平成10年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況について

学生納付金等について

第6 常置委員会教員委員の推薦について

専門委員の委嘱について

税制改正に関する要望について

「高等教育計画・財政研究会の開催（案内）」について

第6 常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会 (12.16)91

国大協と文部省との懇談会について

学生納付金について

委員長の選出について

第7 常置委員会 (10.21)95

国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化問題について

複写権問題について

「国際化時代の国立大学事務職員の採用・研修等の在り方について（提言）」について

科学研究費の審査と評価について

大学審議会「大学院部会における審議の概要」に対する意見について	
第7常置委員会(12.16)	99
著作権問題について	
助手問題について	
医学教育特別委員会(10.20)	103
医学教育について	
本委員会の今後について	
その他(委員長について/情報公開法について)	
教員養成特別委員会(12.12)	106
教員養成大学・学部の改革・再編の動向と課題について	
教員養成特別委員会の今後の在り方について	
諸会合(平成9年10月～12月末までの開催会議)	108
第101回総会国立大学協会事業報告	109
諸会合	
要望その他の諸活動	
要望書の受理	
刊行物	
【要 望 書】	
国立大学の学生納付金について(要望)	114
【資 料】	
理事及び監事総会互選要領等の一部改正について	116
国立大学の独立行政法人化について	117
第101回総会(決議)	118
国際化時代の国立大学事務職員の採用・研修等の在り方について (提言)	119

大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その2）—高等教育の一層の改善について—」に対する意見121

大学審議会マルチメディア教育部会における審議の概要「遠隔授業の大学設置基準における取扱い等について」に対する意見123

大学審議会「大学院部会における審議の概要—通信制の大学院について—」に対する意見124

【そ の 他】

会長の交代等125

編集後記

「21世紀：世界の学問の中心地はアメリカから 日本へークラーク・カー」

北陸先端科学技術大学院大学長 慶伊 富長

クラーク・カー博士の最近著『アメリカ高等教育の歴史と未来：21世紀への展望』（喜多村和之監訳，玉川大学出版部，1998^(注1)）の次の記述を読んで，筆者は「しまった」と思った。

「学問研究の最大の中心地は，ギリシャからイスラム世界を経て西欧へと移動した。そして西欧のなかにおいても，イタリアからイギリス，フランス，ドイツへと移動した末にヨーロッパの外，アメリカに移った。現在，知的世界に関して最も興味深い命題は，次に主導権を握るのはどこかという問である。もし，アメリカが，現在掌握している主導的立場を喪うようなことがあるとすればの話だが。」「湯浅の試算によれば，国から国への覇権の移動の平均サイクルは約80年である。アメリカの時代は1920年，すなわち70年前に始まった。しかしドイツの時代は，湯浅によれば110年つづいた。ただここで不吉な予感を呼び起こすのは，アメリカで取得される特許のうち外国人によるものが1970年の30%から1989年の48%へと増加していることである。」（原注22）」（36頁）（アンダーライン筆者）。

「そしてもしEEC（ヨーロッパ経済共同体）の努力が実を結んだ日には，いまはアメリカが握っている知的世界のリーダーシップが次にどこに移るのかという問にも答えが出ることになる—もちろん，そんなことがあればの話だが。」（46頁）

本書は既発表論文に若干の加筆，修正を施したがほとんど初出のままであるという。上記の後段はローマで講演された1987年の論文に追加された部分である。実は，その論文の初稿では「アメリカの次の世界の学問中心はおそらく日本であ

ろう」であったのに、博士から意見を求められた筆者が「次が日本と言うのには賛成し難い」とコメントした為にこの記述が消えた、という経緯がある。筆者が余計なコメントをしていなければ本書は「アメリカの次の世界の学問中心はおそらく日本であろう」であった筈である。そのほうが本書の記述はすっきりする。筆者が「しまった」というのはこのことである。

1987年1月10日付けのカー博士からの手紙が沼津高専の校長室に舞い込んだ時の興奮は忘れられない。「ケミカル・アブストラクト収録論文数の世界トップ5大学のうち4大学が日本という貴下の研究結果を昨年、喜多村客員教授から伺った。詳細を伺いたい」という手紙であった。筆者の研究結果とは、理工系分野の65%をカバーしている世界最大の抄録誌『ケミカル・アブストラクト』の収録論文数を世界の主要大学について調べ、調査可能であった1970年以来、東大、京大、阪大それに東北大がトップグループを占めていることや研究費の集中度などを述べたものであった(注2)。日本のトップ独占は予想外であったが、国立大学の研究機能の国内の過小評価を是正したかった筆者の目的は達成されたし、各方面から大きな反響もあった。しかし、まさかカー博士に注目して頂けるとは想像もしていなかった。早速、概要を英文にして博士に送った。折り返し、「1月27日ローマで発表する論文に貴下の結果を掲載したので、コメントがあれば至急お願いする」と30枚ほどのタイプ原稿が届いた。論文は“A Critical Age in The University World: Accumulated Heritage versus Modern Imperatives”と題し、大学の変遷から1960年代の大学大衆化とその後の苦境を分析し解決策として高等教育の新しいモデル(収斂モデル)を提唱した内容であった。筆者に関係する部分は次の箇所であった。

「収斂モデルにおいては、最上級の技術訓練と研究のために財源を集中する。日本では、1,000以上の高等教育機関と2,300の中等後教育機関のうち、25の大学に財源が集中している。その成果の一つを示せば、世界中の大学を『ケミカル・アブストラクト』に論文が掲載された回数順に並べると、上位5大学のうち4大学までが日本の大学である。さらに上位22大学のうち8大学が日本の大学である。日本以外の国の大学だけを並べると、上位24位までにはアメリカ(23大学)とカナダ(1大学)がランクされる。後者の国では日本ほど徹底した財源の集中政策を採っていない。(日本の集中度の高い分野は……省略一筆者)。日本の高等教育には多くの弱点(なかには茶番劇と言われるような授業(米紙に報道された大学批判一筆者))もあるが、教育システム全体としては現在、次のような強さを持っている。すなわち、前述した全員アクセスの高校における優れた教育訓練、大学の研究と大学院生訓練の重点化、そして優れた企業内訓練プログラムである。アメリカの次の世界の学問中心はおそらく日本であろう。」

筆者は「日本の大学の発表論文は主として共同研究者が大学院修士課程学生(2年制)であり、アメリカの大学の論文は共同研究者がポスドクである。従って、論文数の比較のみから日本へ学問中心が移動するというのは反対である」とコメントした。折り返し、カー博士から丁重な礼状とともに、アンダーライン部分だけを削除した1月27日付けの最終原稿が送られてきた。この論文はこの日ローマで講演され、直ちに印刷発表された(注3)。そして、本書にアンダーライン部分を除いた上記全文が記載されている(99頁)。

さて、大変忙しい手紙の往復であったため、他のデータ「1970年以降、日本がアメリカ特許を浸食しつつある」や「世界の学問中心の移動には研究思想の変革を伴っていると思われる(?)」のに日本の研究はアメリカ流を越えていない？」

という疑問点を述べる暇がなかった。もともと原論文は特許に触れていなかったし、学問中心移動にも焦点はなく、その歴史的必然性についての議論もなかった。これが当時の経緯であるが、コメントは間違っていたのではないか？ 弱気過ぎたのではないか？ との不安が以来筆者の念頭から離れることはなかった。そして、10年後の今、カー博士の本書に接したのであった。

本書では、ローマ講演論文は追加データを含め三つの章に分割されており、筆者に関係する箇所は、平等アクセス主義と能力主義双方を満足させる21世紀の高等教育モデル「収斂モデル」(第5章)の主題部分である。モデルに最も近いとして日本の教育システムが詳しく紹介されているのである(因に筆者の独立大学院構想はこのモデルを参考とした)。学問中心の移動の問題(第1章)は、ローマ講演の2年後のスコットランドの「新大学」スターリングでの講演を中心としている。当時進行中のサッチャー政権の大学改革(不平等なアクセスであるデュアル・システムの一元化、ポリテク支持)とヨーロッパ域内の学生(エラスムス)教員(ソクラテス)交流計画の進展振りが論じられ、学問中心移動の歴史に触れて「EECの試みももし成功すれば次の学問中心となるかも」と結ばれているのである。博士はローマ講演では『ケミカル・アブストラクト』にアメリカ大学の凋落の兆しを見ようとしたし、スターリング講演では「アメリカ特許」に凋落の兆しを見たかったのだと思われる。アメリカの凋落に博士がこだわる理由は冒頭に引用した歴史的必然性である。博士のこの著書の原題も『大学とて歴史から免かれることは出来ない』(注1)となっているのである。さて、「アメリカ特許」で見るとすれば、博士は続けて「この結果も日本の圧倒的な進出のためである」と書いてもよかった。なぜならば、アメリカ特許におけるアメリカ占有率の1970年からの急減少(一時、50%以下に落ち込んだ)は日本企業寄与の急進出の結果なのである。しかも、特許取

得企業のトップ5の4はかなり以前から日本企業（キャノン、日立、東芝、富士フィルム、三菱電機が交代しながら）に占領されていたのである（「1985年以来続いた日本のトップ独占を1993年IBMが奪還した」とアメリカ国内ニュースになった）。したがって、カー博士の本書は少なくとも「次の学問中心として最短距離にあるのは日本である」と書かれるのが自然であった。筆者は舌足らずの余計なコメントをしてしまったことを後悔するのみである。

ドイツが学問の主導権を110年間保持したことや、世界の、Ph. D の3/4を輩出し、学術論文の36%を占めているアメリカの強力な高等教育の現状を考えると、カー博士が「もし、アメリカが席を譲るようなことがあればの話だが」と繰り返し書いているのも頷ける。ところが、翌年カー博士が出版されたかの名著『大学の効用』の第4版（1995）は「1997年から2017年まで続く18歳人口増が教育経費高騰と公費減に苦しんでいる州立大学を直撃する。今後、アメリカ高等教育は私立と州立とに分岐し、後者は凋落する。私立研究大学45校は安泰であるが、例外はあろうが州立研究大学80校の水準低下は避け難い」という悲観論に一転している。わずか1年の間に何が起こったのか。それは、数年4%減が続いていたカリフォルニア州高等教育支出は一挙に29%の大削減、全米州平均で4%減となったことである。博士は州政府に依存しない私立は安泰と言うが、そうでもないらしい。授業料値上げが限度にきた私立大学も連邦政府の学生奨学金・教育用機器補助金の見直しにより苦境にある。博士の第4版が出た年にエール大学では教育助手給アップ要求の過激な大学院生のストライキが起こった。私立名門大学の苦悩はコーネル大学ローデス学長退職記念号『アメリカの大学：国民の宝なのかそれとも絶滅していく種なのか？』（1997）にも明らかである。人口動態と経済の外圧が1990年頃から、学内に効率主義の台頭と左右の対立を誘発させつつ、アメリカ大学を

急速に変貌させつつあることは確かである(注4)。

筆者はこの10年、日本の科学には世界の学問中心となるに相応しい科学思想が存在している、と思うようになった。イギリス旧UGC傘下の大学とアメリカ名門私立総合大学に見られる「基礎科学の優位、技術の過小評価」の思潮は日本には存在しない。日本では「技術、工学、応用科学そして基礎科学が対等であり、しかも切れ目無き連続スペクトルとなっている」のである。このことが相対的に日本の研究大学が英米から「応用優位大学」と見られることにもなる(注5)が、このことこそがアメリカを越える科学思想となる可能性は大きい。現在の経済危機が応用優位を助長し基礎科学・人文社会科学の弱体化を強制するようなことがなければ、21世紀の世界の学問中心地は日本である。日本の学問の中核は国立大学である。その永遠の発展を信じて筆を置く。

(注1) 原著【Higher Education Cannot Escape History—Issues for the Twenty-first Century—】(State University of New York Press, 1994)

(注2) 喜多村和之氏や天城勲、天野郁夫、黒羽亮一各氏を中心とするIDE研究会報告『大学評価の研究』(慶伊富長編、東京大学出版会、1984) 208~234

(注3) European Journal of Education, vol 22 (1987) 183~193

(注4) 研究大学地図の変化、カリフォルニア各分校とくにパークレーのケミカル・アブストラクト順位の低落—筆者近日発表)

(注5) 【Places of Inquiry : Research and Advanced Education in Modern Universities】(Burton R. Clark, Univ. Calif. Press, 1995), chap. 5

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成9年10月29日(水) 13:15~16:10

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 井村会長

蓮賀, 阿部各副会長

丹保, 阿部, 丸山, 中嶋, 岡田, 金城, 加藤, 岸本, 西塚, 高橋, 立川, 杉岡, 田中, 桂各理事

久々宮(第3), 梶井(第4), 武藤(第6)各常置委員会委員長

堀川, 鈴木各監事

石川(医学教育), 蓮見(教員養成)各特別委員会委員長

(大学入試センター)廣重所長, 石井事業部長

井村会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から次のように述べられた。

本理事会は来る11月12日, 13日の両日開催される総会に付議するいくつかの案件についてご審議をお願いしたいが, このほか, 近く学長任期満了に伴い退任する会長の後任の選出についてお諮りしたい。

なお, 委員会報告のため, 各特別委員会の委員長にもご出席いただき, また, 大学入試センター試験に関する問題についてご説明いただくため, 後刻, 廣重大学入試センター所長にもご出席願うので, ご了承いただきたい。

以上のように述べられたのち, 引続き会長から, 学長交代による新理事について, 次のとおり紹介があった。

内藤 喜之 東京工業大学長(本日欠席)

〔前任:木村 孟〕

岸本 忠三 大阪大学長〔前任:金森順次郎〕

ついで, 伊藤事務局長から, 定足数の確認等について, 「会則第18条により, 理事及び常置委

員会の委員長の半数以上の出席が必要のところ, 本日は理事等の総数24人に対し出席者は20名なので, 定足数に達しており, 理事会は成立している」旨報告があった。

引続き会長から, ただいまの報告のとおり必要な定足数を満たしているので, これより議事に入りたい旨述べられた。

I 報告

1. 会務報告

会長から, 前回理事会以降の会務報告について「資料4」にもとづきご報告したい旨述べられ, 以下の事項について報告があった。

(1) 審議会等への意見提出について

1) 文部省大臣官房政策課から, 『中央教育審議会「審議のまとめ(その二)」』につき意見を求められ, 加藤第2常置委員会委員長に依頼し, 6月11日, 意見を提出した。(会報第157

号参照)

- 2) 文部省教育助成局から、『教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」(カリキュラム等特別委員会審議経過報告)』について意見を求められ、教員養成特別委員会に依頼し、6月20日、意見を提出した。(会報第157号参照)
 - 3) 文部省学術国際局から、『留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議「留学生の入学選考の改善方策について」』につき意見を求められ、第2常置委員会並びに第5常置委員会において審議の結果、6月23日、意見を提出した。(会報第157号参照)
 - 4) 文部省体育局から、『保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」(中間まとめ)』につき意見を求められ、丸山第7常置委員会委員長に依頼し、8月19日、意見を提出した。(資料14)
 - 5) 内閣官房男女共同参画室から、『女子差別撤廃条約実施状況第4回報告書』につき意見を求められ、佐藤お茶の水女子大学長に依頼し、9月1日、意見を提出した。
 - 6) 文部省学術国際局から、『学術審議会「学術研究における評価の在り方について」(中間まとめ)』につき意見を求められ、丸山第7常置委員会委員長に依頼し、9月19日、意見を提出した。(資料15)
 - 7) 文部省教育助成局から、『教育職員養成審議会「養護教諭の養成カリキュラムについて(事務局案)」』につき意見を求められ、蓮見教員養成特別委員会委員長に依頼し、10月8日、意見を提出した。(資料17)
- (2) 要望書の提出等について
- 1) 「行財政改革と国立大学の在り方について」

の要望について

6月30日、井村会長並びに阿部副会長が小杉文部大臣、武藤総務庁長官並びに水野行政改革会議事務局長と面談し、要望を行った。

7月10日、井村会長、蓮實副会長、阿部副会長が加藤自由民主党幹事長と、また、井村会長、蓮實副会長が与謝野内閣官房副長官と面談し、要望を行った。(会報第157号参照)

2) 「国立大学の施設の整備・改善について」の要望について

6月30日、井村会長並びに阿部副会長が小杉文部大臣と面談し、要望を行った。(会報第157号参照)

3) 「国立大学教官等の待遇改善について」の要望について

7月9日、井村会長、梶井第4常置委員会委員長、伊藤事務局長が人事院、大蔵省並びに文部省に赴き、人事院総裁、大蔵大臣、文部大臣並びに関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第157号参照)

4) 「大学の教員等の任期制に関する法律」の施行に関連する要望について

8月4日、井村会長、伊藤事務局長が文部省に赴き、小野官房長、佐々木高等教育局長、両宮学術国際局長並びに関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第157号参照)

5) 「国立大学附属図書館の整備充実に関する要望」について

8月11日、丸山第7常置委員会委員長、有山委員、伊藤事務局長が文部省に赴き、両宮学術国際局長並びに関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第157号参照)

6) 「人事院勧告の取扱いに関する要望」につ

いて

6月の第100回総会においてその取扱いを会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議してまとめ、9月16日、第4常置委員会の梶井委員長、伊藤事務局長が総務庁、大蔵省、文部省に赴き、総務庁長官、大蔵大臣、文部大臣並びに関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(資料9)

7) 平成10年度税制改正に関する要望について

平成10年度税制改正に関する要望につき第6常置委員会において審議の結果、「国立大学と民間企業との共同試験研究促進税制について、高速ネットワークを活用した情報通信技術等に関する共同研究を優遇措置の対象とすることに関する要望」、「育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」並びに、「留学生のホームステイ受入れ家庭の負担を軽減するため、これらの家庭の世帯主の所得税を軽減する措置を創設することに関する要望」を、9月18日、自由民主党政務調査会税制調査会に提出した。(資料11, 12, 13)

(3) 教育改革フォーラムについて

6月23日、プリムローズ大阪において、「教育改革フォーラム(経済社会と教育)」が開催され、文部省大臣官房政策課からの依頼により、井村会長が出席し、意見交換を行った。

(4) AVCC (オーストラリア大学長協会) との懇談について

AVCCからの申し入れにより、7月9日、井村会長ならびに木村第5常置委員会委員が Professor Fay Gayle AVCC 会長, Mr. Stuart

Hamilton AVCC 事務局長, Mr. Terry White 在オーストラリア大使館参事官と UMAP (University Mobility in Asia and the Pacific), APHEN (Asia-pacific Higher Education Network) 等について懇談した。

(5) 規制緩和に関する公開ディスカッションについて

行政改革会議規制緩和小委員会から、規制緩和に関する公開ディスカッション[「規制緩和に関する論点公開(第6次)」中、「大学設置の自由化・弾力化」及び「大学入学制度の弾力化」(うち「入学試験の実施時期に対する行政指導」及び「推薦入学枠」)]への出席依頼があり、10月2日、阿部第1常置委員会委員長並びに加藤第2常置委員会委員長が出席し、意見を述べた。

(6) 「外国人学校卒業者の国立大学入学資格を考える国立大学教員の会」(略称「入学資格を考える会」)からの申し入れ

「入学資格を考える会」からの申し入れにより、10月9日、伊藤事務局長が世話人(田中宏：一橋大学教授)ほか6名と会い、外国人学校卒業者の国立大学入学資格認定を求める申し入れ書を受け取った。(資料6)

(7) 記者会見について

10月21日、文部記者会において、井村会長、阿部副会長、梶井第4常置委員会委員長が「国立大学の独立行政法人(エージェンシー)化について」記者会見を行った。(資料23)

(8) 全国大学高専教職員組合(全大教)との面談

全大教からの申し入れにより、10月24日、梶井第4常置委員会委員長が全大教の三宅副委員長ほか5名と会い、教室系技術職員問題等の取扱の状況について面談した。

2. 各委員会委員長報告

前回理事会以降の各委員会の審議状況について、各委員長等からそれぞれ次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会（阿部委員長）

前回総会以降1回本委員会を開催し、前回総会において会長から検討要請があった「大学の教員等の任期に関する法律」の省令が制定される前に文部省に国大協として何を要望しておくべきか等について討議した。委員会から要望書の文案作成を一任されたので、その後、会長、副会長と語り、会長の会務報告にあったとおり要望書を作成した。

(2) 第2常置委員会（加藤委員長）

1) 報告

① 文部省からの報告

・栗山大学入試室長から、中央教育審議会第二次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」のうち、大学入学者選抜に係る部分について説明があり、本委員会に意見が求められた。

・小山内留学生交流政策室長から、留学生政策懇談会がとりまとめた「今後の留学生政策の基本的方向について」について説明があったが、主な点としては、日本語能力及び留学適性評価のための新たな統一試験実施のために平成10年度概算要求を行い、平成14年度からの実施を目途に調査研究したい、等であった。

② 大学入試センターからの報告

後刻センターから報告があると思うので、説明は省略するが、主として、センタ

ー試験の改善方策について、①出題者に高校関係者を加えることについての検討状況、②「得点調整検討委員会」の得点調整に関する検討の「中間まとめ」について報告があった。

2) 次期教員委員候補者の推薦について

本年10月末任期満了に伴う次期教員委員について、現委員の小柳帯広畜産大、深谷金沢大、奥田愛媛大各教授を理事会に推薦することとした。

3) 平成10年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について

各大学が追加合格者を決定するについては、既に入学者手続を完了している者はその対象者とし、しないこととして大学間の情報交換の具体的取扱いを定めているが、平成10年度についても従来どおり実施することを決定した。

4) 国立大学の入学者選抜についての平成11年度実施要領、実施細目（案）について

この件については、後刻ご審議いただきたい。

5) 国立大学の志願に際し、大学が指定した大学入試センター試験の受験教科・科目の未受験等無資格者の取扱いについて

当該大学・学部が指定したセンター試験の試験教科・科目の未受験者については、本来第2次試験の受験資格を有しないが、出願時に資格の有無をチェックしても、この時点ではまだセンターから資料が提供されていないので、正確にチェックできない面もある。この問題は、基本的には各大学が募集要項の記載どおりに厳正に処していただくことが肝要であると考え、それを徹底する方策について今後考えることとした。

6) 大学入試の将来ビジョンについて

大学入試将来ビジョン検討小委員会において検討を重ねてきた「大学入試の将来ビジョン」について、これまでの検討を踏まえて報告書のまとめに入る。

以上の報告について、会長から第2常置委員会に対し、外国人学校卒業者の国立大学への入学資格について次のように検討方が要請された。

このほど、「外国人学校卒業者の国立大学への入学資格認定を求める申入書」(「資料6」)を国立大学の教員を含む支援組織から受け取った。かつて、朝鮮高級学校関係者から同趣旨の要望があり、第2常置委員会で審議いただき、理事会で協議した結果、国立大学の入学資格については、法令上設置者の国(文部省)によって定められており、朝鮮高級学校が各種学校と見做されている以上、その卒業者を国立大学に受け入れることは難しいと判断されたため、この問題は国大協としては議論しないことにした経緯がある。しかし、一般的には、できるかぎり大学の門戸は開かれていることが望ましいので、外国人学校卒業者の国立大学への進学の途を見出せないものか、再度第2常置委員会で検討いただけないであろうか。

引続き、阿部副会長から同趣旨の要請があった。

(3) 第3常置委員会(久々宮委員長)

1) 報告書「スペース・コラボレーション・システム(SCS)の活用促進と展望」について

予て「SCS小委員会」において、SCSの有効利用について検討してきたが、このほどこの報告をまとめた。それが「資料7」の「スパー

ス・コラボレーション・システム(SCS)の活用促進と展望」である。既に55大学にSCSが設置されており、使い勝手等の問題のほか幾つかの改善を要する点はあるが、映像を介し、大学間の教育・研究交流に有効であるので、SCSを各大学で積極的に利用するよう推奨している。

2) 就職採用問題について、文部省の山中学生課長から、本年度の就職協定不締結決定後、企業側との間に「就職採用情報交換連絡会議」及び「中長期の就職採用問題研究会」を設け、それぞれ会合をもったこと、来年度の就職採用については、今後、連絡会議で連絡協議することとなったことなどの説明があった。

3) 大学審議会「アルチメディア教育部会における審議の概要」について意見を求められたので、本委員会で検討し、これに対する意見をまとめた。

4) 現委員長が近く学長任期満了(平成10年1月9日付)に伴い退任するので、次期委員長の互選を行った結果、佐藤 保お茶の水女子大学長を選出した。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

文部省の「技術職員待遇検討会」は、本年3月、大学・高専等の教育研究にかかわる技術職員問題についての「中間まとめ」を出したのち、引続き検討が進められ、この8月に最終検討結果を取りまとめた。それが「資料8」であり、「中間まとめ」で示された線に沿って、(1)組織化の推進、と(2)新たな「職」の設置を講ずべきとし、結論として、①平成10年度からの実施を内容とした新たな職の導入のための訓令の制定、②新たな職の導入を見据えた平成10年度級別定数の設定、に早急に取り組む必要があるとしている。なお、文部省では新たな職について「技

術専門職員（仮称）」（行政職（←）俸給表4級～6級相当）及び「技術専門官（仮称）」（同6級～8級相当）の2種としたいということである。

この検討会の結論の方向をご了承いただければ、この旨総会に報告しお諮りしたい。

これについて会長から諮られ、了承された。

(5) 第5常置委員会（江崎委員長欠席により代って中嶋委員が報告）

昨年8月ニュージーランドで開催のUMAP総会で日本にUMAP国際事務局を設置することが合意され、その後、当面2年間は先行事務局として首都圏の国立大学に設置して将来の本格的国際事務局活動に備えることとなった。探していた先行事務局の設置場所が、このほど東京大学教養学部の建物の一角を借用させていただけることとなった。そこで、去る10月13日開催の「第5常置委員会・UMAP小委員会合同委員会」及び10月23日開催の「UMAP国際事務局の設置について検討会」（国大協・公大協・私大団体連合及び文部省の四者で構成）において今後の取り進め方について協議した結果、今後、国・公・私立大学3者が協力し意思決定を行う体制を構築することで合意し、国・公・私立大学各団体の代表で組織する「運営委員会」及び、先行事務局の業務を日常的に監督・支援するスーパー・バイザー（大学教官）による「作業委員会」を置くことが基本的に了承された。今後この方向で具体的詰めを進めていくことをお認めいただければ、総会にこの旨お諮りしたい。

これについて会長から諮られ、了承された。

(6) 第6常置委員会（武藤委員長）

会長からの会務報告にあったとおり、平成10年度税制改正に関する要望として、「国立大学と

民間企業との共同試験研究促進税制について、高速ネットワークを活用した情報通信技術等に関する共同研究を優遇措置の対象とすることに関する要望」、「育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」並びに、「留学生のホームステイ受入れ家庭の負担を軽減するため、これらの家庭の世帯主の所得税を軽減する措置を創設することに関する要望」の3件の要望書を取りまとめた。

また、去る10月15日、本委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会を開催し、文部省関係官から平成10年度概算要求及び授業料問題の動向について説明を伺い、意見交換した。その際の説明によると、平成10年度国立学校特別会計予算要求は、対前年度比1.2%増の2兆7千億円強であり、教育改善推進費（学長裁量経費）の如く増加しているものがあるものの、一般会計からの繰入れは前年度と同額とのことであったが、財政構造改革に伴い、国立学校特別会計繰入れを対前年度比同額以下に抑制するとして閣議決定がなされており、最終的に一般会計からの繰入れは減額される可能性もありうる。また、授業料問題については、平成11年度学生納付金において、①従来の隔年ごとの値上げ、②新入学生に加え在校生も合わせて値上げ、③学部別授業料、④入学時に別途施設整備費を徴収、のいずれかを財政当局から求められる可能性がありうるとのことであった。委員会としては、文部省と連絡を取りつつ、動きがあった場合、直ちに要望できるようにしておきたい。

(7) 第7常置委員会（丸山委員長）

1) 助手制度の見直しについて検討してきた結果、「学位を有し、DC又はPDを終了した助

手は任期5年の講師とし、将来的に助手は廃止する」方向に意見がまとまりそうである。いずれ、第1, 第4常置委員会との合同会議をもって助手制度について審議を行うことにしている。

2) 予て日本複写権センターから国立大学に複写に伴う複写利用許諾契約(コピー使用料の支払い)の締結が求められている問題について、これを検討するため、東京大学と山梨医科大学の両事務局における複写利用の実態調査を行い、また著作権問題の専門家のレクチャーを受け検討を続けている。近く、文化庁著作権課長から説明を受ける予定である。

3) 留学生の10万人受入れ計画が進み、国立大学の国際交流担当事務局が英会話能力をもつ必要性が一層高まっている。このため、事務職員の採用・研修等のあり方について検討した。その結果、各大学が①現地採用職員について英会話能力を重視した採用、②採用後の海外派遣を含めた英会話研修の実施、などを内容とする提言を「資料16」としてまとめた。

(8) 医学教育特別委員会(石川委員長)

専門委員会において、医学教育、大学院、国立大学医学部の存在意義確立のための方策、及び任期制の具体的実施方法等について検討し、それを受けて本委員会で協議した結果、これまでの検討結果を報告書にまとめることとした。なお、本委員会は来年3月が設置期限であるので、それまでに報告書を完成させたい。また、現委員長は本年12月15日付学長任期満了に伴い退任するが、委員会の残余期間も少ないので、後任は選ばず委員長代理をおくこととした。

(9) 教員養成特別委員会(蓮見委員長)

1) 平成7年度及び8年度の2年間にわたり科研費を受けて国立大学附属学校のあり方・役割について調査研究し、その結果を本年3月、報告書に取りまとめたが、この調査研究結果と、本委員会委員による「附属学校のあり方・役割」についての座談会の記録を加え、このほど本委員会報告書として刊行する運びとなった。

2) 教育職員養成審議会から、同審議会カリキュラム等検討特別委員会の「審議経過報告」について国大協としての意見を求められたので、6月19日開催の本委員会で審議のうえ意見をとりまとめ、同審議会に提出した。

その後、又同審議会から、養護教諭の養成カリキュラムの改善について国大協としての意見が求められたが、これについては回答期限が迫っていたため、委員長の手許で意見を作成のうえ同審議会に提出した。

3) 国立大学の教員養成課程の入学定員を平成10年度から12年度までの3年間に5千人削減することが財政構造改革の一環として閣議決定(平成9年6月3日)された。今後、質の面での充実を含めて、教員養成教育にどう対応していくべきか国大協として取り組む必要があると考える。

本委員会は来年3月末で2年間の設置期限を迎えるが、検討すべき重要な問題があるので、委員会の継続をお願いしたい。

(10) 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会(阿部委員長)

本委員会は本年3月に設置され、行政改革会議等においてなされている国立大学の独立行政法人化、民営化の議論に国大協としてどう対応すべきか検討し、その結果を報告書(「行財政改

革の課題と国立大学の在り方（報告）」として取りまとめ6月総会に提出した。その後本委員会は開催していないが、総会開催の前後頃から、行政改革会議で「独立行政法人構想」が浮上してきた。このため、常務理事会から、本委員会の中に小委員会を設けて非公開で予め独立行政法人について検討しておいてほしい旨依頼があった。そこで小委員会を組織し、3回にわたり、専門家を招くなどして独立行政法人とはいかなるものか、イギリスにおけるエージェンシー制度や大学制度についても勉強した。去る10月22日に行われた行政改革会議の審議では、「①国立大学については、人事・会計面での弾力性の確保、高等教育行政の在り方などについて改善が必要である、②しかし、大学改革は長期的に検討すべき問題であり、独立行政法人化もその際の改革方策の一つの選択肢となりうる可能性はあるものの、現時点で結論を出すべきではない」という形でまとめが行われ、おそらく最終報告にも国立大学の独立行政法人化は盛られない可能性が高い。しかし、自由民主党の中では独立行政法人化に根強い意見があり、また、行政改革会議も、長期的課題の中で選択肢の一つとする姿勢であるので、近い将来この問題が再浮上してくることも考えられる。本委員会としては、今少し事の推移を見守ることにしたい。

3. 大学入試センターからの報告

初めに廣重所長から、平成10年度大学入試センター試験の志願状況についての報告に引き続き、大学入試センター試験の改善方策の検討状況について次のように説明があった。

大学入試センターでは、平成9年度大学入試センター試験の数学の新旧課程問題間に大きな平均点較差が生じたことの反省に立ち、大学入

試センター試験の改善方策について大学等関係団体の意見を伺いながら具体的検討を進めてきた。本日は、そのうち「得点調整」及び「出題者に高等学校関係者を加えること」の2点について検討状況をご報告し、ご意見を賜りたい。

「得点調整」については、外部の専門家を加えた「得点調整検討委員会」を設置し、得点調整を行う場合の調整方法、対象科目等調整のあり方について検討してきたが、このほど、同委員会からこれの「中間まとめ」が提出された。これについて10月1日開催の第2常置委員会に報告説明したところ、特にご異論はなかった。この内容については後刻、事業部長から説明申し上げたい。

「出題者に高等学校関係者を加えること」については、前回総会において、各作題部会の意向を尊重することとして基本的にご了解いただいたが、その後具体的検討を行った結果、○試験問題は大学関係者が中心になって作成することを基本とする、○作題部会が高等学校関係者の参加を希望し、また、高等学校側の協力が得られ、毎回出席できる場合に作題委員として加える、○それ以外の参加については、試験問題の点検協力者として位置づける、ことを取扱いの基本方針とすることとした。これについて各作題部会の対応は、3部会が作題者に高校関係者の参加を認める意向を示している。当センターとしては、賛意が得られた部会から実施したいと考えており、参加の開始時期は平成10年4月から（平成12年度試験問題作成から）とした。

引続き石井事業部長から、得点調整検討委員会が取りまとめた「得点調整の在り方について」（中間まとめ）について、次のように説明があっ

た。

平成9年度から大学入試センター試験の出題教科・科目がこれまでの5教科18科目から6教科34科目(旧教育課程履修者のための3科目を含む)に大幅に増加し従来に比べて安定した得点調整の基準が得にくいため、平成9年度以降得点調整は行わないことを決定したが、その初年度に数学の新旧課程問題間に約22点の平均点差が生じ社会問題化した。センターとしては、今後同様の問題が生じないとは断言できないので、関係団体等のご意見も伺い平成10年度以降得点調整制度を復活させることとし、委員会を設けて具体的な得点調整の方法等について検討を進め、これの「中間まとめ」の報告をまとめた。その要点は次のようである。

- 基本的な考え方：著しい平均点差が生じないよう作題の段階でできる限りの努力を払い、それでも科目間に大幅な平均点差が生じこれが試験問題の難易差によるものと認められる場合に得点調整を行う。得点調整を実施する場合は、受験生の心理に配慮し素点は下げないことを原則とする。
- 対象とする科目：次の各教科内の科目間に限る。
 - ・地理歴史の「世界史B」,「日本史B」,「地理B」の間
 - ・公民の「現代社会」,「倫理」,「政治・経済」の間
 - ・数学①の「数学I・数学A」と「旧数学I」の間(平成10年度限りの措置)
 - ・数学②の「数学II・数学B」と「旧数学II」の間(平成10年度限りの措置)
 - ・理科の「物理IB」,「化学IB」,「生物IB」,「地学IB」の間
- 得点調整の方法：各科目間で、原則として、

20点以上の平均点差が生じこれが試験問題の難易差によると認められる場合。平均点がその間にある科目についても調整を行う。調整に当たっては、最高平均点科目と最低平均点科目との平均点差が15点となるようにする。

- 調整の是非の判断：関係者による委員会を設け、試験終了後に、試験問題の難易差等をも分析し判断する。
- 受験者への周知：得点調整を行う場合は、個別学力検査の出願前にできるかぎり早く、具体的な方法を周知する。

II 協 議

1. 常置委員会委員(教員)の選任について

会長から次のように諮られた。

この10月で2年の任期が満了になる教員委員の選任については、各常置委員会委員長からご推薦いただいた候補者案「資料18」のとおりとしてよろしいか、お諮りする。

これについて異議なく承認され、平成9年11月1日付をもって委嘱することとした。

なお、①教員委員の再任の任期に上限を加える、②各常置委員会委員長は、教員委員を推薦する(再任を含む)について、予め教員委員の所属大学の学長の了解を得ておくことが提案され、今後検討することとした。

2. 政策研究大学院大学の当協会への加入について

会長から次のように諮られた。

政策研究大学院大学が平成9年10月1日に開学され、同大学から当協会への加入申請があったので、お諮りする。

これについて異議なく了承し、来る総会に付

議することとした。

引続き会長から、同大学の国大協加入に伴う規程の改正（「理事及び監事総会互選要領」）並びに「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」の一部改正（「資料20」「資料21」）について諮られた結果、異議なく、これを総会に付議することとした。

3. 国立大学の入学者選抜についての平成11年度実施要領、実施細目について

加藤第2常置委員会委員長から次のように説明があった。

去る6月総会において、平成11年度入学者選抜については、平成10年度に引続き「分離分割方式」により行うという基本方針が了承されたので、本委員会として平成11年度の実施要領、実施細目の原案（「資料22」）を作成し、これを各大学に送付のうえ意見を伺ったところ、5大学から意見等があった。それは、①「前期日程」の入学手続完了者資料の提供期日を原案の「3月19日」から「3月18日」に1日繰り上げてほしい（3大学）、②入学手続時におけるセンター試験受験票への手続完了押印を廃止してはどうか、③平成12年度以降、後期日程試験の期間（試験開始日から合格者発表の最終日＝12日半）について前期日程（14日間）と同期間を確保されたい、というものである。これらの意見等について種々検討した結果、①資料提供の期日を繰り上げることは、全体の入試日程に影響を及ぼすことになるので、変更しがたい、②入学手続完了印を廃止することは、公立大学にC日程があるため、当分の間この措置は続けたい、また、③試験の期間の問題については、今後の課題とすることとし、この旨それぞれの大学に説明しご了解が得られたので、原案どおり理事会及び

総会に提案することとした。なお、「定員一部留保第2次募集」について、これを実施する大学が平成8年度限りでなくなったので「実施要領」から削除してはどうかとの意見が出されたが、これについては今後検討することとした。

4. 当面する諸問題について

会長から、来る11月総会で討議する「当面する諸問題」の議題について諮られ、協議の結果、①国立大学の独立行政法人化、民営化について、②大学の組織運営の在り方について、③大学の予算、人事の弾力化について、④大学評価について、の4つの問題を議題に予定することが了承された。

5. 次期会長について

会長から次のように諮られた。

この12月15日をもって私が京都大学長を任期満了により退任し、それに伴い国大協会長も退くことになるので、後任の会長の選任についてお諮りしたい。

会則によれば、会長は「理事の互選により定める」（第20条第2項）となっているが、本日選出することとしてよろしいか。（了承）

引続き会長から諮り、選出の方法については、単記無記名投票（大学名を記入）による過半数得票とすることとし、①過半数得票のない場合は再投票により、②なお、過半数得票のない場合は得票多数の2名（ただし、得票同数の者があるときは、その者を加える）について投票により決定することになり、また、開票立会人には監事（堀川埼玉大学長及び鈴木東京医科歯科大学長）をお願いすることとした。

以上の要領により投票が行われた結果、阿部理事（副会長、一橋大学長）が次期会長（平成

9年12月16日付就任)に選任された。

次に、会長から、副会長が会長に選出されたことに伴い一名空席となる副会長の取扱いについて諮られ、協議の結果、次回理事会においてその選出を行うこととした。

III その他

1. 第101回総会の日程について

会長から、来る11月12日、13日両日開催の第101回総会の日程を「資料24」のとおりとしてよろしいかお諮りする旨述べられ、了承された。

2. 第102回総会の日時・場所について

会長から、来年6月の総会の日時・場所を「資料25」のとおり予定したいので、ご了承いただきたい旨述べられた。

3. 退任理事等に対する謝辞

会長から、次回理事会までに退任される蓮見教員養成特別委員会委員長(東京学芸大学長)に対し謝辞が述べられたのち、同委員長から挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第101回 総 会〔第1日目〕

日 時 平成9年11月12日(水) 10:00~17:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

初めに、井村会長から開会の挨拶に引き続き、次のように述べられた。

ご多忙のところご出席いただき、厚くお礼申し上げます。今総会は定例総会であり、各委員会からの審議状況の報告をいただくとともに、いくつかの案件についてご審議いただきたいが、特に焦眉の急の問題として、国立大学の設置形態について現在なされている議論と、それをうけて国大協及び個々の大学が何をなすべきかを討議いただきたい。

なお、大学入試センター試験についてご説明願うため、後刻大学入試センターの廣重所長にご出席いただくこととしたので、ご了承いただきたい。

(1) 会議資料の確認

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 日程について

会長から、今回総会の日程については、「資料3」のとおり執り行いたい旨諮られ、了承された。

I 報 告

1. 学長の交代等について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学名) (前 任) (後 任)

室蘭工科大学 泉 清人 松岡健一(事務取扱)

(室蘭工業大学松岡学長事務取扱から、故泉前学長の大学葬に際して会長から丁重な弔辞並びに献花を賜り、この場を借りてお礼申し上げたい旨謝辞が述べられた。)

旭川医科大学 清水 哲也 久保 良彦
東京学芸大学 蓮見 音彦 岡本 靖正
東京工業大学 木村 孟 内藤 喜之
長岡技術科学大学 内田 安三 服部 賢
大阪大学 金森順次郎 岸本 忠三

なお、山梨大学の伊東学長欠席のため、免取教育学部長が、名古屋大学の加藤学長欠席のため、森副学長が、琉球大学の桂学長欠席のため、島袋法文学部長が、それぞれ代理出席されている。

II 協 議

1. 政策研究大学院大学の当協会への加入について

会長から、政策研究大学院大学が平成9年10月1日付で新設され、このほど国大協への加入の申し出(「資料17」)があった旨述べられたのち、国大協加入について諮られ、異議なく承認された。

ついで、政策研究大学院大学の吉村 融学長の紹介があった。

III 報 告

1. 委員長の交代について

会長から、前回総会以後交代になった委員長について、次のとおり紹介があった。

(委員会)	(旧委員長)	(新委員長)
教員養成特別委員会	蓮見 音彦	木下 繁彌
	(東京学芸大学長)	(大阪教育大学長)

2. 次期会長、副会長について

会長から、現会長が学長の任期満了に伴い本年12月15日付で退任するので、10月29日開催の理事会において、次期会長の選出を行った結果、阿部一橋大学長が選出され、12月16日付で就任されることとなった。なお、阿部副会長の後任については、来年3月開催予定の理事会で選出することとした旨報告があった。

3. 常置委員会委員（教員）の選任について

会長から、この10月で2年の任期を満了した教員委員については、10月29日開催の理事会で「資料5」のとおり選任された旨報告があった。

4. 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項については「資料6」にその概要が記されているが、ここでは簡単にその要点をご報告することとし、その他の事項については「国立大学協会事業報告」（「資料7」）を、また、国大協あての要望書については「国大協宛要望書一覧」（「資料8」）をご参照願いたい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

(1) 審議会等への意見提出について

- 1) 文部省大臣官房政策課から、「中央教育審議会「審議のまとめ（その二）」につき意見を求められ、加藤第2常置委員会委員長に依頼し、6月11日、意見を提出した。（会報第157号参照）
- 2) 文部省教育助成局から、「教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」（カリキュラム等特別委員会審議経過報告）」について意見を求められ、教員養成特別委員会に依頼し、6月20日、意見を提出した。（会報第157号参照）
- 3) 文部省学術国際局から、「留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議「留学生の入学選考の改善方策について」につき意見を求められ、第2常置委員会並びに第5常置委員会において審議の結果、6月23日、意見を提出した。（会報第157号参照）
- 4) 文部省体育局から、「保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」の答申（中間まとめ）」につき意見を求められ、丸山第7常置委員会委員長に依頼し、8月19日、意見を提出した。（会報第158号参照）
- 5) 内閣官房男女共同参画室から、「女子差別撤廃条約実施状況第4回報告書」につき意見を求められ、佐藤お茶の水女子大学長に依頼し、9月1日、意見を提出した。
- 6) 文部省学術国際局から、「学術審議会「学術研究における評価の在り方について」（中間まとめ）」につき意見を求められ、丸山第7常置委員会委員長に依頼し、9月19日、意見を提出した。（会報第158号参照）
- 7) 文部省教育助成局から、「教育職員養成審議

会「養護教諭の養成カリキュラムについて(事務局案)』につき意見を求められ、蓮見教員養成特別委員会委員長に依頼し、10月8日、意見を提出した。(会報第158号参照)

8) 文部省高等教育局から、「大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)―高等教育の一層の改善について―」につき意見を求められ、阿部第1常置委員会委員長に依頼し、10月31日、意見を提出した。(資料11)

9) 文部省高等教育局から、「大学審議会「マルチメディア教育部会における審議の概要―「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について―」につき意見を求められ、久々宮第3常置委員会委員長に依頼し、10月31日、意見を提出した。(資料12)

10) 文部省高等教育局から、「大学審議会「大学院部会における審議の概要―通信制の大学院について―」につき意見を求められ、丸山第7常置委員会委員長に依頼し、10月31日、意見を提出した。(資料14)

(2) 要望書の提出等について

1) 「行財政改革と国立大学の在り方について」の要望について

6月30日、井村会長並びに阿部副会長が小杉文部大臣、武藤総務庁長官並びに水野行政改革会議事務局長と面談し、要望を行った。

7月10日、井村会長、蓮實副会長、阿部副会長が加藤自由民主党幹事長と、また、井村会長、蓮實副会長が与謝野内閣官房副長官と面談し、要望を行った。(会報第157号参照)

2) 「国立大学の施設の整備・改善について」の要望について

6月30日、井村会長並びに阿部副会長が小杉文部大臣と面談し、要望を行った。(会報第157号参照)

3) 「国立大学教育等の待遇改善について」の要望について

7月9日、井村会長、梶井第4常置委員会委員長、伊藤事務局長が人事院、大蔵省並びに文部省に赴き、人事院総裁、大蔵大臣、文部大臣並びに関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第157号参照)

4) 「大学の教員等の任期制に関する法律」の施行に関連する要望について

8月4日、井村会長、伊藤事務局長が文部省に赴き、小野官房長、佐々木高等教育局長、兩宮学術国際局長並びに関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第157号参照)

5) 「国立大学附属図書館の整備充実に関する要望」について

8月11日、丸山第7常置委員会委員長、有山委員、伊藤事務局長が文部省に赴き、兩宮学術国際局長並びに関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第157号参照)

6) 「人事院勧告の取扱いに関する要望」について

6月の第100回総会においてその取扱いを会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議してまとめ、9月16日、第4常置委員会の梶井委員長、伊藤事務局長が総務庁、大蔵省、文部省に赴き、総務庁長官、大蔵大臣並びに関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第158号参照)

7) 平成10年度税制改正に関する要望について

平成10年度税制改正に関する要望につき第6

常置委員会において審議の結果、「国立大学と民間企業との共同試験研究促進税制について、高速ネットワークを活用した情報通信技術等に関する共同研究を優遇措置の対象とすることに関する要望」、「育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」並びに、「留学生のホームステイ受入れ家庭の負担を軽減するため、これらの家庭の世帯主の所得税を軽減する措置を創設することに関する要望」を、9月18日、自由民主党政務調査会税制調査会に提出した。(会報第158号参照)

(3) 教育改革フォーラムについて

6月23日、プリムローズ大阪において、「教育改革フォーラム(経済社会と教育)」が開催され、文部省大臣官房政策課からの依頼により、井村会長が出席し、意見交換を行った。

(4) AVCC (オーストラリア大学長協会) との懇談について

AVCCからの申し入れにより、7月9日、井村会長ならびに木村第5常置委員会委員が Professor Fay Gayle AVCC 会長, Mr. Stuart Hamilton AVCC 事務局長, Mr. Terry White 在オーストラリア大使館参事官と UMAP (University Mobility in Asia and the Pacific), APHEN (Asia-Pacific Higher Education Network) 等について懇談した。

(5) 規制緩和に関する公開ディスカッションについて

行政改革会議規制緩和小委員会から、規制緩和に関する公開ディスカッション[「規制緩和に関する論点公開(第6次)」中、「大学設置の自由化・弾力化」及び「大学入学制度の弾力化」(うち「入学試験の実施時期に対する行政指導」及び「推薦入学枠」)]への出席依頼があり、10

月2日、阿部第1常置委員会委員長並びに加藤第2常置委員会委員長が出席し、意見を述べた。

(6) 外国人学校卒業者の国立大学入学資格を考える国立大学教員の会(略称「入学資格を考える会」)からの申し入れ

「入学資格を考える会」からの申し入れにより、10月9日、伊藤事務局長が世話人(田中宏:一橋大学教授)ほか6名と会い、外国人学校卒業者の国立大学の入学資格認定を求める申入書を受け取った。(資料9)

(7) 国立大学の独立行政法人(エージェンシー)化反対の記者会見について

10月15日、突然、行政改革会議の水野事務局長が、東京大学と京都大学を独立行政法人化するという私案を同会議に提出し、さらに自由民主党の行政改革推進本部では全国立大学を独立行政法人化することが検討されていると聞いたので、10月21日、緊急に常務理事会を開催して国大協として反対を決定し、同日、文部記者会において、井村会長、阿部副会長、梶井第4常置委員会委員長が記者会見を行って声明文(「資料23」)を発表した。

(8) 全国大学高専教職員組合(全大教)との面談
全大教からの申し入れにより、10月24日、梶井第4常置委員会委員長が全大教の三宅副委員長ほか5名と会い、教室系技術職員問題等の取扱の状況について面談した。

5. 各委員会委員長報告

各委員会からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

各委員会の審議状況の要旨を「資料10」として配付してあるので、ご参照いただきたい。なお、協議題となっている事項については、後刻協議のところで説明いただくこととしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について各委員長等から概ね次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(阿部委員長)

1) 「大学の教員等の任期に関する法律」の施行に関連する要望について

前回総会において、会長から「大学の教員等の任期に関する法律」の施行に関連して、施行省令を検討中の文部省に国大協として要望しておくべきことがあるかなどについて本委員会に検討依頼があったことをうけて審議を行った結果、要望書を作成することとし、文案作成を会長及び委員長に一任することが了承され、最終的に、会長の会務報告にあったとおり、「大学の教員等の任期に関する法律」の施行に関連する要望書を取りまとめた。

2) 『大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)―高等教育の一層の改善について―』に対する意見について

これも会長から報告があったが、高等教育局から求められた意見提出の期限が切迫していたので、会長と協議の上文書を作成し、国大協の意見として提出した。

(2) 第2常置委員会(加藤委員長欠席により山田委員が代って報告)

1) 報告

① 文部省からの報告

栗山大学入試室長から、中央教育審議会第二次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」のうち、大学入学者選抜に係る提言と文部省としての対応について、また、小山内留学生交流政策室長から、留学生政策懇談会が取りまとめた「今後の留学生政策の基本的方

向について」についてそれぞれ報告があり、意見交換を行った。

② 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長及び石井事業部長から、大学入試センター試験の改善方策の検討状況について報告を受けたが、これについては後刻大学入試センターから説明があると思うので、報告を省略する。

2) 「平成10年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」について審議し、これを決定した。

3) 「国立大学の入学者選抜についての平成11年度実施要領、実施細目」(案)についてこれはご審議いただく件であるので、説明はその時に譲りたい。

4) 大学が指定した大学入試センター試験の試験教科・科目の未受験等無資格者の取扱いについて、実状調査結果の説明を聞き、対応を協議した。

5) 中央教育審議会第二次答申のうち、入学者選抜に係る提言を巡って意見交換した。

6) 大学入試将来ビジョン検討小委員会では、これまで9回にわたり大学入試の将来ビジョンについて検討してきた。既に原稿執筆に入っており、来年3月までに提言を含む「報告書」を上梓する予定である。

(3) 第3常置委員会(久々宮委員長)

1) 就職採用問題について

山中文部省学生課長から、本年度の就職協定不締結決定後の状況等の報告説明を受けた。その要旨は、○企業との間に「就職採用情報交換連絡会議」と「中長期の就職採用問題研究会」を設け、会合を持った、○来年度については、今後「連絡会議」で連絡協議する、○国立大学

での就職指導体制の充実、学生の職業観・就職観を育てる教育の充実に配慮してほしい、等である。

2) 文部省高等教育局から国大協に意見を求められた『大学審議会マルチメディア教育部会における審議の概要「遠隔授業の大学設置基準における取扱い等について』』について、会長の依頼を受けて本委員会で検討し、会長の会務報告にあったとおり、「資料12」の意見をまとめた。

3) 次期委員長について

現委員長が近く学長の任期満了（平成10年1月9日付）に伴い退任するので、次期委員長の互選を行い、佐藤 保お茶の水女子大学長を選出した。

4) 「スペース・コラボレーション・システム (SCS) の活用促進と展望 (報告)」について

予て、「SCS 小委員会」を設けて、SCS の活用について検討してきたが、このほどこれを報告書「スペース・コラボレーション・システム (SCS) の活用促進と展望 (報告)」として取りまとめた。SCS を有する大学は既に55大学に達している。報告の結論としては、SCS は複数の大学間での自由な映像交換を通して教育の改善、研究の進展に有益な効果をもたらすものと判断されるので、まだ機器操作の問題のほか、改善・克服すべき問題は残されているが、各大学においてこれの積極的な利用が望まれる、というものである。

(4) 第4常置委員会 (梶井委員長)

教室系技術職員の問題については、後刻ご審議いただくので、そのとき説明することとした。また、それ以外の、国立大学教官等の待遇改善に関する要望及び人事院勧告の取扱いに関

する要望、全大教との面談については、既に会長から報告いただいたので省略する。

(5) 第5常置委員会 (江崎委員長)

委員長が外国出張の間、本委員会及びUMAP関係の会合を開いたが、この間中嶋委員に委員長代理を務めていただいた。その際審議されたUMAP 先行事務局の問題について中嶋委員からご報告いただくこととし、私からはそれ以外の事項について報告したい。

1) AAC&U メンバーの来日と「短期交換留学のための日米シンポジウム」の開催について

去る9月20日から10月1日にわたり、AAC&U (全米大学協会) の一行が北海道大学、東北大学、横浜国立大学、京都大学の各大学を訪れ、短期留学プログラムの視察及び関係者との懇談を行うとともに、この間、9月25日に開かれた広島大学主催の「短期交換留学のための日米シンポジウム」に出席され、意見交換を行った。今回のシンポジウムは昨年5月九州大学で開催したシンポジウムに続くものである。

2) UMAP ワーキング・パーティへの出席者について

この11月10日から12日にかけて、タイのピッサヌロークにおいてUMAP ワーキング・パーティが開催されている。この会合の期日が国大協総会と重なったため、学長委員の出席は困難なので、水岡委員 (一橋大学教授) 及び西村委員 (九州大学教授) に出席いただいた。なお、文部省からも小山内留学生交流政策室長が出席された。

3) 「日豪学術交流協定」の更新について

1992年12月にAVCC (オーストラリア大学長協会) と国大協の間で締結した「日豪学術交流

協定」が間もなく5年の期限を迎えるに当たり、AVCC側から協定更新の申し入れがあり、本委員会（10月13日開催）で協議したが、特に異論なく更新することが了承された。

4) 「UMAP小委員会」及び「JUSSEP小委員会」の存廃について

両小委員会とも本年12月14日付をもって2年間の設置期間が終了するので、この取扱いについて本委員会で協議した結果、UMAP小委員会は予定どおり解散することとしたが、JUSSEP小委員会については、これのカウンターパートであるAAC&Uが日米短期交換留学の問題の調査研究を継続中であって、まだ課題も残っているため、引き続き設置する方針とし、この旨常務理事会に提案することとした。

以上の報告に引き続き、中嶋委員から次のような報告があった。

5) UMAP 先行事務局について

昨年（平成10年）の第5回UMAP総会で日本にUMAP国際事務局を設置することが合意され、その後、当面2年間は先行事務局として将来の本格的な国際事務局活動の素地づくりに当ることとし、首都圏のいずれかの国立大学に設置する方向で候補地を探してきた。候補地の選定が難行していたが、文部省の尽力もあって、このほど東京大学教養学部の建物の一角を提供いただけることになった。そこで、10月13日開催の「第5常置委員会・UMAP小委員会合同委員会」及び10月23日開催の「UMAP国際事務局の設置についての検討会」（国大協・公大協・私大団体連合及び文部省で構成）にこの旨報告のうえ今後に向けての対応を協議した結果、日本が先行事務局を引受けるについて、財政の問題、人の問題をはじめとして、管理・運営、並びにサポート体制について具体的な詰めを行うこととなった。

このような経過であるので、後刻、UMAP先行事務局の設置と管理・運営、並びにサポート体制についてご審議いただきたい。

(6) 第6常置委員会（武藤委員長）

去る10月15日に本委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会を開催した。文部省から、清水大学課長、山中学生課長、加茂川研究機関課長、阿部会計課第二予算班主査が出席し、平成10年度概算要求について説明を伺ったのち、意見交換した。その際の説明では、平成10年度国立学校特別会計予算要求は対前年度比1.2%増の2兆7千億円強であり、教育改善推進費（学長裁量経費）など増額しているものもあるものの、一般会計からの繰入れは前年度と同額とのことであった。しかし、既に国立学校特別会計繰入れを対前年比同額以下に抑制するとして閣議決定がなされており、最終的に一般会計からの繰入れが減額される可能性もありうると考えられる。

次に、授業料問題について、山中学生課長から、平成11年度学生納付金において、①これまでのとおり隔年ごとに行われてきた授業料値上げ、②新入学生のみならず在校生の授業料も同時に値上げする、③学部別授業料制を導入する、④新たに入学時に施設整備費を徴収する、といったことが財政当局から求められる可能性がある旨説明があった。委員会としては、②、③、④については絶対反対であり、①については、財政当局からこれが示されたならば、直ちに、できるだけ少額に止めることを要望するということで意見の一致をみた。

ついで、会長から次のように諮られ、了承された。

授業料の増額改定の提案が出てきた場合、い

つでも対応できるようにしておく必要があると思うので、要望書の作成及びこの提出時期については会長と第6常置委員会委員長に一任いただけないか。

(7) 第7常置委員会（丸山委員長）

1) 大学の助手制度の見直しについて

助手問題について検討してきたが、委員会でこれまで検討してきた結果、「学位を有し、DC又はPDを終了した助手は任期5年の講師とし、将来的に助手制度を廃止する」方向で提言をまとめることにしている。

2) 複写に伴う複写権料の問題について

予て日本複写権センター（複写に関する著作権処理を一括して行う機関）から国立大学に対し複写に伴う複写利用許諾契約（コピー使用料）の締結が求められている。文部省、文化庁は既に契約しそれぞれ年間約4万円、7,000円を複写権センターに支払っているとのことである。本委員会では、この問題を検討するため、東京大学と山梨医科大学の両事務局における複写利用の実態調査を行い、また、専門家を招いて、著作権法、及びフェア・ユースの解釈、そのほか複写について具体的事例を含めて意見を伺った。この問題については継続して審議する予定である。

3) 「国際化時代の国立大学事務職員の採用・研修等の在り方について（提言）」について

留学生の10万人受入れ計画も進み、国立大学の国際交流担当事務官が英会話能力をもっている必要性が一段と高まってきているので、国際化時代に対応した事務職員の採用・研修等の在り方について検討し、提言（「資料15」）をまとめた。その内容は、①現地採用職員について英

会話能力を重視した採用、②採用後の英会話研修の実施、などである。たとえば、研修ということでは、大学で経費を工面して事務官を交代で海外研修させることも一つの方法と思われる。この提言について各大学で積極的に検討いただくようお願いしたい。

(8) 医学教育特別委員会（石川委員長）

学士編入学制度の導入が契機になって医学教育のあり方が改めて問題になってきたということと、現在の社会情勢、授業料問題等からみて、この際、国立大学医学部の存在意義を明確にする必要があるとの認識に立って、医学教育、大学院、国立大学医学部の存在意義確立のための方策、さらに人材養成と関連して、任期制の具体的実施方法等について専門委員会で検討した。その内容は、「委員会委員長報告要旨」（「資料10」）のとおりである。それをうけて本委員会を開催し協議を行った結果、本委員会の課題である、卒後臨床研修及び大学院のあり方とも関連して、これまでの検討結果をまとめ報告書を作成することとした。なお、本委員会は来年3月が設置の期限なので、それまでに報告書を完成させたい。また、現委員長は、本年12月15日付学長任期満了に伴い退任するが、委員会の解散まで残された期日も少ないので、後任は選ばず委員長代理を置くこととした。

(9) 教員養成特別委員会（木下委員長）

1) 国立大学附属学校のあり方と役割に関する調査研究について

科研費を受けて、国立大学附属学校のあり方・役割について調査研究し、今年3月に報告書（『国立大学附属学校調査報告書—今後の国立大学附属学校の在り方・役割等に関する教育政

策論的総合研究一])を取りまとめたが、この調査研究結果をより広く関係者に知っていただくという意図のもとに、このほど、先の調査報告の概要と、本委員会委員及び専門委員の参加による、附属学校のあり方、役割についての座談会を内容とした報告書(『国立大学附属学校の在り方・役割』)を取りまとめた。詳しくは報告書をお読みいただきたいが、国立大学附属学校(現在261校)は、高い水準の教育活動や研究開発を進めており、ヤードスティック的な役割を教育実習においても研究開発においても果たしていることは評価されるべきである。ただ、いじめ等今日的な課題に対する取組みといったこととか、大学教官との連携の強化等々、の課題があるという指摘も含めてまとめを行った。

2) 教育職員養成審議会の審議への対応について

教育職員養成審議会において、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策」について審議中であるが、同審議会カリキュラム等検討特別委員会審議経過報告について国大協としての意見が求められたので、6月開催の委員会で検討し意見を取りまとめ、同審議会に提出した。

その後、7月末に同審議会から第一次答申が出た。答申は一口に言うと、これまで免許状修得について細かい要件が加えられていたのを、それぞれの大学の特色を出せるよう教員養成カリキュラムに選択履修方式を導入するなど弾力化する方向での提言がなされており、教員養成制度の改革として評価されてよいと思う。

さらに、9月末に同審議会から養護教諭の養成カリキュラムの改善について国大協としての意見を求められた。これについては回答期限が迫っていたため、委員長の手許で意見を作成のうえ同審議会に提出した。

3) 教員養成課程の入学定員削減とその対応について

行財政改革の一環として国立大学の教員養成課程の入学定員を平成10年度から12年度までの3年間に5,000人削減することが決定され、それ以後、全国の教員養成大学・学部では改組問題に取り組んでいるが、今後、教員養成のあり方等が問題になってくることが予想されるので、21世紀へ向けての教育改革という課題との関わりを考えながら、国大協としてどう対応すべきか取り組む必要がある。については、来年3月末で設置期限が切れる本委員会の設置期間をあと2年間延長していただくことをお願いしたいと考えている。

(10) 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会(阿部委員長)

委員会は前総会以後開催していない。今年に入って、行政改革会議や財政構造改革会議等において、国立大学の独立行政法人化、民営化が検討の対象にされているということから、3月に急遽、本委員会が設置され、ここで国大協としてどう対応するか集中的に検討し、その結果を6月総会に報告(『行財政改革の課題と国立大学の在り方(報告)』)したが、その総会の前後から、独立行政法人化の問題が顕在化してきた。そこで、この問題についての検討が必要になったが、その頃はまだ独立行政法人の内容も不明確なこと等の事情もあり、常務理事会の要請で、本委員会のメンバーを中心に小委員会をつくり非公開で数回検討を行った。その結果については、あとで審議する、当面する諸問題の議事と重なるので、その中で報告したい。

6. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以後、今総会までの間に開催された地区学長会議若しくは懇談会の状況を各当番大学から報告願いたい旨述べられ、各当番大学から概要次のような報告があった。

(1) 東北地区（吉田弘前大学長）

10月23日、24日の両日開催した。この頃、国立大学の独立行政法人化問題が新聞等で報道されていたので、緊急協議事項として、「国立大学の独立行政法人化」について協議した結果、反対決議を行うとともに記者会見を行った。このほか、「教養教育のあり方」及び「教員養成課程入学定員削減構想に係る教員養成大学・学部のあり方」について、各大学の実情や取り組みを披露しあい、意見交換した。

(2) 関東・甲信越地区（鈴木東京医科歯科大学長）

10月17日開催した。東大、京大の独立行政法人化ということが行政改革会議事務局長による私案という形ではあったが、新聞報道された直後であったので、予定の議題以外に「独立行政法人化」問題について協議し、反対決議を行い決議文を出した。あとの協議題である、「大学教員の任期制」については、若干の試みがあり、それを歓迎する空気があったが、まだ取組みは本格化していないようである。また、「教育課程改革後における教養教育」については、各大学それぞれ工夫されているようだが全体的にはまだ不十分な感がある。「学長のリーダーシップ」については、いろいろ言われているがまだ実際にそれが発揮できるような体制になっていない、ということであった。時間がなく十分検討

できなかつたので、改めて討議することとした。

(3) 東海・北陸地区（佐々木富山医科薬科大学長）

10月27日、28日の両日開催した。緊急議題として、国立大学の独立行政法人化の問題について協議し、その結果、反対の声明を発表した。それ以外の協議事項は、①中教審第二次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」のうち、入学者選抜に関し、地域を指定した入学定員枠等について意見交換した。②「教養教育の実施体制をめぐる諸問題」については、各大学で実施体制が異なり予算や事務組織等も異なっているという指摘があったほか、語学担当教官の退官後その補充が他の教官で埋められるため語学教官が減少しているという報告もあった。③「大学の教員等の任期制」については、北陸先端大学院大学の慶伊学長から、同大学で導入しようとしている任期制度について説明を伺った。また各大学の検討状況を伺ったが、まだあまり検討が進んでいないというのが全般の状況であった。

(4) 近畿地区（岸本大阪大学長）

11月4日開催した。主として、国立大学の設置形態について討議した。その結果、いわれているような独立行政法人化は大学における教育研究には全くなじまないものであるということと15大学長名で反対声明文を作成し、関係各方面に提出した。

(5) 中国・四国地区（田中香川医科大学長）

11月6日、7日の両日開催した。まず、緊急議題として、国立大学の独立行政法人化について討議し、全学長一致で反対声明文を作成のう

え発表するとともに関係方面に送付した。その他「教養教育の実施体制」及び「地方国立大学における教育研究活性化方策」について、それぞれ各大学の現状を報告しあい、協議した。なお、もう一件議題に予定していた、中教審答申に盛られていた「地域を重視した入学者選抜への取組み」については、都合で、提案理由の説明のみとし、次回以降協議することとした。

(6) 北海道地区（丹保北海道大学長）

10月24日、緊急に道内7学長が集まり、国立大学のエージェンシー化について協議し、反対決議を行い声明文を出した。

(7) 九州地区（杉岡九州大学長）

九州地区各大学長が書面をもって協議し、国立大学の独方行政法人化又は民営化反対を決議し、10月22日付で声明を出した。

IV 協 議

1. 「理事及び監事総会互選要領」並びに「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」の一部改正について

会長から、政策研究大学院大学の国大協加入に伴い、理事及び監事総会互選要領等の一部を改正するものである旨述べられたのち、改正案（「資料18」及び「資料19」）の概要について、次のとおり説明があった。

① 理事及び監事総会互選要領の一部改正案について

政策研究大学院大学の所属地区を関東・甲信越地区とするものである。

② 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正案について

第5常置委員会委員の定数を1名増員する。

ついで、「理事及び監事総会互選要領の一部改正（案）」及び「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正（案）」について諮られ、いずれも異議なく承認された。

2. 国立大学の入学者選抜についての平成11年度実施要領、実施細目について

第2常置委員会の山田委員から、次のように説明があった。

去る6月総会において平成11年度の入学者選抜については、平成10年度を踏襲して「分離分割」で行うという基本方針が了承されたので、本委員会として、入学者選抜についての平成11年度実施要領、実施細目の原案を作成した。基本的には平成10年度と変わらないが、作成した原案について予め各大学に伺ったところ、いくつかの大学からご意見等が寄せられた。それらの内容については事務局から説明願うことにしたい。

ついで、事務局長から、原案について、①前期日程の入学手続完了者資料の提出日の1日繰上げ、②入学手続時の大学入試センター試験受験票への完了印押捺の廃止、のほか、③平成12年度以降、後期日程試験期間（試験開始日から合格者発表最終日）の前期期間並の確保、の要望が寄せられ、委員会で検討の結果、①については、入試業務日程全体に影響が及ぶため変更しがたい、②については、公立大学にC日程もあり、まだ継続の必要がある、また、③については、今後の課題とする、との結論となり、原案どおり総会に諮ることとなった旨説明があった。

以上の説明があったのち、会長から「資料20」の「国立大学の入学者選抜についての平成11年

度実施要領、実施細目」(案)について諮られ、審議が行われた。

その結果、異議なくこれが承認された。

3. 大学の教育研究にかかる技術職員問題について

梶井第4常置委員会委員長から次のように説明があった。

昨年秋の総会において、教室系技術職員について、専門行政職俸給表の適用を目標とすることに変わらないが、人事院の態度は極めて固くその実現が現状では難しいので、当面、現行行政職(一)俸給表の中で処遇改善をすすめていくことをご了承いただき、この方針に沿ってその後、文部省と連絡をとりながら検討をすすめてきた。本年3月に文部省に置かれた「技術職員待遇改善検討会」から、技術職員の社会的地位の確立と処遇の改善を図っていくについて、当面講ずべき措置として①組織化の推進、と②「職」の設定を謳った「中間まとめ」が提示され、これが去る6月総会で評価・了承されたが、その後8月に入り、文部省の検討会から「結論」(「資料21」)が提出された。「結論」は、先の「中間まとめ」に沿って、教室系技術職員の位置づけ、役割の明確化及び職務に見合った処遇の改善が求められているとの考え方に立ち、技術の高度性、専門性に応じて新たな「職」として、「技術専門官」及び「技術専門職員」を置き、それを訓令によって規定する方針が示されている。これを受けて、作業部会及び本委員会で審議した結果、検討会の「結論」は国大協の要望に沿った内容になっているので、これを支持することとし、この旨総会にお諮りすることとした。なお、文部省では、速やかに訓令を定めるとともに人事院と協議して級別定数を設定し平

成10年度から実施したい意向である。

ついで、会長から次のように諮られた。

技術職員の待遇改善は国大協の懸案であり、長年にわたり専門行政職俸給表の適用をめざしてきたが、人事院は大学の技術職員は専門行政職になじまないとの姿勢を変えていない。このため専門行政職の旗印は降ろさないが、当面、行政職(一)俸給表の中で、技術専門官及び技術専門職員という新たな「職」によって待遇改善を図りたいという第4常置委員会の方針をご了承いただいたこととしてよろしいか。

これについて、各大学における新たな職の認定はどのように行うことになるのか、等の質問があったが、異議なく了承された。

4. UMAP 先行事務局の設置と管理・運営並びにサポート体制について

中嶋第5常置委員会委員から次のように説明があった。

既にご報告したとおり、日本にUMAP国際事務局を設置することが合意され、当面2年間、先行事務局として東京大学教養学部内の建物の一室を借用して業務に当り、その試行を経て本格的な事務局体制をつくる方向となった。そこで、今後先行事務局の管理、運営並びにサポート体制をつくっていく必要があるが、本委員会としては、①先行事務局運営についての意思決定機関として「運営委員会」及び事務局業務をサポートする「作業委員会」を設置する、また②事務局運営の中核を担う事務局長及びセクレタリー・アシスタントとなる人材を確保する、さらに、これらに伴う③給与を含め、財政的支援が不可欠と考えている。この大枠をお認めいただければ、現在タイで開かれているワーキング・パーティの討議の結果をまっ、国大協、

公大協、私大連及び文部省の四者による「検討会」で協議を行い、これらの中身について具体的に詰めていきたい。

ついで会長から、本格的 UMAP 国際事務局の設置に先立ち、当面 2 年間先行事務局を設置し、これを東京大学教養学部（駒場）内に置くこと、先行事務局の管理・運営並びに支援体制づくりに国大協として協力し、応分の財政負担を行う、との方針のもとに今後準備を進めていくことをお認めいただけないかと諮られた。

これについて協議の結果、異議なく了承された。

5. 当面する諸問題について

会長から次のように述べられた。

(1) 国立大学の独立行政法人化、民営化について行政改革会議（以下「行革会議」という）や財政構造改革会議等において、国立大学の独立行政法人化、又は民営化が検討の対象に上がっていることから、本年 3 月に急遽、特別委員会を設置し、国大協として対応を検討していただき、その結果を報告書（「行財政改革の課題と国立大学の在り方」）として取りまとめ、これを踏まえて要望書（「行財政改革と国立大学の在り方について」）を作成のうえ、総理大臣、総務庁長官ほか関係各方面にこれを提出要望を行った。その時点で、行革会議では、民営化の話は取まりつつあったが、引続き独立行政法人（エージェンシー）化が浮上してきた。独立行政法人そのものは、それまでも行革会議内部で検討されていたが、その中身については分かっておらず、9 月に取りまとめられた「中間まとめ」（案）でもその詳細は不明であった。それが 10 月になって、東大、京大を独立行政法人化するという案が行革会議事務局長の水野私案の形で突如出て

きて、この問題が表面化した。そこで、国立大学の独立行政法人化等について国大協としてどう対応すべきかご意見を伺いたいが、初めに阿部国立大学の在り方と使命に関する特別委員会委員長からこの問題について経緯を含めてご報告いただきたい。

引き続き阿部委員長から次のように述べられた。

常務理事会から、行革会議で独立行政法人構想が浮上してきたという事情を踏まえて、本委員会の中に小委員会を設けて非公開でこの問題を検討してほしい旨依頼があった。そこで、小委員会（阿部委員長ほか 10 名で構成）をこれまで 3 回にわたり開催し、独立行政法人について検討した。その段階では、独立行政法人の内容はまったく分かっていなかったのも、イギリスのエージェンシー制度や高等教育制度について専門家を招いてレクチャーを受け、勉強した。行革会議の方で、国立大学の独立行政法人化の試案がまとまったところで行革会議の中の委員に話を伺うことをお願いしてあるが、今に至るまで具体的検討はなされていない状況である。結果だけいえば、10 月 22 日の行革会議で行われた審議で「国立大学については、人事、会計面での弾力性の確保など種々の改革をする必要があり、また、文部省の高等教育行政のあり方についても改革する必要がある。しかし、大学改革は長期的な問題であり、国立大学の独立行政法人化は、その際改革方策の一つの選択肢となり得る可能性はあるが、今の時点で早急に結論を出すべき問題ではない」という形でまとめが行われ、12 月に予定される最終報告にも国立大学の独立行政法人化は盛り込まれない可能性が高くなってきた。しかし自由民主党では、行政改革推進本部を中心に国立大学の独立行政法人

化等設置形態について精力的に検討されていると聞き、また、行革会議も、当面は対象にしないが長期的課題の中で選択肢の一つとする姿勢であるので、再浮上してくる可能性が高い。こういう状況にあるので、独立行政法人について我々として相当知識を持っておく必要がある。その一つの方法として、行革会議の「中間報告」(案)及び文部省が国立大学の独立行政法人化についての考え方を整理した資料を配付してある。お手許の「中間報告」(案)に記されているように、独立行政法人というのは、定型的な業務を行うものである。政策の立案機能と実施機能を分離するというのが基本線であり、これは国立大学を独立行政法人化する場合であっても崩せないと思う。そうすると、最悪の場合は、大学が自らは教育研究の案を立てられないということになりかねないし、そのほか問題になることが沢山ある。国大協としては、単に独立行政法人化に反対するだけでなく、国立大学が全体として現在どういう改革の方向に向っているのかを明らかにし、それが国民の目にみえるような形にしておく必要があると思う。そして、独立行政法人化を阻止しようとするような実体をここ数年のうちにつくっておくべきである。これをどうすべきかということも本日の議論の一つのポイントとしてお考えいただきたい。

ついで、主として次のような意見交換が行われた。

○ 今回、東大及び京大の独立行政法人化が私案の形で報道機関にリークされる直前に、東大の医学部が読み方によってはエージェンシー化に賛成であるかのような新聞報道があったが、調査の結果あの記事は誤りであったので、ご了解いただきたい。

東大では、昨年12月に学部長会議の下に「社

会資本としての国立大学研究会」をつくり、国立大学が来るべき社会においてどのような役割を果たすべきかについて検討している。この研究会は、独立行政法人あるいは民営化の問題に対応して作られたものではなかったが、活動を始めて間もなくその動きが強まり、東大、京大を独立行政法人化しようとする案が出てきた際には、ここが中心になって反対声明文をまとめた。そして、10月16日、臨時学部長・研究所長会議を開いて東大として反対決議を行い、その晩文部大臣にお会いしてこの旨申し上げ、また翌日、記者会見を行った。大臣と面談した際大臣から、国立大学は自ら改革を進めているといってもそれが必ずしも国民の目にみえていないのではないかと、もっと分かるようにしてほしいということとか、また、予算の配分には透明性ということが必要であり透明性の元になるものは何か、それを大学としても考えてほしいということが述べられた。これは、大学の評価を確立してくれたなら、それにもとづいて国の予算を注ぐことができるということと言わんとされたのではなかったかと理解した。そういうことなので、国大協として反対を声明するだけでは問題は収まり得ず、東大としても、今後、改革の途をどのようにすればみえるようになるか考えていきたいし、また、国大協として何をなそうとするか外部に対する態度表明が必要になってくると思う。

○ 京大では最近、将来構想検討委員会の中に小グループをつくり、そこで大学の民営化、あるいは自由経済競争化ということについて理論的検討をして貰った。結論としては、自由経済競争になじむ事柄となじまない事柄がある。経済活動の殆どは自由競争になじむが、

社会福祉とか防衛などは国が責任をもつべきものであって自由競争にはなじまない。大学は丁度その中間的存在であり、それを絶対に国家が責任をもってやらねばならないものとも言いきれず、そうかといってまったく自由競争に晒してうまくいくというものでもない、ということであった。そういう時に、急に京大と東大をエージェンシー化する案が新聞報道で流れたので直ちに臨時の部局長・研究所長会議を開いて反対の決議をし、文部大臣にその旨お伝えした。

- 国立大学の独立行政法人化については、行革会議の「中間まとめ」に盛り込まれなかったことで終息したと思っていたが、昨日地元出身の代議士に会って聞いた話では、事が何時どう動くか分からず楽観できる状況ではないようである。その代議士は、もし行革が失敗すれば日本の21世紀は取り返しのつかないことになる、と危機感をもっていた。そして国立大学もしっかり改革をやってほしいと言われた。
- 各地区の学長会議で独立行政法人化反対の決議や声明が出ているが、個々の大学としても積極的に反対の意思表示をする必要があると思う。
- 国大協常務理事会（10月21日開催）で反対声明を出した翌日、臨時評議会を開き、反対を決議し公表したが、他大学の動きがよく分からない。個々の大学でどの程度反対表明がなされているのであろうか。
- 地区の学長会議では、すべての地区で反対を決議し声明を公表していただいている。大学単位では、これまでに事務局にご連絡いただいているのは22大学である。ご承知のとおり10月21日、緊急に常務理事会を招集し、国

立大学の独立行政法人（エージェンシー）化に反対を決議（「資料23」）し、国大協としての意思表示を行ったが、今総会において改めて反対決議し声明を出す必要があるのではないか。

- 事態は急を要する状況にあると思う。個々の大学で努力いただくことも結構だが、やはり総会として反対意見をまとめて外に出すことが第一に必要なことと思う。
- 独立行政法人化、民営化については、各地区ごとに学長レベルですべて反対ということで一致しているが、問題は、社会的、政治的な場で我々の意向をどう反映させるかだと思う。勿論、現在国立大学には種々問題があり、その改革、改善をしていかなければならないことは十分承知しているが、それには色々な制約もあって時間がかかる話である。したがって、当面緊急にやるべきことは、国立大学を維持するため、いかに社会的、政治的影響力のあるアクションをどう取っていくかであろう。
- 各大学での改革の動きが外から見えないということが国立大学への不満の一因になっているのであるから、この機会を捉えて、国立大学が全体としてどう改革をすすめてきているかを整理し、世の中の人に理解していただくようにすることが必要と思う。それを国大協として考えるべきと思う。
- わが国の高等教育は私立大学と国立大学との間でよく機能分担されていると思うが、それが社会によく知られていない。会長、副会長は私立大学関係団体の責任者と接触を密にされ、国立・私立大学間の機能分担等々の問題についてよく話し合っていたきたいし、また、国立大学のエージェンシー化について

先方がどういう見解をもたれているか摺んでおく必要があると思う。

- 国立大学の対外的なPRが不足していることを感じている。2年前に国大協白書(「文化学術立国をめざして」平成7年11月)を刊行したが、これだけでは不十分であり、国立大学の現況をよく知って貰えるより効果的な広報を考える必要があると思う。
- 個々の大学は、それぞれ大きな改革をすすめていると思うが、個々の大学として発表したものはその地域や関係者に読まれるに留まる。そこで、国大協が個々の大学の改革をまとめる形で国立大学全体としての改革を示すことができれば、政党だけでなく、ジャーナリズムにもある程度影響力があるのではないか。
- 最近、国立大学の改革はかなり進んでいるのにそれに見合った評価が受けられていない状況であり、その意味では絶えず外に向けて発言していくことが必要であるということは否定しないが、今、緊急に対応を要することは、行財政改革の論議の中から浮上してきた独立行政法人化、民営化から国立大学を如何にしてその対象から外して貰うかということであり、そのために国大協としてどう行動をとるかということではなかろうか。
- この問題には遠因と近因があると思うが、近因は、明らかに財政改革の面である。たとえば、国立大学を民営化すれば、10万人以上の公務員を削減でき、特別会計1兆数千億円の年間予算が削減できる計算になる。しかし、色々な議論をとおして、民営化は日本の教育研究機能を大幅に低下させることになるということがかなり理解されるようになったものの、独立行政法人化の意見はまだ根強くある。

また、遠因としては、既に指摘がなされているように、国立大学の改革の姿がみえないという不満であり、さらには、予算配分その他で私立大学の国立大学への複雑な感情ということもあって、それらのことが代議士に伝播し国立大学に対する厳しい見方となって顕れているのではないか。

ここで会長から、この問題についてもう少しご意見を伺いたいが、一旦中断し、大学入試センターから大学入試センター試験に関しご報告を伺うことにしたい旨述べられた。

◎ 大学入試センターからの報告

初めに廣重所長から、平成10年度大学入試センター試験の志願状況についての報告に引続き、大学入試センター試験の改善方策の検討状況について次のように説明があった。

大学入試センターでは、平成9年度大学入試センター試験で数学における平均点較差などの問題が生じたことの反省に立ち、大学入試センター試験の改善方策について検討を進め、前回6月総会にその時点までの検討状況をご報告したが、その後、引続き検討を行い具体化を進めてきた。本日は、そのうち、「得点調整」及び「出題者に高等学校関係者を加えること」の2点について検討状況をご報告し、ご意見を賜りたい。

「得点調整」については、外部の専門家を加えた「得点調整検討委員会」を設置し、得点調整を行う場合の調整方法、対象科目等調整のあり方について検討してきたが、先般、同委員会からこれの「中間まとめ」が提出された。これを去る10月1日開催の国大協第2常置委員会及び10月29日開催の理事会において説明申し上げたところ、特にご異論はなかった。この内容に

については後刻、事業部長から説明申し上げたい。

「出題者に高等学校関係者を加えること」については、前回総会において、各作題部会の意向を尊重することとして基本的にご了解いただいたが、その後引き続き検討を行った結果、○試験問題は大学関係者が中心になって作成することを基本とする、○作題部会が高等学校関係者の参加を希望し、また、高等学校側の協力が得られ、毎回出席できる場合に作題委員として加える、○それ以外の参加については、試験問題の点検協力者として位置づける、ことを取扱いの基本方針とすることとした。これについて、作題部会の対応は、3部会が作題者に高校関係者の参加を認める意向を示している。当センターとしては、賛意の得られた部会から順次実施したいと考えており、参加の開始時期は平成10年4月から（平成12年度試験問題作成から）としたい。

引続き石井事業部長から、得点調整検討委員会の「得点調整の在り方について」(中間まとめ)について、次のように説明があった。

大学入試センター試験が発足した平成2年度から平成8年度まで得点調整制度があったが、平成9年度に新教育課程のもとで出題科目数も大幅に増えたことなどから、これを廃止した。ところがこの年、「数学II・数学B」と「旧数学II」の間、及び「物理」と「生物」の間でそれぞれ約20点の平均点差を生じ、社会的に問題になった。センターとしては、今後同様の問題が生じないとはかぎらないので、平成10年度以降得点調整制度を復活させることとし、得点調整検討委員会を設けて具体的な得点調整の方法等について検討してきた結果、「中間まとめ」としてまとまった。これの要点は次のようである(以下、配付資料にもとづき説明)。

○基本的な考え方：著しい平均点差が生じないよう作題の段階でできる限りの努力を払うが、それでも大幅な平均点差が生じ、これが試験問題の難易差によるものと認められる場合に得点調整を行う。その場合、受験生の心理に配慮し素点は下げないことを原則とする。

○対象とする科目：次の各教科内の科目間に限る。

- ・地理歴史の「世界史B」、「日本史B」、「地理B」の間
- ・公民の「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」の間
- ・数学①の「数学I・数学A」と「旧数学I」の間（平成10年度限りの措置）
- ・数学②の「数学II・数学B」と「旧数学II」の間（平成10年度限りの措置）
- ・理科の「物理IB」、「化学IB」、「生物IB」、「地学IB」の間

○得点調整の方法：各科目間で、原則として20点以上の平均点差が生じ、これが試験問題の難易差によるものと認められる場合。平均点がある間にある科目についても調整を行う。調整に当たっては、最高平均点科目と最低平均点科目との平均点差が15点となるようにする。

○調整の是非の判断：関係者による委員会を設け、試験終了後に、試験問題の難易差等をも分析し判断する。

○受験者への周知：得点調整を行う場合は、個別学力検査の出願前にできるかぎり早く、具体的な方法を周知する。

以上の大学入試センターからの報告説明のうち、「国立大学の独立行政法人化、民営化」につ

いての討議を再開した。

初めに会長から次のように述べられた。

すべての地区の学長会議で反対決議が行われており、国立大学の独立行政法人化に反対ということで学長の意見は一致していると思うので、基本的には先に常務理事会で決議した精神で反対決議を満場一致でいただいたことによりよろしいか。(拍手をもって了承) ご了承いただいたので、次に反対決議をうけて具体的に何をなすべきかご相談したい。これまでの議論の中でも提案いただいているが、さらにご意見を伺いたい。

ついで、次のような意見交換があった。

- 当面緊急に必要なことは、井村会長が、行財政改革に深く関わっている自由民主党の幹部に会い、決議の趣旨を説明していただくことではないか。その際、国立大学は自己保存のみ考えているととられないようにしていただきたい。国立大学として国の行財政改革に協力は惜しまないが、各大学で改革が始まっているところであり、特にこれから国際競争が強まる中で大学の役割は極めて重要である、ということを中心として、認識していただけるようご努力をお願いしたい。
- 現在、国立大学の独立行政法人化反対の声は専ら国立大学関係者から出ている。大学関係者以外から反対意見が出てくるのが重要と思う。たとえば、自治体とか、報道関係の論説・解説者等への働きかけということも必要ではないか。
- 来年度大学院に新たに設置する講座の教員を法律に基づく任期制にすることに決めたことが反響を呼び、新聞にも好意的に報道された。任期制については各大学で全体的に抵抗があると聞かすが、改革を国民の目にみえる形

ですすめていくことが重要であり、今回任期制を導入したのもその一環として行ったものである。国立大学は制度上の種々の規制や伝統的な学部自治、大学自治という枠組みにきつく縛られている。そのため、たとえば、学長のリーダーシップということも思うように機能しないといった問題もある。しかし、それらの問題も含めて、自分達はこのように変わるのだという自己像を打ち出していないと、世の中の国立大学批判に対抗できないのではないか。そういう意味では先の「反対声明文」は姿勢がややディフェンシブな感がある。国大協總會として国立大学の独立行政法人化、民営化反対の意見表明を行うこと自体は結構だが、もう少し我々が難しい状況をどうやって克服していくかという点を積極的に打ち出すような文章にしていただきたい。

- エージェンシー化については、もしこれがイギリスのエージェンシーをモデルとした提案であるとすれば、現在各大学が自力で何とかしようともがいていることに対して、決定的にその途を塞いでしまうおそれがある。たとえば、イギリスの大学は、複数のリサーチカウンシルから縦割で競合的に大学のコントロールなしに資金配分を受ける形がとられているが、これは、オックスフォード大学やケンブリッジ大学などのように自前の資産をもって何とかできるところは別として、大学が横断的に何かをしようとするのを難しくする。わが国では今、学部が強力なパワーを持ち大学自身が政策を決められないという問題を克服しようとしている矢先に大学を独立行政法人化し資金が違う形で大学に入ってくることになれば、我々がやろうとしていることを骨格から壊してしまう可能性がある。しか

も日本版エージェンシーというのは、4、5年の短期の計画を設置者が提示して、それに対して評価し、次を考える、ということであるが、その能力を如何なる機関がもっているというのか、そのことの提示もない。今、考えられているエージェンシーについては到底受け入れられない。

- 与党・政府側の強力な風圧の中で、与えられた枠の中で議論を展開しているような気がする。やはり国立大学として長期的視野でのスタンスを明確にしておいた方がよいと思う。社会史的にみても21世紀の経済社会システムを維持しがたくなってきて、それに代る新しいシステムのモデルを世界中が模索している段階であり、日本の行財政改革もその延長線で考えられるべきである。そうすると、国民サイドからみた基本的再編がいるのだと思う。そう考えた場合、税金とか国家資金をどう使ったらよいかとなると、当然、教育は将来にとって投資効果があるものであり、高等教育は本来税金で賄われてしかるべきであるということには言うてよいと思う。しかも、諸外国の例をみても、大学教育は直接国営ではないにしても最終的には国家資金で行われている。これは政略的な議論の中では、必ずしも説得力があるとはいえないかもしれないが、大学としてはこのことを鮮明にしておき、その上で様々な戦術的な戦い方があるのだと思う。
- 今は、振りかかる火の粉をどうやって払うかである。それには当面、国会議員に働きかけ、国立大学が国立大学として存立することの必要性を理解して貰う努力をすることが重要であろう。
- 大学改革の動きが全体として鈍いように思

う。これまで大学のイニシアチブで進められたものもあるかもしれないが、カリキュラムの大綱化にしろ、大学院重点化にしろ、又任期制の問題にしろ殆ど外から押し寄せてきたものである。それに対し、国大協は受身でしか対応していないのを残念に思っている。国立大学は自ら進んでいく態度を示さないと社会の理解と支持は得られないと思う。国大協でも、学長個人として賛成であれば国大協の基本的な態度として採択していただくようにしていただきたい。たとえば、大学院に進む学生の自大学出身の割合を5割とか3割以内にするということは大学の判断でできることであり、また、任期制の問題についても、空定員を使って年数を限り大学間で貸し借りができるようにすれば任期制が実行しやすくなるのではないか。いずれにしろ、受身の現状維持の姿勢ではなく国立大学全体として積極的に方策を打ち出していくべきではないか。

- かつて国大協はかなり権威を持っていたと思う。しかし、大学審議会等が設置され、そこから次々に政策提案がなされるのに対し、国大協はそれに受身で対応するだけで手一杯で、自ら政策提案ができない状態できた。この点は、国大協自身の組織体制の問題とも関係すると思うので、組織、運営について再検討する必要がある。
- 問題は、短兵急を要する独立行政法人化の問題と、国大協がどうあるべきかロングレンジの問題の2つあると思う。シンガポールでは2つの大学がエージェンシーになっていて、その外部評価委員には世界各国から国際的に著名な大学長等になっていて、レビューを行っている。一口にエージェンシーといっても諸々の形があることを感じた。日本の国

立大学は世界的にみてユニークな組織であると思っているが、シンガポールの大学をレビューした人達に日本の国立大学、私立大学の両方をレビューして貰ってはどうか。今後、市場原理も何らかの格好で導入する必要があるのではないかと思うが、世界の権威に評価して貰うのも大学改革のうえて一つの方法かと思う。

- 問題への対応がすべて遅いということでは国大協の存在価値は薄い。たとえば、このほど大学審議会に諮問がなされたが、その内容は既に公表されているのだから、それらのうち大学の判断でできることは速やかに実行に移していくことが必要ではないか。

以上のような意見交換があったのち、会長から次のように述べられた。

総会として、国立大学の独立行政法人化反対を決議していただいたので、本日いただいたご意見を踏まえ、明日までに声明文をまとめたい。また、決議をうけて正副会長が自由民主党の行革推進本部等の幹部に面談要望したいと考えているが、各学長におかれても地元代議士への働きかけや新聞等への投稿等をお願いしたい。

引続き「大学の組織運営のあり方について」の議事に移った。

(2) 大学の組織運営のあり方について

会長から次のように述べられた。

国立大学が変らねばいけないときに自ら変革することができない組織体になっているということが外から批判されている。煩雑な会計法や学部自治といったことが制約となってそれを難しくしている面もあると思うが、大学の組織運営をどうすればより機能的にしていくことがで

きるか、ご意見を伺いたい。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 評議会と教授会との関係を整理すれば相当新しいことができるはずである。歴史の浅い大学の例としてご参考までに披露したい。学部は教育と研究だけに限定してオートノミーをもって貰うことにしている。ただし、個々の教官の研究に関しては管理は及ばない。そして、全学共通である教育研究の方針については評議会が責任をもつ。また、人事についても、原理原則（たとえば、大学院進学について本学出身者を何割以内とするとか、採用についてどういう専門家でいくべきか等）に関しては評議会で決定する。その上で、各学部が専門性を判断して人選を行うが、これも評議会の中の人事委員会に学部から専門家が出向いて行うことにしている。端的に言って、評議会と教授会の業務の仕分けを各大学で行うようにすべきである。
- 大学の組織運営の問題で非常に大事なのは人事のあり方だと思う。現状は、学部教授会で決めた人事に学長は何の関与もできないのが実状である。来年4月からは、新たに教授のほか事務官についても課長補佐等の任命権者が学長になるが、これが単に事務の簡素化ということだけであっては意味がない。これを契機に学長が真に任命権者としての責任を果たせるかどうか、デリケートな問題であるが、国大協としてどう対応するか議論すべきと思う。
- 大学の組織運営の問題については、今後大学審議会でも検討されることになっているが、その中で、国立大学の人事・会計制度の見直しということも検討対象の一つになっている。会計の単年度制ということでは、たとえ

ば、現在でも奨学寄附金とか施設整備費については年度を越えて使えるようになっている。それと同様に、科研費についても年度の繰越を認めるよう要求してはどうか。人事についても、教授の任命権が学長になるのだから、空いている教員ポストを学長が使うということも考えられないか。

○ 学長が、単に印を押すだけの任命権者にならないよう何らかの仕組みを考えて、それを大学審議会に言ってほしい。

ここで、予定の閉会時間となり、この問題については明日引き続き討議いただきたい旨述べられ、第1日目の総会を閉じた。

第101回 総 会〔第2日目〕

日 時 平成9年11月13日(木) 10:00~12:10
場 所 学士会館(神田)210号室
出席者 各国立大学長

I 協 議

1. 当面する諸問題について

会長から、昨日決議した国立大学の独立行政法人化反対にもとづいて声明文案を作成したので、後刻ご意見をいただきたい。また、昨日の議論を踏まえて、当面、国大協として取り組むべきこととして次の3点を決議することを提案したい旨述べられた。

引き続き会長から、決議案(①各大学でそれぞれの大学の組織運営のあり方について早急に検討する、②教員の任期制について各大学において実施できる組織あるいは単位から実施する、③入学者選抜方法の多様化を図るとともに、今後アドミッション・オフィスの設置を求めていく、旨を内容とする)を朗読のうえ、諮られた。

これについて、質疑応答及び意見交換が行われたが、それらの主な意見は次のようである。

(1) 大学の組織運営のあり方について

○ 大学の組織運営のあり方を検討することを提案された目的は、現在の組織では大学改革ができにくいということが前提にあると思うが、それは具体的にどういう点があるのか。また、再検討することによって、どんなことが考えられるのか、あるいは、どのような具体的な像を考えたらよいのか伺いたい。

○ 国立大学は自ら改革することができない組織体になっているとの批判はかなり強い。大学審議会の部会で民間出身のさる委員が、諸悪の根源は教授会にあるからこれを潰せ、と主張したことがある。勿論、教授会は必要であり、教授会に一定の権限が与えられることは当然であるが、重要事項の殆どすべてを教授会で決定する傾向が強いので、そのところを全学的視点で考えるべきこととし、教授会の自治との関係を見直してみる必要があるのではないかというのが、これを提案した趣旨である。

○ 学部の壁をいかにして壊すか、社会のニーズに応じて既存の組織を解体し再構築することは生易しいことではなく、早急に結論は出

せないと思う。

(2) 教員の任期制について

- 任期制の導入についてはこれまでも何度か議論し意見が分かれてきたところである。しかし、法律が施行され、大学の判断でいつでも導入できるようになったので、この機に国大協としての姿勢を示す必要があると思う。どの大学でもすぐにすべての学部で導入することはできないと思うので、実施できることから実施するようにしてはどうかということである。
- 運営上、一部の組織で事実上任期をつけているところがある。内部で緊張感をもってやっている方がはるかに流動性に役立っていると思っているので、当面導入するつもりはないし、また、学内から任期制を求める意見も今のところない。将来、新しくセクションをつくる際には、あるいは検討することになるかもしれないが、現在その必要性は感じていない。
- 私の大学の例でいうと、十分流動性が高い。むしろ、大規模大学や私立大学に教官が引き抜かれ、優秀な人に留まってもらえないことが課題である。大事なことは、流動性のための任期制ということではなく、人事が透明性があって競争原理が導入されているということであり、そういうことをそれぞれの大学が努力することが本質であろう。ただ、今後新しい組織をつくる場合、部分的に任期制を考えることはありうると思うし、否定しない。
- 学内で自由に論議し大学としてとるべき態度を決めていこうとしている過程にあるのに、国大協が積極的に任期制導入を誘導するようなことをすることには反対したい。
- 任期制を実施できることから実施すると

いうことに基本的に賛成する。法律では、任期制は教授から助手まで含まれるが、以前、第1常置委員会での議論では、若手研究者の育成ということに重きが置かれていたと思う。この観点を文章の中に入れてほしい。

- 以前から申合せで任期を付している助手については従来の取扱いとするが、今後新たに任用する教授、助教授、助手のすべてについて法律にもとづく任期制を導入することにした。助手については任期5年とし、再任は1回限り3年(ただし、40歳を越えない)、助教授については任期10年、再任は1回限り3年(ただし、50歳を越えない)、また、教授については任期10年、10年ごとの再任可とするものである。総会として、任期制について、こうした提案をすることに賛成である。国立大学は国家機関の一部であり、国が任期制を法律制度にしたのであるから、国大協としては積極的にこれを検討することを確認することは当然のことと思う。
- 任期制導入に懸念や反対意見があったが、任期制の法律に附された衆・参両院の附帯決議及び省令に書かれていることは、多くの教官が懸念する問題を考慮した上のことだと思う。任期制が法律になり省令も既に出ている以上、国大協が任期制に対するレスポンスをしないというのでは、開かれた大学を形成していかなければならない時代に、余りに保守的ではなかろうか。
- 任期制について法律で決まったことは選択的導入である。それを国大協が各大学に対しなるべくこれを導入するように勧告するというのは、法律の趣旨と矛盾すると思う。私の大学では9割近くの教官が任期制に反対しているので、トップダウンで任期制を促進する

ような提案はするつもりはない。

○ 現在2つの学部で任期制を導入の方向で検討しており、また、明年設置の研究所（改組による）では、教授から助手まで全員任期制にしようとしている。大学によってそれぞれ事情は違うと思うが、大切なことは、若手の研究者が一人の教授に長期間囲い込まれてしまうのではなく、若い時には、いくつかの異なる機関を経験して、いろいろなことを吸収できる機会を与えられるということではないか。若手研究者の育成ということが大事であり、それが任期制導入の最大の狙いであろう。

○ 任期制の問題を大学審議会の組織運営部会で議論しているときから参画しているが、任期制の主目的は、やはり若手研究者の活性化を図ることにあつた。また、これは選択的導入なので個々の大学はそれぞれの事情によって選択しないことも当然あり得る。私の大学では、新しく研究センターができたので、そこでは任期制を導入することを決めている。助手については以前から申合せで任期をつけているので、今の段階で任期制の法律を適用してもメリットがないわけで、急いで法律を適用しなければならないかは多少考慮を要すると思っている。国大協では、そういうこともあって、前から任期制の教官について給与等の優遇措置を講じられないか交渉しているが、人事院は、国立大学は一律の任期制でないから、難しいと言っている。任期制について国大協としては、これまで反対と言っていないし、事実上推進するという姿勢できたのではないかと理解する。

○ 法律となった以上、任期制について真摯に考えなければならないところだが、大学個別

の事情ということで言えば、特に若手に関しては任期制の導入が活性化をもたらす状況ではないと思っている。学部によっては、むしろ、良い人材に長く留まってもらいたいという意味で任期制を導入したいくらいである。しかし、提案は、一般化した形の提案になっており、これを国大協として決議すれば、導入するかどうかは各大学の判断といっても、一般的には、国大協が導入促進と言っているのに導入しないという非難が当然出てこようから、総体的には提案に賛成しかねる。

(3) 入学者選抜について

○ 入学者選抜については、国立大学として画一的な縛りがあって個々の大学としての工夫を難しくしている面がある。たとえば、入学定員について地域枠を拡大するには機能しないような運用と判断が行われているように思われる。入試制度について大学の自主裁量権を拡大できるような筋道をつくってほしい。

○ 大学が自主的にやろうと思っても制約があることの一つの例として、推薦入学者の全入学定員に対する割合の制限ということがあつる。推薦入学は、募集単位ごとの入学定員の3割以内とされているため、たとえば、教員養成課程などで5人乃至10人といった小さい募集単位の募集の場合、推薦は1人とは2人にせざるを得なくなり募集がやりにくく困ることがある。また、募集単位が10人を越すと、前期と後期に振り分けなければならないので、これも場合によっては不便である。

○ 中教審の答申にあつた、地域を指定した入学定員枠について第2常置委員会で議論した。その際、入試の公平性ということもあり、また、地域への貢献ということもあり、大学

が置かれている状況によってスタンスが異なるが、たとえば、医学部や教員養成系学部などでは各大学の自主的判断でこれを導入してもよいのではないかという意見が大勢であった。

- 各大学とも入試の多様化・複雑化に対応しきれなくなってきつつあるのが実情であり、もう少し入試をスリム化できないかというのが本音ではないかと思う。多様化というのはある面で受験生に不公平感を増大させるおそれがある。特別枠が肥大化すると、公平な入試とはいえない。そういう問題も同時に抱えている。入試が多様化、複雑化の方向を避けられないとすれば、専門職を擁するアドミッション・オフィスを各大学で設ける以外に方法はないのではなかろうか。

以上のような意見交換があったのち、会長から、初めに、独立行政法人化に関する声明文(「国立大学の独立行政法人化について」(案))について諮られた結果、若干字句修正を加えることとし、これが了承された。

引続き会長から、決議文について次のように述べられ、了承された。

決議文について、修正意見を含め種々ご意見をいただいた結果、大筋でこれがお認めいただけたと思うので、早急に確定した文章にし、各大学長宛送付することとしたい。

ついで、会長から次のように述べられ、了承された。

国立大学の独立行政法人化、民営化について、正・副会長として今後対外的にどう働きかけるか考えたいが、各学長におかれても地元代議士等への働きかけや新聞等への投稿をお願いしたい。また、本日の決議を踏まえ、当面、国大協

として取るべき対応として次のことをお願いしたい。

- 国立大学の独立行政法人化又は民営化の問題は今後どう展開していくか分からないので、それに備えて引続き「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」で検討する。
- 大学の組織運営のあり方について、各大学で検討いただくが、国大協として第1常置委員会で検討する。
- 大学における人事の弾力化(たとえば、学長の任命権限の問題)について、第1常置委員会で検討する。
- 大学における予算の弾力化について、どのような項目が可能か第6常置委員会で検討する。
- 国大協の運営方法の見直しについて会長を中心に常務理事会で検討する。また、「評価」の問題についても常務理事会で検討する。

II その他

1. 第102回総会の日時・場所について

会長から、次回総会は平成10年6月16日(火)、17日(水)の両日としたい旨述べられ、了承された。

2. 退任学長挨拶

会長から、次回総会までに学長を任期満了により退任予定の次の学長に対し謝辞が表されたのち、各学長から退任の挨拶があった。

江崎玲於奈(筑波大学長)

石川 英一(群馬大学長)

堀川 清司(埼玉大学長)

久々宮 久(東京商船大学長)
武藤 輝一(新潟大学長)
鈴木 宏(山梨医科大学長)
慶伊 富長(北陸先端科学技術大学院大学長)
加藤 延夫(名古屋大学長)
武村 泰男(三重大学長)
井上篤次郎(神戸商船大学長)

野地 潤家(鳴門教育大学長)
喜多村 勇(高知医科大学長)
高木良三郎(大分医科大学長)
また、12月15日付学長任期満了に伴い退任される井村会長から退任の挨拶があり、阿部副会長から謝意が表された。
以上をもって第101回総会を閉会した。

第68回事務連絡会議

日時 平成9年11月14日(金) 10:00~15:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(文部省)木谷医学教育課長, 素川高等学校課長, 寺脇生涯学習振興課長, 清水大学課長, 山中学生課長, 早田企画課長, 松元教職員課長, 加茂川研究機関課長, 早野計画課長, 遠藤人事課長, 板東著作権課長
(大学入試センター)河上副所長

伊藤事務局長司会のもとに開会。

〔議事〕

開会にあたり阿部副会長から, 次のような挨拶があった。

ご承知のとおり国立大学は現在非常に厳しい状況にある。行政改革会議等から国立大学の設置形態について疑問が出され, また社会からは国立大学の内情, 研究・教育の実態が良く見えないという批判があり, この両者が結び付いているところに我々の苦しい立場がある。今回の総会では, 当面する問題としてこの両方の問題が議論された。一番大きな国立大学の独立行政法人化の問題については, すでに常務理事会での反対決議, 数十の大学での反対声明が出されており, 国立大学全体として反対することは明らかであるが, これは異常な事態であり, 本当はそれと同時に国立大学内部の改革案が示されなければならないと思う。総会では, ①評議会, 学部教授会等大学の組織運営の在り方を各大学において早急に検討する, ②教員任期制の導入を含め, 教員任用の方法の刷新を図る, 差し当たり任期制を実施できる組織あるいは単位から実施する, ③入学者選抜方法について多様化を一層進めて学力試験偏重を避ける, そのためアドミッション・オフィスの設置を要望する, との三つの決議を行った。とくに任期制の決議については, 今までいろいろ意見があり,

簡単にはできなかったことであるが, 現在の状況を考えればかなり前進である。

日本の歴史を顧みると, 昔から変革は外圧によって起こされており, それを考えると今回の国立大学の危機は国立大学を改革する良い機会でもあると思う。この機会を捉えて国立大学協会としても, また各国立大学としても改革を進めたいので, 事務局長各位のご協力をお願いしたい。

ついで野島次長から, 配付資料の説明及び会議日程の説明があった。また伊藤事務局長から, 新たに加入を承認された政策研究大学院大学の木下事務局長の紹介があった。

I. 総会付議事項報告

伊藤事務局長から, 総会における議事の概要について, 配付資料をもとに次のとおり説明があった。

(1) 学長, 委員長の交替について

学長, 委員長の交替が別紙資料4のとおり行われた。

(2) 次期会長について

井村会長は12月15日をもって学長の任期が満了し, 会長を退任するため, 10月29日の理事会において会長を互選し, 次期会長に阿部一橋大

学長が選出された。

なお、阿部副会長の後任については、3月の理事会で選出することになった。

(3) 常置委員会委員(教員委員)の選出について
この10月で任期満了となる教員委員について、新委員が別紙資料5のとおり理事会において選任された。

(4) 会務報告

会長から、前総会以後の会務について別紙資料6, 7, 8により報告があった。

(5) 各委員会委員長報告と協議

(詳細は前掲の第101回総会議事録をご参照ください。)

総会第1日目午前中に各常置委員会委員長及び特別委員会委員長から、前総会以降委員会において審議された事項について報告があり、提案事項について協議された。主な事項は次のとおりである。

また総会第1日目午後及び総会第2日目には当面の諸問題として「国立大学の独立行政法人化」の問題が討議され、独立行政法人化に反対の決議が行われた。

① 第1常置委員会

- 大学の教員等の任期に関する法律の施行に関連する要望について

② 第2常置委員会

- 中央教育審議会第2次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」のうち、大学入学者選抜に係る提言に対する意見について
- 留学生の入学選考の改善方策について
- 大学入試センター試験の改善について
- 国立大学の入学者選抜についての平成11年度実施要領、実施細目(案)について

③ 第3常置委員会

- スペース・コラボレーション・システム(SCS)の有効活用方策について

- 大学審議会「マルチメディア教育部会における審議の概要―遠隔授業の大学設置基準における取扱等について―」に対する意見について

④ 第4常置委員会

- 教室系技術職員の位置付けと処遇改善の問題、新しい職の設置と訓令の制定について

⑤ 第5常置委員会

- UMAP先行事務局の設置について
- 広島大学主催「短期交換留学のための日米シンポジウム」の開催について
- 日豪学術交流協定の更新について

⑥ 第6常置委員会

- 国立大学と民間企業との共同試験研究を促進する税制、育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金について住民税の控除制度を創設することに関する要望、留学生のホームステイ受け入れ家庭の負担を軽減する所得税減税措置を創設することに関する要望等税制改正に関する要望について
- 平成10年度国立学校特別会計の予算要求について

- 学生納付金の問題について

⑦ 第7常置委員会

- 助手制度の見直しについて
- 国立大学事務局での複写に伴うコピーライトの問題について
- 国際化時代の国立大学事務職員の採用・研修等の在り方について

⑧ 医学教育特別委員会

- 医学部医学科学士編入学制度の導入と医

学教育の在り方について

- 今後の委員会の進め方について

⑨ 教員養成特別委員会

- 附属学校の在り方と役割に関する調査研究について
- 教員養成課程の入学定員削減計画について

(6) 各地区学長会議の状況報告

前総会以後今総会までに別紙資料16のとおり各地区学長会議が開催された旨、各地区世話大学長から説明があった。

(7) 大学入試センターからの説明

廣重所長から、平成10年度大学入試センター試験及びセンター試験の改善について説明があった。

- ### (8) 政策研究大学院大学の国立大学協会加入並びに理事及び監事総会互選要領の一部改正及び国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正について

標記の件について別紙資料17, 18, 19のとおり提案があり、承認された。

(9) 第102回総会の日時、場所について

来年6月16日(火)、6月17日(水)に第102回総会、また、6月19日(金)に第69回事務連絡会議を、いずれも神田の学士会館において開催することを決定した。なお18日(木)は文部省招集の国立大学長会議の予定である。

II. 国立大学協会幹事の任期に関する規程の制定について

事務局長より、別紙資料23により、事務簡素化のため幹事の任期に関する規程を制定したい旨諮られ承認された。

III. 大学入試センターからの連絡事項

大学入試センター河上副所長から、次のとおり大学入試センター試験について説明があった。

- ① 平成10年度の大学入試センター試験の志願者数は、昨年より、約2,600人程減り597,293人となり、初めて前年より減少することとなった。今後試験の実施に向けて準備を始めるが各大学のご協力をお願いする。

- ② 平成9年度のセンター試験において、数学II Bと旧数学IIの間で、著しい得点差が生じ、社会的問題となった。センターではこの反省に立ちセンター試験の改善方策について審議してきたが、このたび別紙のとおり「大学入試センター試験における得点調整の在り方について(中間まとめ)」をまとめた。近く関係団体全部のご了承を得て最終まとめになる予定である。「中間まとめ」では、得点調整の基本的な考え方として、著しい平均点差が生じないよう作題の段階でできる限りの努力を払うが、それでも科目間で20点以上の大幅な平均点差が生じ、これが試験問題の難易差によるものと認められる場合に得点調整を行うものとし、その他得点調整の対象とする教科・科目、得点調整の方法、得点調整の是非の判断などが示されている。

- ③ センター試験の問題作成に高校関係者を加えることは、昭和60年の臨時教育審議会の答申で述べられて以来、問題となっている事柄であるが、センターでは本年春の国立大学協会総会における意見も踏まえ、センター内の作題部会で審議した。その結果、センター試験は、大学の入学者選抜の一部であるので、その試験問題の作成は、大学関係者で作成す

ることが基本であるという基本姿勢を守りつつ、各作題部会で必要に応じ、最も適正な方法で高等学校関係者を作題委員として加えることとなった。

- ④ 各大学教官の作題委員には、かなりの時間ご負担をかけているので、非常勤職員手当、講師等旅費を配分している。また各大学長には、作題委員の業務を教育研究上の業績として評価し、学内での授業時数の負担軽減などお願いしているので、事務局長にもご理解願いたい。

IV. 文部省からの説明及び事務連絡

文部省関係各課長から、次の事項について説明があった。

1. 21世紀医学・医療懇談会の審議の動向について

(木谷雅人医学教育課長)

- 21世紀医学医療懇談会の第1次報告では、入学者選抜について、面接試験や3年次学士編入学制度の導入、また学部教育では、チュートリアル教育、臨床教授制度の導入等が述べられているが、各大学でこれらの問題について主体的に取り組まれるようお願いしたい。
- 与党医療保険制度改革協議会では、8月下旬「良質な医療と皆保険制度確保への指針」をまとめた。指針では、①「医学部及び歯学部の入学定員は、需給調査の結果を踏まえて、その適正化を図る。」こととされている。文部省では21世紀医学医療懇談会の中のワーキング・グループで厚生省の動きを見ながら検討しているが、その際の基本的考え方としては、将来の少子化、高齢化社会における福祉、介護関係の医師需要、医療の国際化への対応等

を踏まえ、医学教育の在り方全般の中で考えていく必要があると思っている。入学定員削減の声には強いものがあり、各国立大学でも地域との連携を重視し、地域を重視した入学者選抜枠などの工夫も含め、大学の存在意義を示し改革の努力をされるようお願いしたい。また指針では、②「医師の卒後の臨床研修を必修化する。」ことも述べられている。この問題は以前からあるが、文部省としては、○研修医の身分保障がなされること、○関係者の合意を得て医師免許、国家試験等との関係が十分に整理されること、○研修プログラムについて過度な規制がなく、実施する大学病院の主体性が確保されること、という三つの条件が確保されるならば積極的に対応していきたいという考えである。各大学でも各科任せの雑多な卒後臨床研修の内容の改善について、今から主体性を持って取り組んで行く必要がある。さらに指針では、③「薬学教育の6年制について検討する。」こととされているが、この点については、学部教育の内容について、カリキュラムを抜本的に改善し、臨床薬学や実習を重視する、また大学院についても臨床系の修士課程を重視していく、薬学部6年制については将来の課題として考える、という考え方である。

2. 高校教育の改革について

(梶川富司高等学校課長)

本日は、初等中等教育における改善の動きについてご説明し、大学の入学者選抜の在り方に関連するお願いをしたい。

- 現行の学習指導要領は、各高校が特色ある教育課程が編成できるよう教科・科目を多様化し、選択必修制を大幅に導入し、各高校で

指導要領に示していない科目についても柔軟に設けられるようになってきている。また昨年の中教審の第一次答申では「ゆとりの中で生きる力をはくぐむ教育への転換を目指す」ことが示され、教育課程審議会では、2003年を目的として、学校教育週5日制の実施を目指し、教育内容の厳選、授業時数の縮減、教育課程の検討が行われており、生徒の能力・適性の多様化に適切に対応するためには、各高校が一層教育課程上の特色を出せるよう国として定める基準は抑制的にとどめるとの考え方のもとに、必修教科の単位数を必要最小限にするという観点から審議が行われている。また理科教育産業教育審議会では社会の変化や産業の動向に対応するため、専門高校教育の教科として、情報、福祉等を新設する提言を行った。現在各都道府県で、指導要領の趣旨を踏まえ高校教育の改革が行われているとともに、総合学科や単位制の高校など新しい型の高校設置の取り組みが行われている。さらに高校教育の改善充実に関する調査研究協力者会議からは、学校外における体験的活動等(ボランティア活動、企業実習、大学における単位取得等)について、高校の判断で単位認定できるよう制度化することが提言されている。

- 中教審の第2次答申でも、初等中等教育の改善の方向を尊重した大学入学者選抜の改善が必要であることを提言しており、この趣旨に沿って積極的な取り組みをお願いしたい。専門高校や総合学科では将来のスペシャリストを目指し、専門の基礎・基本に重点をおいた教育が行われているが、近年高等教育機関に進学し、引き続き教育を受け、生涯にわたって能力向上に努めることが重要となってお

り、そのために総合学科や専門高校卒業生を対象とした大学入試の特別選抜枠の設定が重要となっている。については各大学でこの点積極的に取り組まれるようお願いしたい。

また中教審第2次答申では、入学者選抜について大学・学部・学科の教育目的に応じ必要な履修科目等について一定の要件を示す履修科目指定制を提言しているが、大学側のメッセージを伝える手段として大きい意味があると思う。

- 学校教育法が改正され、12学級以上の学校に司書教諭の配置が義務付けられることになった。今後司書教諭養成のため講習会開催等が必要になるが、各大学のご協力をお願いしたい。

3. 生涯学習の振興について

(寺脇 研生涯学習振興課長)

- 毎年全国生涯学習フェスティバルが開催される折に、大学開放の在り方についての研究会が開かれ検討している。来年度は兵庫県での開催を予定しており、関係大学のご協力をお願いしたい。
- 労働省が法改正を行い、来年度から、従来の職業能力開発校を職業能力短期大学校に格上げすることとなり、都道府県立の職業能力短期大学校を創設する動きが出ている。これらの学校は、雇用保険から経費が出され、労働省が卒業生の就職にも力をいれ、授業料も低廉なので、本来は失業者や転職者等のための学校であるが、高校卒業生の入学者が大部分を占めるようになりつつあり、それらをターゲットに宣伝も行われている。これらの動きは、専修学校にとっては民業圧迫という感じである。国立大学に直接影響するものではない

いが、このようなことが今後増加していくことについてお知り置き願いたい。

- 放送大学が来年1月下旬から全国放送を開始し、10月から全科履修生を全国で募集する。各大学でビデオ学習センターの運営などご協力いただいているが宜しく願いたい。
- 子供と話そう全国キャンペーンを展開しており、8月には文部省でも児童の職場見学を行ったが、各大学でも、大学開放の観点からも子供と触れ合う機会づくりについてご協力をお願いしたい。
- 最近、大学におけるセクシャルハラスメントが社会問題とされつつあり、文部省内でも、セクシャルハラスメントの事例、定義等を明確にして各大学に周知することが必要と考え、プロジェクトチームを設置して検討を進めている。

4. 国立大学の当面の諸課題について

(清水 潔大学課長)

- 行政改革会議における国立大学の独立行政法人化の意見については、10月22日の行政改革会議で、一応「国立大学については、人事、会計面の弾力性の獲得、文部省の高等教育行政の在り方などについて改善が必要である。しかし、大学改革は長期的に検討する問題であり、独立行政法人化もその際の改革方策の一つの選択肢となりうる可能性はあるものの、現時点で早急に結論を出すべきではない。」という取りまとめとなった。独立行政法人化の問題は峠を越したようだが、今後は、国立大学のスリム化の問題として、定員削減や組織改革の問題が残されており、与党の会合では、国立大学の民営化の声など国立大学に対する不満、批判が大きく出る状況があり、

国立大学の在り方を国公立大学全体の枠組みの中で考えていかなければならない。

- 大学審議会の諮問とも関連して、国立大学の自主、自立を高める組織運営の在り方、人事、会計制度の弾力化等が議論されているが、人事、会計の自主性を高めつつ学内の教育研究組織の編成を弾力的に扱えるようにするというは、講座、学科目のあり方、要否にかかわる問題でもある。この数年間に構造的変革を進めて行かなければならない状況であり、事務局長各位のご支援をお願いしたい。
- 概算要求事項について、教官が議員やマスコミに働きかける場合があるが、学内の情報把握、管理にご留意願いたい。
- 予算の状況は厳しく、要求や配分については、事務の合理化や改革への取り組みを考えある程度重点配分を考えざるを得ない。事務局長各位には、経営的感覚を持って予算の有効活用を考えられるようお願いしたい。学長裁量経費についても全学的視点からの活用にご留意されたい。
- 適正な会計事務の執行をお願いするとともに、大学の財政運営について、決算を大学の概要に掲載する等透明性を高めるご努力をお願いしたい。
- 平成10年度から13年度までの間について、事務組織の一元化等の合理化による定員削減計画を策定し、年内に文部省担当者にご相談いただきたい。
- 教員養成学部の在り方について、文部省内の調査研究協力者会議で検討を進めている。入学定員削減の問題等があるが、各大学でも県教育委員会と連携をとり、大学全体の改革として他学部との調整を含め教員養成学部の在り方を検討し、積極的対応をされるようお

願いたい。

- 入試について、中教審第2次答申の具体化について、アドミッション・オフィスの設置、推薦入学の在り方、センター試験の複数回実施などの問題があるが、各大学で様々な入試改善に積極的に取り組まれるようお願いしたい。また出題ミスの防止、実施前のチェック体制等について注意喚起をお願いしたい。
- 外国人学校卒業者の大学入学資格認定の問題については、政治的状況も反映しつつ組織的動きもあるようであり、また学生に対する同情論もあり、個別大学での動きも活発化してくるかとも思っている。国立大学協会の第2常置委員会で審議するのにか否かの問題もある。法令解釈上の話はしないが是非適切な対応をお願いしたい。

5. 学生の就職支援等について

(山中伸一学生課長)

- 大学審議会の諮問の中で、国公私立大学の役割分担を審議することになっており、その中で授業料の問題も審議することになっているが、国立大学の授業料と私立大学の授業料の差は1.6倍程度に縮まってきており、国立大学の役割に応じた授業料の額があってしかるべきであるとの基本的考え方で検討することになっている。
- 今年度の学生の就職内定率は、昨年同期に比し3.7%程上昇しているが、内定率は73.6%でまだ未内定の者がかなり多い。各大学でも就職情報の提供を含めた就職指導の充実について取り組んでいただきたい。大学としても育てた学生を就職させることは大学の教育機能の大きい役割の一つであると思う。学生の職業観、就職観を養うことも大学の教育とし

て考えていかなければならない。インターンシップなどが来年度から積極的に行われることになっているのもその表れである。

今年度の女子の就職内定率は、67.3%で昨年に比し6%上昇しているが、男子より低く、男子と比べ差別されているとのが大学の調査結果でも示されている。

平成11年4月から、男女雇用機会均等法の一部改正が発効し、不平等採用の防止のため企業名の公表などの措置ができることになっているが、大学が都道府県の窓口とも連携して取り組んでいただきたい。

- 良い学生の育成が大学内の教育の改善だけで十分にできるとはいえないので、大学が学外機関の教育機能を借り、ボランティアなど社会に貢献する活動を学生に体験させて教育していくことが考えられている。公民館での活動や不登校児童の相談などすでに行っている事例もあるようであるが、これについて今年度中に調査研究協力者会議等で審議していく予定なので、各大学でも積極的に考えたい。
- 学生の視点に立った学部教育のために、事務一元化に際しても学生部関係事務の充実について配慮をお願いしたい。

6. 大学審議会の動向について

(早田憲治企画課長)

- 大学審議会は、設置されて10年になるが、大学設置基準の大綱化、学部3年次からの大学院入学など、これまで逐次18の答申を提出し、それに沿って法令改正等が行われて実施されてきている。しかし10年経過し、社会へのアピールの意味で全体像が分かりにくいのではないかとのこともあり、今回改めて「21

世紀の大学像と今後の改善方策について」文部大臣から大学審議会に別紙配付資料のとおり諮問し、21世紀に向けた大胆な大学改革をしていくことについて、国民に分かりやすい形で来年秋頃までに答申をしていただくことになった。

具体的に、検討する事項としては、次のようなことが予想されている。

- ① 21世紀の大学像：21世紀の大学像の提示、高等教育(学部レベル)の妥当な規模、大学院の量的な拡充、国公私立大学の役割分担等について
 - ② 大学院制度の改革：卓越した教育研究拠点としての大学院を整備するための具体的なシステムの構築、大学院大学や大学院を中心とした大学の設置促進、高度専門職業人の養成に応じた修業年限の弾力化、社会に開かれた大学院や国際的に開かれた大学院となるための整備
 - ③ 学部レベルの改革：教育機能の充実強化、高等学校教育と大学教育の連携、大学院教育と連携した学部教育
 - ④ 大学の組織運営システムの改革：大学の組織運営の改善、大学の教育研究の機動的な対応を可能とする措置、評価システムの確立、透明性の高い開かれた大学になるための情報公開の推進
- 9月末に、大学審議会の3部会より総会への報告があった。①は大学院部会の「通信制の大学院の創設」にかかわるものであり、いずれ大学院設置基準の改正が行われる予定である。②はマルチメディア教育部会の「遠隔授業」の大学設置基準における取扱等について」であり、これまでSCSを利用した授業の単位認定について不明であったが、これを

30単位を限度として正規に認める提案が示されている。③は大学教育部会の「高等教育の一層の改善について」であり、教育評価の在り方、一定の要件を満たす専門学校からの大学への編入などの提案が示されている。以上のような点をお含みの上、各大学でご検討をお願いしたい。

7. 新たな時代に向けた教員養成の改善方策について (松元昭憲教職員課長)

- 本年7月教育職員養成審議会から第1次答申が出されている。大きい柱は2点あり、①は教員養成のカリキュラム全体を大幅に弾力化し、②とくに教職に関する科目を充実することである。例えば中学校教員用の教育実習を2週間から4週間に充実する、などである。これについて教員養成学部からは賛成されているが、私立大学の方からは、一般大学・学部における開放制教員養成がしにくくなるとの指摘があり、これまで卒業要件外であった教職に関する科目の単位を大学の判断により卒業要件とすることができるようにしている。また教科・科目のカリキュラムを開発して大学に示していくことも考えている。第1次答申は提出されたが、まだ修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方、養成と採用・研修との連携の円滑化、教員養成に携わる大学教員の指導力の向上の問題が残されており、これらを含めての最終答申は平成11年春頃提出されるように考えている。
- 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が成立し、小・中学校の教員免許状取得には、介護等の体験7日間以上を必要とすることになった。来年4月の大学等入学者から

適用されるので早急な対応が必要である。介護等体験の実施施設としては、盲・聾・養護学校又は社会福祉施設その他である。細かい点については近く省令で定められる予定である。今後各大学、各県社会福祉協議会、受入れ施設等関係機関が連携し、学生に対する事前指導、学生の受入れ先の調整、体験に係る経費、事故に対する保険の問題等進めて行かなければならないので宜しくお願いしたい。

8. 学術研究等の当面の諸課題について

(加茂川幸夫研究機関課長)

○ 学術研究については、学術研究上の要請に適切に対応し各学問分野のバランスの取れた発展に留意し、また独創的、先端的研究促進に努めるとの基本方針で取り組んできた。この基本方針は、平成4年度の学術審議会の基本答申や科学技術基本計画等に基づくもので、これらを踏まえ重点的施策推進につとめているのでご理解を得たい。学術会議では、基本答申以後も、国際交流の推進、地球環境科学の研究推進、卓越した研究拠点の形成等の建議を提出してきたが、本年7月には、「学術研究における評価の在り方(中間まとめ)」を出している。各大学でも研究評価の促進についてご努力をお願いしたい。

○ 平成10年度の概算要求については、一般会計からの国立学校特別会計への繰入が対前年度同額以下と定められており、苦しい中で経済構造改革特別調整措置の枠の活用や既存事業経費の見直しなど工夫し改善を図った。とくにポストク1万人支援計画の推進、科学研究費の充実など競争的資金の充実を図っている。概算要求のほか、機構定員の要求も行っているが状況は大変厳しい。概算要求の主な

事項は、次のとおりであるが、社会の理解を得るため、新しい研究の動向と研究成果を踏まえ、研究成果の公表と評価、自己評価のための体制整備、現状の点検と存廃統合を含めた組織の在り方、所長のリーダーシップ発揮、学内LANの活用と不正アクセス防止、核燃料物質等の安全管理・連絡体制の強化などの諸点について各大学のご努力をお願いしたい。

(1) 科学研究費の拡充

(2) 学術研究基盤の確立

① 基礎研究の重点的推進

② 研究支援体制の整備

③ 学術情報基盤の整備充実

(3) 日本学術振興会事業の充実強化

(4) 大学と産業界等との連携協力の推進

(5) 留学生交流、教育・学術の国際交流・協力の推進

9. 国立学校文教施設整備の現状と課題について

(早野 浩計画課長)

○ 学長各位は文教施設整備費が1,000億円以上あるのに、各大学の施設整備が進まないとの感触をお持ちと思うのでその点についてご説明したい。

平成8年度の文教施設整備費は1,500億円であったが、その内訳は各大学の要望に応じ比較的自由にできる一般財源は800億円、償還を予定した主に病院施設用の財政投融资資金借上金は500億円、特定学校処分収入を原資とした特別施設整備費200億円である。平成10年度の概算要求では、特別施設整備費と財政投融资資金借上金合計800億円で、一般財源は400億円である。この状況では、実際に工事中のものを完成するだけで手一杯であり、予算

獲得の努力はしたが国立学校特別会計全体の均衡の中でこのような結果となった。既定計画の延伸、既存施設の活用など各大学のご協力をいただき、少しでも新規事業にまわすことにしたが、その額は数十億円である。大学改革等に伴う施設整備のご要望はあるが応じられない状況についてご理解願いたい。財政構造改革期間中は、国立学校特別会計への一般会計からの繰入は上限を定められており、自己収入の増加も限度近く、今後の予算増加は望めない。大学改革に伴う新しい組織の要求に際しては、同時に現有施設の利用見直し、再配分を難しいことではあるがお願いしたい。

大学の中で各施設が部局や担当者により私有化されているような傾向が強いが、大学の土地、建物は国民の財産であるとともに大学全体の共有財産であるという意識改革の促進をお願いするとともに、大学運営の見直しの中に施設運営も含めて、お考えくださるようお願いしたい。

10. 技術職員問題について

(遠藤純一郎人事課長)

- 教室系技術職員の位置付けと処遇改善については、20年以前から要望があり問題となってきたが、昨年春に文部省内に検討会を設け、この問題を審議し、本年8月にその結論を配付資料のとおり得たのでご説明したい。

具体的には、技術職員の処遇改善の前提として、教育研究上での技術職員の位置付け、役割を明確にしなければならないということで、大学に「技術専門官」、「技術専門職員」の職を置き、訓令職として位置付けるということである。技術専門官は、事務系で大学の

課長、課長補佐程度、技術専門職員は係長程度に相当するものと想定している。文部省としては、このように技術職員の位置付けを明確にして、処遇改善について本年度の最重点事項として人事院に要望し、大体人事院のご了解が得られたと感じている。現在、①級別定数上の職として「技術専門職」を設置する、②6級までとされている技術職員の級別標準定数を7級以上に引上げる、③6級以上の定数を大幅に拡大する、④この制度は来年4月から導入する、という考えで折衝しており、概ねこの線で話が進むと考えている。当初は7級の定数は獲得数も少ないと思うが、まず6級の定数増加を図り、徐々に6級以上の数を大きくしていきたい。長年の懸案であった問題について一歩踏み出し、一つの区切りがついたと考えているが、今後4月の発令に向けて、具体的準備を進めるので各大学のご協力をお願いしたい。

11. 大学における著作権問題について

(板東久美子著作権課長)

- 最近、米国のコンピュータープログラムの企業体が、日本における違法コピーを監視するために出先機関を設けるということもあり、また大阪の企業が米国の企業連合体に違法コピーを理由に、裁判上の和解で1億5千万円支払わされたという事例もある。その企業連合体では、違法コピーを通報した者に謝礼を出すということで違法コピーの情報を集めているとのことであり、大学についても違法コピーの有無を厳しく見ようとしている。

大学の研究者の中には、ともすれば教育研究という価値ある仕事をしているから、いか

なるコピーをしても良いと考えている者も多いが、著作権は法により保護されており、本来は複製の許諾を得て使用料を払ってコピーすべきものを無償、無断でコピーすることは公認されることではなく、大学といえども許されることではない。このことは先進国共通のことであり、配付資料は文化庁からの通知であるがこの趣旨にそって是非きちんとした対応をお願いしたい。最近大学内で著作権に関する問題が多くあるが、その講習会開催等についてご要望があれば、関係職員を派遣して説明する等のご協力をするので宜しくお願いしたい。

- 大学の中では、学術書など様々なコピーが行われており、本来であれば著作権者の許諾を得なければならないものがかかなりあるのは事実である。数年前に著作権者からコピーに関する権利委託を受け、それを管理し利用者との間に複製利用許諾契約を締結し、徴収し

た使用料を権利委託者に分配する目的で、日本複製権センターが設立されている。現在2,000社以上の企業がセンターとこの契約をしているようであるが、国立大学はまだ未定で、まず大学事務局のコピーについて国立大学協会第7常置委員会にもご相談し、検討していただいているところであるが、国立大学において著作権が守られることは必要であり、使用料は非常に低廉で文化庁全体で7,000円程度であり、来年度から国立大学の事務局関係については契約を締結していただききたいと考えているので是非ご理解願いたい。

研究室関係のコピーは米国関係のものが多くあり、現在、複製権センターで米国の同様の機関と契約締結について折衝中であり、この契約ができた時点でまた国立大学協会ともご相談したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1 常置委員会

日 時 平成9年12月11日(木) 13:30~16:15

場 所 国立大学協会会議室

出席者 阿部委員長

久保, 古賀, 貴志, 町田, 岡本, 服部, 武村 (代理: 藤原三重大学副学長),
慶伊, 加茂, 廣中, 立川, 横山, 田中各委員
田中, 伊藤, 中西各専門委員

阿部委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち, 委員長から, 学長交代に伴い新たに委員となられた岡本靖正東京学芸大学長, 服部 賢長岡技術科学大学長, また, 委員の代理として出席された藤原三重大学副学長並びに本日初めて出席された専門委員の中西東京大学事務局長の紹介があった。

〔議 事〕

1. 第1・4・7常置委員会(代表者)合同委員会について

委員長から, 先の総会で助手問題について, 第1・4・7常置委員会(代表者)合同委員会に審議が付託された。この合同委員会が去る12月3日に開催され, 本委員会からは委員長と田中委員が出席したと述べられた後, その審議の様態について次のような報告があった。

助手の問題は非常に多岐にわたっている。当日は, 第7常置委員会でまとめた問題点について, 概ね次のような内容説明があった後, 意見交換が行われた。

- (1) DCを持っている助手を講師に移す考え方について: これは講座・小講座から外へ出すということではない。また, 直ちにではなく, DC, PDがもう少し増加し整備された段階で行うとし, その準備を始めようということである。
- (2) DCを持っていない助手について: 将来は

助手の制度を廃止するという考え方が一方にある。その場合, 教務職員・技官あるいは事務的な業務を行っている助手をどのように処遇するかという問題がでてくる。当面はDCを持たない助手は引き続き残すという考え方もあるが, やはり教務職員・技官との関係をどのようにするかの問題は残る。

委員長より, 今後の進め方については, 再度合同委員会において問題点を整理したうえで, 本委員会で検討していただくこととなると述べられた。

2. 大学の組織運営の改善について

委員長から, 次のように述べられた。

先の総会において, 当面の課題について協議した結果, 配付資料の通り「第101回国立大学協会総会決議」を採択した。その中の次の2点について本委員会に審議が付託された。

1. 学長が, 全学的な視野から教育, 研究の改革ができるようにするため, 評議会, 学部教授会等大学の組織運営のあり方を各大学において早急に再検討する。
 2. 大学において教育, 研究を活性化し, 若手研究者を育成するため, 教員任期制の導入を含め, 教員任用の方法の刷新を図る。さしあたり任期制を実施できる組織あるいは単位から実施する。
- 早速, 検討を始めたが, 現在大学審議会は

この問題に関連して「21世紀の大学像と今後の改革方策について」それぞれの部会で審議を開始している。本委員会としては、この審議の内容と連動してくるので、当面は問題点の抽出ということから検討を進めて行くことにしたい。

大学審議会には21世紀の大学像という基本的な問題をとらえる基本構想部会の他に、組織運営部会が置かれており、この組織運営部会は、正に本委員会が付託された「大学の組織運営」の問題を取りあげている。組織運営部会長には元国立大学協会会長の有馬先生が就任されている。審議の進め方としては、基本構想部会と組織運営部会とが連携しながら行われるとのことであり、この両部会に現会長の井村先生と副会長の阿部先生が委員をされているので、今後は両先生から種々情報・意見をいただき、本委員会にお伝えしたい。

大学審議会は来年6月の中間報告発表の後、9月に答申をだすという非常に短期間で審議を行う予定で、組織運営部会は月2回程度開催されるとのことであり、法改正をも念頭に置いた審議が行われるとのことである。本委員会としては大学審議会の進捗状況を見ながら検討を進めていくこととしてよろしいか。

本日は、第1回目の委員会であり、大学審議会も開始した段階でもあるので、先ず、問題点抽出の手始めとして、これまでの大学組織運営問題などの経緯について少し復習したい。幾種類かの資料を準備したので、伊藤専門委員より説明願いたい。

次いで、同専門委員から配付資料に基づき次のような事項・項目について、詳細な説明が行われた。

1. 教育改革プログラム（平成9年1月策定、

同年8月改定）について

(1) 高等教育機関の活性化

○ 大学改革の推進

(2) 大学の管理・運営の在り方の見直し

○ 大学の組織運営の改善等：平成7年9月の大学審議会答申「大学運営の円滑化について」などを踏まえ、学長のリーダーシップの発揮や教授会運営の円滑化など、大学の組織運営の改善を進める。

○ 大学の管理運営システムの見直し：戦後から様々な検討がされてきたものの、現在なお未整備の管理運営システムを整備して、学長・学部長等のリーダーシップの確立、学長・学部長などの執行機関と評議会や教授会などの審議機関の位置づけや役割分担の明確化、学外の有識者の意見を大学運営や教育研究に取り入れる仕組みの導入などを図り、各大学の自主性を確立することが必要である。このため、「大学の自治」を踏まえつつ、今後大学関係者の意見も踏まえ、大学審議会において早急に検討を進める。

2. 「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（H9.10.31文部大臣諮問）について

(1) 諮問の理由

○ 社会・経済の著しい変化に適応し、21世紀においても創造性と活力のある国家として発展を続け、また、国際社会において主要な役割を果たしていくためには、その原動力たる国際社会で活躍できる優れた人材の確保、未来を拓く新しい知の創造に努めていくことが不可欠である。

○ 21世紀において、大学が求められる役割を十分に果たし、国際的にも評価されるようになるためには、大学の教育研究の質の飛躍的な向上が必要である。そのため、21世紀の大

学像を明確に示すとともに、今後の改革方策として、①大学院制度の改革、②学部段階の改革、③大学の組織運営システムの改革について検討を行う必要がある。

- 組織運営面では、各大学の自主性と自由度を高め、自律的な運営が行えるようなシステム等について検討することが重要である。

(2) 諮問の検討事項例

〔大学の組織運営システムの改革—大学の組織運営の改革—〕

- 学長、学部長のリーダーシップを確立するための方策：任期、職務の明確化、学長の補佐体制の整備など
- 全学的な視野に立った機動的な大学運営を可能とする制度の在り方：評議会等の全学的機関の位置づけと審議事項の明確化。部局ごとの意思決定が最も尊重されるという現在の仕組みの改善、例えば教授会の審議事項の明確化など
- 学外の有識者の助言等を適切に大学運営に取り入れるための仕組み：大学の運営協議会（仮称）の設置、国立大学における経営的視点の導入など

3. 「行政改革会議の最終報告（H9.12.3）」について

(1) 国立大学の独立行政法人化についての考え方

大学改革は長期的に検討すべき問題であり、独立行政法人化もその際の改革方策の一つの選択肢となり得る可能性はあるが、これについては、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的視野に立った検討を行うべきであり、現時点で早急に結論を出すべき問題ではない。

(2) 国立大学改革の基本的な方向

社会が大きく変化する中で、教育研究の質的向上や組織・運営体制の整備、各大学の個性の伸長、産業界、地域社会との有機的連携、教育研究の国際競争力の向上等に積極的に取り組むことが必要になっている。

(3) 具体的な大学改革の方策

- 国立大学の自主的改革の推進
- 組織・運営体制の整備：各大学が主体性と責任を有し、組織として適切な意思決定を行い、実行に移すためには、組織・運営体制の整備が不可欠である。
- 大学組織の権限と責任の明確化、事務組織の見直し：学長、学部長等の執行機関の管理運営機能の強化を図ると共に、評議会や教授会などの審議機関についての在り方を見直し、執行機関との間の権限と責任の明確化、意思決定手続きの明確化を早急に行う必要がある。

(4) 大学改革の進め方

国立大学については、高等教育行政の見直しも含めた、組織・運営の在り方の改革を早急に推進する必要がある。

4. 「大学運営の円滑化について」（H7.9.18大学審議会答申）について

〔大学運営の円滑のための改善方策〕

(1) 学内の円滑な意思決定と実行

- 学長のリーダーシップの発揮：任期、補佐体制、学部長会議等
- 評議会の運営の工夫、審議事項の精選、審議決定手続きの明確化・簡素化
- 学部長・研究科長のリーダーシップの発揮：教授会との関係、任期、補佐体制等
- 教授会の運営の円滑化、決定手続きの明確化、学部長との関係

(2) 開かれた運営（大学運営へ学外者の声を反映させるための工夫）

5. 「評議会」「教授会」の設置等についての法令上の規則について

(1) 評議会

国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（S28.4.22文部省令第11号）

(2) 教授会

学校教育法(第59条), 学校教育法施行規則(第62条の2, 第67条)

6. 大学審議会のこれまでの改革の方向と主な制度改革について

7. 「戦後の大学史—戦後の改革と新制大学の成立—」(書籍)の概要紹介

(1) 帝国大学等の評議会・教授会について

(2) 大学法試案要綱とそれをめぐる動きについて

(3) 国立大学管理法案とそれをめぐる動きにつ

いて

(4) 「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規定」の制定について

以上、伊藤専門委員の説明終了後、大学の組織運営に関する意見交換が行われ、次いで、委員長から次の発言があり了承された。

本委員会としては、今回の諮問事項についての大学審議会での今後の審議状況をみながら検討を進めていくこととし、明年1月下旬頃までの同審議会の動きを踏まえて、次回の日程を設定することとしたい。また、それぞれの大学においても議論していただき、問題点などを本委員会にお寄せ願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第2 常置委員会

日時 平成9年10月1日(水) 13:30~15:30

場所 学士館分館(本郷)6号室

出席者 加藤委員長

山田, 小柳, 江崎, 橋本, 吉田, 板垣, 小川, 深谷, 山崎, 辻野, 守屋, 北川, 奥田, 杉岡各委員

山極専門委員

荒井臨時専門委員

(入試将来ビジョン検討小委員会)市川, 松井, 岩坪各委員

(文部省)大学課栗山大学入試室長, 同中野企画係長, 留学生課小山内留学生交流政策室長

(大学入試センター)廣重所長, 藤井副所長, 石井事業部長

(説明者)両角東京大学入試課長, 林名古屋大学入試課長

加藤委員長主宰のもとに開会。
〔議事〕

1. 報告事項

(1) 文部省からの報告

1) 栗山大学入試室長から、中央教育審議会第

二次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(平成9年6月26日)のうち、大学入学者選抜に係る提言と文部省としての対応について次のような説明があった。

答申は、大学入学者選抜に関わっては、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の推進等々、

これまで各大学が行ってきた改善の努力を一層進めていく必要があるという方向だが、提言事項のうち、特に、○地域を指定した入学定員枠、○4月入学を基本としつつ秋季入学の導入、○一般選抜における履修科目等指定制の活用、○芸術系大学においてセンター試験の結果の複数年度利用、○自己推薦、学校長以外からの推薦制の導入、○推薦入学定員の拡大、○アドミッションオフィス整備、○センター試験の年度内の複数回実施、等については、大学審議会の大学入試に関する専門委員会で検討いただきたいと考えている。また、答申は、このほか選抜の実施時期（後期日程）の終期を繰り下げることについても提言されており、この問題も含めて答申の提言についてご意見を伺いたい。

2) 小山内留学生交流政策室長から、留学生政策懇談会が平成9年7月31日付で取りまとめた「今後の留学生政策の基本的方向について」（第一次報告）について次のような説明があった。

留学生政策懇談会では、先に協力者会議が取りまとめた提言「留学生の入学選考の改善方策について」（平成9年3月28日）と、これに対する国大協第2常置委員会及び第5常置委員会のご意見をも踏まえ「今後の留学生政策の基本的方向について」について検討を進め、このほど（平成9年7月31日）これの「第一次報告」を取りまとめた。

「報告」は、留学生交流の意義、現在の取組みの動向をも踏まえ「留学生受入れ10万人計画」の計画目標は維持しながら施策を進めていく必要があるとしている。そして、日本留学の障壁として、大きくは言葉の問題、留学コストの問題、手続上の問題等があるが、特に、アクセスの改善が必要であり、具体的なアクセスの改善

として、○留学フェア及びインターネットの活用や、在外公館等による情報提供の充実による留学情報を的確に提供する体制の整備、○渡日前の入学許可、研究生制度の運用の見直し、新たな統一試験の開発等による入学・選考方法の改善、○大学等における日本語教育体制の充実、大学等と日本語学校との連携、海外における日本語教育への支援の充実等を提言している。この提言を受けて文部省では、平成10年度概算要求において、日本語能力及び留学適性評価のための新たな統一試験実施のための調査研究予算を要求している。調査研究には3年間程度の期間を置き、新試験の実施は平成14年度入試からなるろうかと思っている。海外からの留学生の選考、受入れに際しては大学として種々の措置が必要になるかと思うので、積極的にご意見を賜りたい。

(2) 大学入試センターからの報告

廣重大学入試センター所長から、大学入試センター試験の改善方策の検討状況について次のように説明があった。

大学入試センター（以下「センター」という）では、平成10年度以降の大学入試センター試験（以下「センター試験」という）の改善方策について引続き検討を進めてきた。本日は、「得点調整」及び「出題者に高等学校関係者を加えること」の2点について、その後の検討状況をご報告しご意見を賜りたい。

「得点調整」については、外部の専門家を加えた「得点調整検討委員会」を設置し、得点調整を行う場合の調整方法、対象科目等得点調整のあり方について検討を重ね、このほど同委員会からこれの「中間まとめ」が提出された。その内容については後刻、事業部長から説明申し上げたい。

「出題者に高等学校関係者を加えること」については、5月7日開催の本委員会において、各作題部会の意見を尊重することを条件に基本的小まご了解いただいたが、その後、公立大学協会及び高校関係者のご意見を伺い、これらを踏まえて検討した。その結果、当センターとしては、○作題部会が高等学校関係者の参加を希望し、また、高等学校側の協力が得られ、毎回出席できる場合に作題委員として加える、○参加の開始時期については、平成10年4月から（平成12年度試験問題作成から）各作題部会の意向による、ことを取扱いの基本方針としたい。

引続き、石井事業部長から、得点調整検討委員会の「得点調整の在り方について」（中間まとめ）について、次のように説明があった。

昭和54年に共通1次試験が始まったが、その共通1次試験実施最後の年の平成元年度に「物理」と「生物」の各平均点に約30点の大差が生じ、急速、得点調整を行った。その反省に立って平成2年度センター試験から、「理科」及び「社会」の各科目間で30点程度以上の得点差があり、それが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には得点調整を行う場合がある、として制度化した。幸い、その後平成8年度までは予告に止まり実際に発動することはなかった。従来、得点調整を行う場合は、国語、数学、英語をアンカー科目として調整を行うこととしてきたが、平成9年度からセンター試験の出題教科・科目がこれまでの5教科18科目から6教科34科目（旧教育課程履修者のための3科目を含む）に大幅に増え、アンカー科目のうち国語と数学に選択科目が出てきたためこれが困難になり、また他に安定した調整の基準を見出せないため、平成9年度以降得点調整は行わないことを決定した。ところが、その初年度に「数学II・

数学B」と「旧数学II」間で約22点の平均得点差が生じたほか、「物理」と「生物」間でも約19点の平均得点差が生じ、社会問題化した。センターとしては、得点調整を行わないことを既に予告済みであり、予告どおり平成9年度は得点調整を行わなかったが、今後同様の問題が生じないとは断言できないので、関係団体等のご意見も伺い平成10年度以降得点調整制度を復活させることとした。そして、委員会を設けて具体的な得点調整の方法等について検討を進めてきたが、このほどこれの「中間まとめ」が別紙のとおり取りまとめられた。

以上のような経過が述べられたのち、「中間まとめ」の内容について説明があった。その要点は次のようである。

- 基本的な考え方：著しい平均点差が生じないよう作題の段階でできる限りの努力を払うべきであるが、それでも科目間で大幅な平均点差が生じこれが試験問題の難易差によるものと認められる場合に得点調整を行う。得点調整を実施する場合は、受験生の心理に配慮し素点は下げないことを原則とする。
- 対象とする科目：次の各教科内の科目間に限る。
 - ・地理歴史の「世界史B」、 「日本史B」、 「地理B」の間
 - ・公民の「現代社会」、 「倫理」、 「政治・経済」の間
 - ・数学①の「数学I・数学A」と「旧数学I」の間（平成10年度限りの措置）
 - ・数学②の「数学II・数学B」と「旧数学II」の間（平成10年度限りの措置）
 - ・理科の「物理IB」、 「化学IB」、 「生物IB」、 「地学IB」の間

- 得点調整の方法：各科目間で、原則として、20点以上の平均点差が生じこれが試験問題の難易差によるものと認められる場合。平均点がある科目についても調整を行う。調整に当たっては、最高平均科目と最低平均点科目との平均点差が15点となるようにする。
- 調整の是非の判断：関係者による委員会を設け、試験終了後に、試験問題の難易差等をも分析し判断する。
- 受験者への周知：得点調整を行う場合は、個別学力検査の出願前にできるかぎり早く、具体的な方法を周知する。

以上の説明について、

- 調整を最高平均点科目と最低平均点科目との平均点差を15点となるようにすることとした理由は何か。
- たとえば、平均点差が19点であった場合は対象外となるのか。
- 試験問題の難易差をどのように認定するのか。
- 得点調整を行う場合、調整点とともに素点も合わせて提供して貰いたい。

等の質問や意見があったが、基本的にセンターの「中間まとめ」を了承した。

2. 次期教員委員候補者の推薦について

委員長から、任期満了に伴う次期教員委員について次のように諮られ、異議なく了承された。

本委員会教員委員である小柳帯広畜産大学教授、深谷金沢大学教授、奥田愛媛大学教授には本年10月末をもって委員の任期が満了するが、できれば3教授に留任をお願いしたいと考えるが如何かお諮りする。ご了承いただければこの旨理事会に推薦したい。

3. 「平成10年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」(案)について

初めに委員長から、追加合格者決定業務に関する情報交換事務取扱要領の平成10年度版の原案を作成したので、ご審議いただきたい旨述べられた。

ついで、原案作成に関わった東京大学の両角入試課長から、前年度と基本的には変更ないが、暦による日付及び曜日の変更のほか、若干条文の整理を行った旨述べられた後、原案に基づき変更点及びその理由について説明があった。

ついで、委員長から同案について諮った結果、特に異議なく承認された。

4. 「国立大学の入学者選抜についての平成11年度実施要領、実施細目」(案)について

委員長から次のように述べられた。

去る6月総会において、平成11年度入学者選抜については「分離分割」入試を踏襲することが了承されたので、これに従って、その後本委員会として平成11年度入学者選抜についての実施要領、実施細目の原案を作成し、これを各大学に送付しご意見を伺った。その結果、山形大学、上越教育大学、香川医科大学の3大学から、①「前期日程」の入学者選完了者資料の提供「3月19日午前9時から」を「3月18日午前9時(午後3時)から」への1日繰り上げ、帯広畜産大学から、②入学手続時のセンター試験受験票への手続完了押印の廃止、の意見があり、また、群馬大学から、③平成12年度以降、後期日程試験期間(試験開始日から合格者発表最終日)を前期日程のそれ(14日間)と同期間にされたい旨要望があった。については、これらの取扱いに

ついて審議いただきたい。

ついで審議が行われた結果、①については、全体の入試日程に影響を及ぼすことになるので、変更しがたい、②については、公立大学がまだ平成11年度以降「分離分割」に統一することを決定していないことのほか、一般選抜、推薦入学でチェックミスの恐れもあり、当分の間この措置は続けたい、また、③については、今後の課題とすることとし、原案どおり来る理事会及び総会に提案することとした。なお、「定員一部留保第2次募集」について、実施大学が平成8年度限りでなくなっているため実施要領から削除してはどうかとの意見が出されたが、この取扱いについては委員長に一任された。

5. 大学が指定したセンター試験の試験教科・科目の未受験等無資格者の取扱いについて

このことについて委員長の要請により林名古屋大学入試課長から次のように説明があった。

当該大学・学部が指定したセンター試験科目を受験しないまま受験生が第2次試験に出願受験し、試験後トラブルになっている事例がある。大部分の大学では出願時に受験資格の有無の確認を行っているが、この時点では、まだセンターからの資料にもとづく照合ができないので、無資格者の受験を完全に排除することは難しい。このため試験終了後、一部でトラブルを生じ、中には入学検定料の返還を求められたケースもある。各大学の未資格受験者の取扱い状況は別紙資料のとおりであり、必ずしも統一されていない。そこで、この問題の対応を国立大学入試担当課長会議で協議したいので、ご意見を賜りたい。

以上の説明について意見交換が行われた後、委員長から次のように述べられ、了承された。

この問題は、各大学がそれぞれ募集要項の記載にもとづき厳正に行うべきであり、その趣旨を徹底するについてどういう手立てを講ずるかということであるが、本日は決めかねるので、委員長に一任願い、後日改めてお諮りすることにした。

6. 中央教育審議会の第二次答申について

委員長から、栗山大学入試室長から説明があった中教審第二次答申について、主な事項に絞ってご意見を伺いたい旨述べられ、意見交換が行われた。

これについて主として次のような意見が出された。

- 入学定員の一部について地域を限定した定員枠を設けることについては、公平性に配慮しつつ、地域に必要な人材を供給する観点から、医学部や教員養成系学部等においては各大学の自主的判断で導入してもよいのではないかと。
 - 一般選抜における秋季入学については、現在大学院の入試が多く秋に行われている状況であり、帰国子女、社会人等の特別選抜ということであれば可能であろうが、一般選抜で秋季入学を設定することは、現段階ではやや難しいのではないかと。
 - 後期日程の試験を多元的に丁寧に行うため試験の終期を繰り下げることについては、考え方としては理解できるが、現実には難しいのではないかと。また、試験の日程を変更する場合は、その都度私立大学側と協議してきたが、18歳人口が減少化する中において、少しでも日程を動かすことは現状私立大学側の同意は得にくい。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

第3常置委員会

日時 平成9年10月23日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 久々宮委員長

佐藤, 加藤, 児嶋, 後藤, 山田(代理:鳥居教授), 高橋, 野村各委員
大内専門委員

(SCS小委員会)吉田, 有山, 近藤各委員

(文部省)山中学生課長

久々宮委員長主宰のもとに開会。

委員長から, 本日は議題の関係上, SCS小委員会委員の方にもご出席願っている旨説明があり, 議事に入った。

〔議事〕

1. 就職採用の問題について

山中学生課長から, 次のとおり説明があった。

就職協定が廃止され, その後大学側と企業側が話し合う組織として, 短期的問題について就職採用情報交換連絡会議が, また中長期的問題について中長期の就職採用問題研究会が設置された。

就職採用情報交換連絡会議では, 就職問題懇談会が行った今年度の就職採用活動の調査をもとに意見交換をしたが, 半数弱の大学で, 就職採用活動が早期化して授業に支障をきたしているという結果が出ており, 次回は来年度以降の就職採用活動についてどのような形で臨むのか協議する予定である。

中長期の就職採用問題研究会では, 年度内にインターンシップ等今後の社会の変化に対応した就職採用問題について報告書をまとめる予定である。来年度も就職協定は締結されないと考えられ, 採用活動が企業の自己責任で行われる中で学生がどのような職業についたらよいか右往

左往している状況もある。国立大学でも就職関係の組織やパソコンの整備をしたいと思う。また学生の職業観を育てることも大学の教育機能として今後検討していく必要がある。大学によってはインターンシップ等授業として積極的に考えているところもある。

第3常置委員会でも就職採用の問題などに対する大学の在り方についてご検討いただきたい。

2. 国立大学の独立行政法人化について

このことについて委員長から, 次のとおり報告があった。

10月21日に緊急に常務理事会が開催され, 「国立大学の独立行政法人化について」反対の決議を決定し, 同日午後から井村会長等が記者会見を行い発表した。なお, これに先立ち10月20日全国立大学長に対して緊急に意見の提出を求め, 68の大学長から国立大学の独立行政法人化について反対の意見が寄せられた。10月22日の行政改革会議では, 国立大学の独立行政法人化を最終報告に盛り込むことは一応見送られた模様である。

3. 衛星通信大学間ネットワーク(SCS)の有効活用方策について

委員長から, 次のとおり説明があった。

本委員会で、SCSの有効活用に関する課題について審議することとなり、SCS小委員会を設置して審議し、配付資料のとおり「スペース・コラボレーション・システム（SCS）の活用促進と展望」（報告）をまとめた。についてはその原案作成にあたった近藤小委員会委員からご説明願いたい。

ついで、近藤委員から、報告案の骨子について説明があった。

その要点は次のとおりである。

- SCS地球局は、平成9年の段階で55の国立大学に設置され、大学間の協力活動の推進、大学での教育改善、研究進展に有効で情報化時代に向けて高等教育を改革していく一つの手段になりうると考えられる。各大学におかれては、この報告をご理解いただき、わが国におけるSCSの有効活用が促進されることを期待する。
- SCSは、映像音声の双方向性、地球局の対等性、経済性、操作の容易性、多数局の交流可能等のシステムの特徴を持っている。
- 現在のSCSの利用状況は、講義20.8%、研究会41.3%、会議14%、講演会9.4%等となっている。
- SCSは、これまでにない教育・研究を可能とする。複数の大学間で共同する共通的な講義を開設すれば大学全体として効率的であり、学生が自分の所属大学にはない他大学の深い専門の教官の専門的な講義を受けることができ、学生は多面的な見方を育成することができる。また往復に要する時間や旅費の制約が大幅に緩和され、教官は勿論のこと旅費のない学生の参加が可能となり、研究会、キャンパス間授業交換、連合大学院での指導、などさまざまな大学間コラボレーションが可

能となる。また将来は新しい分野の連合大学院の構成や通信制大学院の発展への可能性もある。

- SCS利用により、情報の公開、大学の公開、人的交流の発展が期待される。
- 国立大学協会はSCSの普及啓蒙活動に協力し、大学に対して、以下のことを提唱する。
 - ① SCSが設置されている他大学と協調し、SCS利用の普及活動、講義交換、研究会等を促進すること。
 - ② 学内関係者について、SCSに関する研修、広報活動等を促進すること。
 - ③ SCSの利用を容易にするため、教室、関連設備の管理、運用体制、操作支援、指導体制を確立すること。
 - ④ 講義交換等リアルタイムでの大学間コラボレーションを容易にするため、授業時間のパターン化の検討を進めること。
 - ⑤ 国立大学全体としてのコラボレーションが容易になるようSCS未設置大学は、SCSの設置を要求すること。
 - ⑥ 大学間のインタラクションを考慮した新しい大学像を確立すること。
- 関係機関とくにメディア教育開発センターに対しては、以下の点での協力を求める。
 - ① SCSの機能の高度化、自由度と操作性を高める研究の促進
 - ② 大学のSCS利用促進活動に対する支援、大学が求める講義、講演等の収集、提供等共通的な支援活動
 - ③ SCSの予約手続きの簡素化
 - ④ SCS可搬局の開発、運用
 - ⑤ SCSの全国立大学への整備実現
 - ⑥ 増加する需要に対応し、定常的な衛星回線確保のための予算措置の検討

⑦ 国際的な連携の可能性の検討

- 大学は単位互換、通信制大学院に関する大学審議会の審議の動向にも留意しつつ、関係機関との連絡を密にして、SCSの展開と積極的な活用を図って行く必要がある。

ついて各委員から、次のような点について質問、意見があった。

- SCS利用について私立大学との関係
- SCSを利用した授業の授業料の関係
- SCS授業の場合の単位認定とスクーリングの関係
- 衛星回線の収容力について
- 未設置大学に対するSCS設置促進の啓蒙
- SCS設備の操作性とノウハウの蓄積
- SCSの経済性とその画像の質について
- 大学内でのSCSの設置場所、運営組織について

以上の意見交換ののち、委員長から次のとおり述べ、了承された。

本委員会として、なるべく早く国立大学にSCSの地球局を設置し、SCSを積極的に利用していくよう啓蒙し各大学にお願いするという姿勢で、小委員会の報告案を了承していただきたい。また11月の総会では、各学長に報告書の要旨を説明しお願いすることとし、ご了承を得たら、SCS小委員会は任務を終了したものとして解散することとしたい。

4. 『大学審議会マルチメディア教育部における審議の概要―「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について―』に対する意見について

委員長から、次のような説明があった。

大学審議会から、標記の件について国立大学協会として意見があれば今月末までに提出する

よう依頼があった。時間の関係もあり、議論の叩き台として意見の試案を委員長が作成し配布してあるので、ご自由にご審議願いたい。審議の概要は、マルチメディアを活用した遠隔授業に係る制度上の問題、とくに大学設置基準上の位置付けの問題を中心に検討しており、マルチメディア教育を実施する場合の留意事項等は今後さらに検討するということなのである。自分が見た限りでは適切な内容の報告と思う。実施上の留意事項、例えば授業評価の問題など議論があると思うが、それは改めて意見を述べる機会もあると思う。本日も審議いただいた上、誰かに意見作成をお願いしたい。

ついて、各委員により次のような点について意見交換が行われた。

- 教材について、通信教育の場合は「印刷教材」とし、SCS等による遠隔授業の場合は「プリント教材」と用語を使い分けているが、両者を区別する必要があるか。
- 遠隔授業の教育効果と単位認定数について
- 遠隔授業における単位認定と面接授業（スクーリング）の関係について
- 学生同志の討論の機会をどの様に提供し、それをどう評価するか。
- ヴァーチャルな講義は、学生の共同参加が実現するというものであり、それは現代の若者の感覚にも合い、そこで本当の学問が展開する可能性があることを指摘したい。

以上ののち、委員長から次のように述べ了承された。

国立大学協会として、意見を提出することとしたい。また委員長の作成した試案の内容も含め、意見案の作成を加藤委員に一任し、その案を国立大学協会の意見として大学審議会に提出することとしたい。

5. 委員長の互選について

久々宮委員長が来年1月9日をもって学長の任期満了により退任するため、後任委員長の互選を行い、協議により、佐藤 保お茶の水女子大学長が次期委員長に選出された。

6. 教員委員の推薦について

委員長から次のように報告があり、了承され

た。

任期満了に伴う次期教員委員の推薦について、会長より依頼があったので、現教員委員である安永 均(電気通信大学教授)、平野 眞一(名古屋大学教授)、村田 晃(佐賀大学教授)に留任をお願いし推薦したのでご了承いただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第4 常置委員会

日 時 平成9年10月24日(金) 15:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 梶井委員長

保原、須藤、仲井、井上、赤井、佐古各委員

小島、長松、黒崎、中原、早川各専門委員

(文部省) 嶋貫人事課給与班主査、膝館給与第2係長、大庭給与第4係長

梶井委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 報告事項

委員長から、次のとおり報告があった。

- ① 任期満了に伴う次期常置委員会教員委員の推薦について、会長より依頼があり、第4常置委員会の教員委員として、下記の方を推薦したのでご了承願いたい。

保原喜志夫 (北海道大学教授) (再任)

又坂 常人 (信州大学教授) (新任)

川本 謙一 (島根大学教授) (新任)

- ② 国立大学教官等の待遇改善に関する要望について、7月9日、井村会長、梶井第4常置委員会委員長、伊藤事務局長が人事院、大蔵省、文部省に赴き、要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。
- ③ 人事院勧告の取扱に関する要望について、前総会において、その取扱いを会長及び第4

常置委員会委員長に一任されたが、8月の人事院勧告及びその後の動向を見て9月16日、梶井第4常置委員長及び伊藤事務局長が総務庁、大蔵省、文部省に赴き、要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。

- ④ 第7常置委員会委員長より「国際化時代の事務職員の在り方について」の案について意見を求められたので、作業委員会で意見を聞き、委員長の個人的意見として、これらの職員について、研修などは良いが、特別能力職として位置付けるのは問題がある旨、第7常置委員会委員長に伝えた。

2. 教室系技術職員の位置付けと処遇改善の問題について

委員長から、次のとおり説明があった。

前総会において、3月末に出された文部省の技術職員待遇改善検討会の中間まとめ「大学・高専等の教育研究にかかわる技術職員問題につ

いて」についてご報告し、国立大学協会として、その線に沿って進めることについて、ご了承を得たが、その後、8月になり、文部省の検討会より、最終報告が出されたので、急遽作業委員会を開いて審議した。本日はその最終報告について嶋貫給与班主査にご説明願ったうえ審議したい。

ついで嶋貫主査より次のとおり説明があった。

本年8月に検討会の最終結論を配付資料のとおりまとめた。その要点は次のとおりである。

(基本的視点)

- 学術研究の推進を図り、高度の教育活動を展開させていくことは、人的資源への依存度の高い我が国にとって不可避的な課題となっている。このため文部省は大学・高専等における多面的な教育研究環境の整備・充実に取り組んでいるところであり、学術研究・教育体制を支える基礎的要員である教室系技術職員についての本検討は、この取り組みの重要な骨格をなすものとして位置付けられる必要がある。

(組織化の推進)

- 限られた定員によって、職務の複雑高度化、専門化に対応するためには、業務の効率化、機能化、集約化が不可欠であり、組織化はそのための有効な方法と考えられる。この場合の組織化の形態としては、いくつかの大学共同利用機関にみられるような省令上位位置付けられた組織、国立大学協会の提唱に沿った組織及びその他の組織が考えられる。

各機関における業務遂行の形態、業務内容の類似性等個々の実情に応じた組織の導入についての更なる検討が望まれる。

(新たな職の導入)

- 現在、教室系技術職員は、個々人の有する技術の高度性、その役割が多様であるにもかかわらず、「技術職員」という単一の職名で位置付けられている。

そこで、教室系技術職員個々の技術の高度性、専門性に依じて新しい職(例えば「技術専門官」及び「技術専門職員」)を導入し、その職務を明確にすることによって教育研究組織における位置付け、役割を明らかにするとともに、客観的職務評価に基づく処遇の確保を図る必要がある。

その際、教室系技術職員の専門的技術を大学・高専等の共通の財産として継承・保存するために必要な職務をこれら新しい職の職務として位置付けることも重要と考えている。

(まとめ)

- 以上を踏まえ、次の2点の実現に向けて、早急に取り組む必要がある。
 - ① 平成10年度からの実施を内容とした新たな職の導入のための訓令の制定
 - ② 新たな職の導入を見据えた平成10年度級別定数の設定

以上が最終報告の要点であるが、技術専門官は行政職(一)俸給表の6級から8級とし、現在暫定定数であるものを標準定数とし、技術専門職員は、4級から6級とすることを考えている。また両者の職務内容は、技術開発、技術指導とともに技術の継承・保存、研修の企画・連絡調整業務などリーダー的な職務内容とすることを考えている。

時間的關係もあり、文部省では平成10年度級別定数改定要求の作業を一部進めているが、この方針で大学側で異存がなければ、国立大学協会の総会后、訓令の制定手続きを進める予定であるのでご了承いただきたい。今後、人事院か

ら定数配分の内示を受けて各大学へ技術専門官等の定数をどのような基準で配分していくのか、また大学の中でどのような手続き、基準でこれらの職員を選考していくのか詰めていく必要があります、本委員会のご意見も聞きながら総合的に考えていきたい。

ついで各委員から、次のような点について質問・意見があった。

- 3級以下の技術職員の取扱は、「技術職員」という従来の職名である。
- 当初の級別配分数がそのまま固定されないようにお願いしたい。
- 級別定数の獲得数も問題であるが、教室系技術職員について、新しい制度上の仕組みができたことの意味が大きい。

○ 訓令では、組織化とは切り離した形で、新しい職を規定するつもりである。

○ 人事院は技術専門官等の選抜の仕組みを確立してもらいたいとっており、年齢等だけでの順送りのような選抜はできない。4月までに各大学で具体的に選抜していただくことになるがこの点よろしくお願いしたい。

以上ののち、委員長から、次のとおり述べ、了承された。

ご説明いただいた文部省の方針を支持し、本委員会としても教室系技術職員の位置付けと処遇の問題をこの方針で進めることとしたい。11月の総会では、以上のことを報告して各学長のご了承を得たい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会・UMAP小委員会合同委員会

日時 平成9年10月13日(月) 13:00~15:50

場所 国立大学協会会議室

出席者 中嶋委員(委員長代理)

水岡、佐々木、加藤、池田、西村、吉田、桂各委員

(UMAP小委員会)原田(代理・二宮 皓広島大学教育学部教授)、南塚(代理:水之江有一千葉大学文学部教授)、成田(代理:山中桂一東京大学教養学部教授)各委員

(文部省)渡辺留学生課長、小山内留学生課留学生交流政策室長

議事に先立ち、伊藤事務局長より、次のように述べられた。

江崎委員長は今秋海外出張の公務が多いため、井村会長と相談され、UMAP先行事務局設置の問題等で急遽委員会開催の必要が生じた場合、中嶋東京外国語大学長に委員長代理をお願いすることとなった。本日、委員長が海外出張中のため中嶋学長に委員長代理をお願いしたので、ご了承願いたい。

中嶋委員長代理主宰のもとに開会。

初めに、委員長代理より、UMAP小委員会委

員の代理出席者の紹介があった後、文部省からの出席者の紹介があった。

〔議 事〕

1. UMAP先行事務局の設置について

初めに、委員長代理より、配付資料「UMAP国際事務局について」「UMAP国際事務局設置について(オーストラリア・ニュージーランド・タイ・日本をメンバーとする検討会への具体的提案)」「具体的提案に対する意見・申し出」「UMAP国際事務局日本設置に関して、「検討会」

メンバー（オーストラリア・ニュージーランド・タイ）から出された意見に対する回答（案）」に基づき、UMAP 国際事務局設置の問題に関する経緯の説明があった。

(1) UMAP 先行事務局の設置場所について

伊藤事務局長より、配付資料「UMAP 先行国際事務局の東大教養学部内への設置について」に基づき、概ね次のように述べられた。

首都圏の国立大学に、UMAP 事業を行う施設を開設するという考え方で、一橋・筑波・東京大学等に打診してきたが、結論としては、何れも国際的な機関の設置については受入れがたいとの回答であった。

5月6日開催の第5常置委員会では、国大協・日本国際教育協会への設置の話も出たが実現せず、その後、文部省留学生課の尽力もあって、東京大学事務局に再検討の可能性を打診した結果、「教官の間に東京大学内に誘致する動きがあれば、これを妨げるものではない。しかし、事務局としては再検討を約束することは困難」との回答を得た。その後、教養学部長から、2年間に限り、先行事務局の設置場所を提供するだけなら可能である旨の提案をいただいた。本日、この提案を受け入れるか否かをご審議いただき、更に国・公・私立大学団体及び文部省で構成する「UMAP 国際事務局の設置についての検討会」の意見を承った上で、受け入れる場合は、正式に申し入れることになるを考える。

更に、事務局長より、先行事務局の東京大学教養学部内への設置に伴い、国大協の事務側から見た諸問題について説明があった。その主な事項は次の通りである。

- ① 国有財産の使用許可の問題
- ② 部屋の改修及び什器・備品等の購入費の問題

③ 日常的な管理のあり方と責任問題、特に火災等発生の際の賠償責任の問題

④ 予算の執行上の諸問題と予算不足の問題
続いて、小山内室長より、概ね次のように述べられた。

先行事務局設置場所の折衝経過は只今説明の通りであるが、前回委員会（5月6日）以降、立ち上げるための先行事務局とはいえ、極小のスペースでは適当でないと考え、候補に上った3大学の内、最も日本国際教育協会にも近く、場所的にも優位性のある、東京大学に私どもよりお願いした次第である。

今後は、国大協会長と教養学部長と文部省の三者で、最終的な合意を取り交わす必要があるが、説明の通り内々ではあるが可能との回答をいただいているので、当面、2年間はこれでいけるのではないかと思っている。

なお、移転に伴う経費等については、留学生課の経費で若干の負担をするという方向で、詳細については事務方で調整しているところである。

概ね以上のような説明があった後、委員長代理より次のように諮られ、了承された。

現在までの経緯及び管理・運営の問題を詳しく説明いただき、当面の問題はご理解いただけたと思う。先行事務局の設置を引き受けることは非常に大変なことであるが、東京大学教養学部が2年間に限り、場所を提供いただけるということで、当委員会としては東京大学教養学部にお問い合わせということでもよろしいか。

(2) UMAP 先行事務局の管理・運営の問題について

事務局長より、配付資料「UMAP について日本側として構築すべき体制（案）」に基づき、概ね次のような説明があった。

先行事務局は豪州政府派遣職員と日本で雇用する職員の2名だけでは業務の遂行は困難である。UMAP事業に理解のある、国・公・私立大学教官の支援を得て、日常的に監督・支援する非常勤スタッフ（スーパーバイザー）を置かないと実際の事務局業務は動かないと考える。

次に、これまで国大協が極力各国の大学協会等のカウンターパートとなり、必要に応じ、公・私立大学と連携してきたが、私立大学のシェアも多いので、今後は国・公・私立大学との強力な連携のための体制を早急に設け、UMAPの重要な意思決定を行う体制を構築する必要があると考える。

続いて、事務局長よりこれに関連して、次のような意見を述べられた。

- ① 国際事務局の事業内容及び組織の具体的内容が不明確で、そのため予算推計が困難。UMAP総会やワーキング・パーティで、ステップ毎のペーパープランを構築すべきである。
- ② UMAP事業は、国際事務局を開設してまでやらなければならない、差し迫った必要性があるのかどうか。
- ③ 例えば単位互換制度や留学生相互交流情報は、まず各国の大学間ネットワークの構築から始めるという、ボトムアップ方式で実施すべきで、トップダウン方式には疑問がある。

次に、委員長代理より、次のように述べられた。

事務局長より率直な意見をいただいたが、私としてはUMAPの理念は結構なものと思うが、具体的に見ると個別大学の大学交流協定、それに基づく学生交流、単位互換の問題等、常設事務局を設置しても、その関連性が不明確な

ところがあるし、また豪州政府派遣職員についても、誰が来るか、その略歴・能力、手当措置等が不明瞭で、職員2名で果たして直ちに業務遂行が可能なのか、種々検討すべき課題があると思うので、本日、ご議論いただきたい。

以上のような説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 第5回UMAP会議で、AVCCよりUMAP国際事務局の業務内容が提言され、総会で合意されている。業務を開始する場合、そこで提言された8項目に沿って具体的作業を進めることになる。しかし、今回の提案は先行事務局のため、これを全て行うのではなく、資料「UMAP国際事務局設置について（オーストラリア・ニュージーランド・タイ・日本をメンバーとする検討会への具体的提案）」に記載の通り、その業務範囲は「ワーキング・パーティないし理事会及び総会開催に関する事項、短期留学に関する情報の収集と普及、UMAP組織の調整、個別的な短期留学に関する問合わせへの限られた対応、本格的な事務局開設の準備作業」とする旨提案している。

具体的には、①ホームページを開設し各国とリンクする、②アジア・太平洋地域の国際交流情報の一つの拠点となる、③留学情報のデータベースの作成する、④APEC等国際機関や他の資金援助が可能な機関との連携、⑤更に長期的な政策立案（単位互換の標準的フォーマットの在り方、地域内交流の一層の多角化等）、⑥将来的にはクリアリングハウスの機能を果たす等で、このような方向を以て、段階を踏んで事業を展開することになる。

- UMAP総会・ワーキングパーティ開催準備は開催国の役割で、開催国がありながら先

行事務局と連携し準備するのは二重手間である。また、色々な基礎的データベースの作成整理を行うには常勤の、能力のあるマンパワーが相当数いないと不可能である。先行事務局に職員2名を配置しても、果たしてどの程度のことが出来るか非常に懸念している。

- 今までの総会では必ずしも政策的な継続性の点で十分でなかった。UMAP 総会の議論では、常設の国際事務局が出来ればアジア・太平洋地域の交流促進のため、総会・ワーキングパーティのアジェンダを設定し、戦略的な案を提示できる、と考えている。

指摘の通り、職員2名で全業務の遂行は不可能で、例えばデータベース作成等は関係国の協力が不可欠で、その協力が得られればホームページ作成、印刷物刊行は可能と思う。また、UMAP 業務内容に即した能力ある日本人職員を配置する必要があるが、そのような人材が得られれば、豪州政府派遣職員との協力の下、当地域における有効な情報交換が可能になると思う。

- 国家予算が導入でき、確たる組織の常設事務局が設置できれば、職員の身分的安定も保障され、ひいては優秀な人材も雇用できよう。しかし、国・公・私立大学団体等で若干の資金を募っても、現実問題として英語が堪能で、パソコン操作も可能な優秀な人材の確保は非常に困難である。ごく小規模な事務局を開設しても、果たして国際的な信用が得られるか非常に懸念している。相当なマンパワーとしっかりした組織が構築されない限り期待には応じられない。UMAP 会議が国際機関を構想しているなら、各国の有識者を集め、ステップ毎の具体的手順を積み上げるペーパープランを作成すべきである。

- 心配は尤もと思う。提案の通り、日常的業務を支援する若手のボランティアの非常勤スタッフが必要だし、先行事務局運営の意思決定を行うための、国・公・私立大学等による協議機関の設置も必要である。また指摘の通り、ステップ毎の、UMAPの絵を描く必要があり、最終的には相当な人数を擁する国際機関に持っていくべきと思うが、現段階ではそこまでいかないからこそ、先行事務局なのだと思う。

- 我々の周囲を見ると、率直に言ってアジア・太平洋地域の交流の重要性が共通認識になっていない。本来なら、UMAPの「旗振り役」はAPECやユネスコが適当と思う。とりわけAPECは経済協力の面で軌道に乗りつつあるが、そこまで手が及ばない。当地域の人材養成も非常に重要問題なので、日本が「旗振り役」として期待されていると思う。ある意味では、豪州政府職員派遣は、その「旗振り役」かも知れない。そうであれば、それをバックアップする体制を作る必要がある。

- UMAPの理念に基づき、当地域をオーガナイズするというよりは、事務的なコーディネーターと考えた方が良いのではないか。

- 技術的に優秀な人でなく、「旗振り」の人と思う。推測するに、豪州はUMAP活動を前進させるため、職員を日本に派遣し知恵を出す、豪州はそれが究極的にはアジア・太平洋地域全域の、長期的に見れば自国の利益になると考えていると思う。

- 教養学部内に先行事務局が設置された場合、種々、困難はあるだろうが、国大協事務局としては、日常的な事務的支援は可能な限り努力したいと考えているが、国大協は国大協としての本来の事業を抱えており、UMA

P事務局が展開する事業推進の中心的役割を
荷なうことは不可能である。

将来的な展望としては、文部省の支援を得
て、例えば日本国際教育協会の協力を得るな
どの方策がないと、この事業の進展は望めな
いのではないか。

- 2年間の先行事務局は、UMAP規約作り
が最も中心的な業務で、同時に本格的事務局
をどういう形で作るか、どういう機関と連携
するか等の構想を練る、またUMAP会議開
催のコーディネート的な役割やUMAP事業
の国内外へのPR等で、余り多くのことは出
来ないと思う。現在のホームページを若干改
善した情報提供は可能だが、本格的なものは
難しい。しかし、種々の性格の業務が想定さ
れているので、公・私立大学関係者にも参加
願ひ、強力なサポート体制を構築する必要が
ある。

- 先行事務局はメンバー大学を確保し、大学
間の学生交流を推進するサポーティング機能
を確立することが重要な仕事と考える。また、
先般開催の日米シンポジウムで話題になった
が、留学生交流の場合、先進国への留学が多
く片側通行になりがちで、カリキュラムや教
授言語の問題を含め、具体的なプログラムの
検討も重要な業務と考える。

また現在、バイラテラルで短期留学を推進
中だが、将来マルチラテラルの方向を目指す
とすると、事務局がクリアリング・ハウスの
機能を持つことが必要で、そこには専門スタ
ッフの配置も欠かせない。先行事務局は、そ
の専門性をどう磨くかについても準備しない
と、旗を振ってメンバーシップを確保しても、
中身が伴わない事態が生ずることを恐れる。
概ね以上のような意見交換の後、委員長代理

より次のように述べられ、了承された。

国大協は任意団体で、国大協の構成員の学長
は各大学の責任者であって、これら学長が共通
の問題を話し合う場が国大協である。本日は言
ってみれば、初めて国大協がある種の事業体
を引き受ける、ないしはその一角を担うとい
うことになるので、慎重な意見や、またそのイメ
ージを確かめたい、等で率直なご議論をいただ
いた。

しかし、UMAP国際事務局の日本設置を引
き受けた以上、これを放置することは国際的
信用を失することになるので、当面、UMAP先
行事務局を東京大学教養学部内に設置する、そ
して、先行事務局をどのようなものにするかは、
本日、建設的提案もあったので、その議論を踏
まえ、試行錯誤はあるだろうが、一步一步固めてい
くこととしたい。

また、提案のサポート体制については、公・
私立大学関係者にご参加願ひ、学長及びシニア
の教官等による「運営委員会」、そしてその下
に、UMAPに関心・興味のあるボランティアの若
手教官を中心とするタスクフォース（作業委員
会）を設置し、サポート体制を作りたい。これ
を「UMAP国際事務局の設置についての検討
会」で提案したい。

- (3) 公立大学協会・日本私立大学団体連合会との

UMAP問題に関する協議について

委員長代理より次のように諮られ、了承され
た。

UMAP先行事務局の設置場所について、前
進的な方向が切り開かれたので、国・公・私立
大学団体及び文部省で構成する「UMAP国際
事務局の設置についての検討会」を開催し、協
議したい。ついては、江崎委員長より代理を仰
せつかっているの、私は出席する予定である

が、その他の国大協からの出席者の人選についてはご一任いただきたい。

(4) UMAP 検討会メンバー（オーストラリア、ニュージーランド、タイ）から提出された意見・申し出に対する回答文について

委員長代理より、次のように述べられた。

冒頭で説明の通り、1月27日開催の第5常置委員会・UMAP 小委員会合同委員会で審議し取りまとめた「UMAP 国際事務局日本設置に関して、「検討会」メンバー（オーストラリア・ニュージーランド・タイ）から出された意見に対する回答（案）」（以下「回答（案）」と略す）は、3月3日開催の理事会で協議した結果、UMAP 先行事務局の具体的設置場所の確定を待って、回答することとなった。本日、設置場所が確定したので、標記の件の取扱い方についてご審議いただきたい。

続いて、事務局長より、「回答（案）」の朗読があった。

これに関して、概ね次のような意見交換があった。

- 回答文は本格事務局について書かれている。本日は先行事務局設置の議論が中心で本格事務局まで議論が及んでいない。「回答（案）」は全面的に見直して修正するか、少なくとも現時点でコミットメント出来る先行事務局の日本設置に関する事項に限り回答すべきと思う。
- 昨年8月の第5回UMAP 会議で日本が国際事務局設置を提案し、審議の結果、基本的に了承され、昨年末迄に具体案を作成し提出することとなり、先行事務局と本格事務局の2段階の提案をした。
- タイの意見は本格事務局を念頭に置いた質問で、日本の提案に対する意見でない。その

点、ズレ違いがある。従って、タイの意見に回答する必要はないと考えるが、もし答えるとすれば、先行事務局ということをも明記して回答を出すべきと思う。なお、UMAP ワーキング・パーティが来る11月に開催の予定で時期も迫っているので、改めて文書で回答する必要があるのか。

- 11月のワーキング・パーティで、UMAP 国際事務局の設置について、AVCC 国際交流ディレクターのゴダード氏との共同報告の要請があるので、本日の委員会の了承が得られれば回答文提出に代え、本日の意見・提案等を盛り込む形で共同レポートしてもよいと思う。
- UMAP はそもそも規約がない。何も無いところから始めなければならないので、それだけ示しておけばよいのではないか。先行事務局については概ね2年後に、本格事務局に移行する予定と記せばよいし、また「回答（案）」は3月に作成したもので、設置時期の個所は変更する必要があるし、豪州政府派遣職員に対する謝辞は不要と思う。所要経費も詳しく述べているがメンバーシップも明確でない段階であるので、議論しても無駄等「回答（案）」を修正する必要がある。
- 先行事務局を立ち上げるに際し、足元がまだしっかりしていないところで、文言だけで、当然2年後も日本で引き受けると敢えて言えるだけの検討はしていない。
- 昨年11月29日の「UMAP 国際事務局設置について（オーストラリア・ニュージーランド・タイ・日本をメンバーとする検討会への具体的提案）」で、全参加機関の国際事務局運営の財源確保を条件としつつも、「先行事務局は発展し、UMAP 理事会ならびに総会が定

めるところにより、日本において国際事務局としての業務を全面的に開始する。」と、既に国際的に発表している。

- タイ提案の地域事務局に対する回答だが、日本がその設置を認めないと、タイがアセアン諸国の交流を阻害ないし遅らすと反論したらどうするのか。
- 認めないとは言っていない。時期尚早と言っている。
- 一般論としては、先行事務局の業務等軌道に乗らない段階で、屋上屋を重ねる地域事務局の設置は好ましくない。また、UMAPはアジア・太平洋全域の組織で、余りブロック化するようなことを試行されると困るだろう。
- タイは大学省の次官がUMAP会議に参加している。ある意味では、国際事務局はタイが一番相応しいと言えるかもしれないが、オーストラリア等他の国が必ずしも賛成していない。何処に設置するのが一番相応しいかは長期的に見ないと判断できないことと思う。
- この問題は来る11月のUMAPワーキング・パーティでタイから提案されよう。そこで合意されると、色々混乱が予想されるので、日本の態度を明確にしておく必要がある。

概ね以上のような意見交換の後、委員長代理より次のように述べられ、了承された。

回答文は今までの積み重ねもあるので、本日の議論を踏まえて修正し、来る10月29日開催の理事会に諮り提出したい。回答については、ご一任いただきたい。

なお、地域事務局の問題はタイから提案があれば、UMAPワーキング・パーティで議論する問題で、第5常置委員会で批判する問題でないと思う。

2. UMAPワーキング・パーティの会議日程と出席者の選任について

これについて水岡委員より、配付資料「大学交流にかかわる単位互換と地域協力についてのセミナー及びUMAP作業部会」に基づき、1997年11月10日～12日、タイのピッサヌロークで開催される会議の日程・議題等の説明があった後、タイから次の議題について報告依頼があるので、本日、協議いただきたい旨述べられた。

①「アジア・太平洋地域における学生交流の障害という観点からの単位互換」

(タイより水岡委員に報告依頼)

②大学交流推進に対する国・地域の努力

③UMAP国際事務局設立について、ゴダード氏との共同レポート

続いて、委員長代理より、次のように述べられた。

只今説明のように、水岡委員に報告依頼があるので、UMAPワーキング・パーティに水岡委員に参加いただくとして、私としては国大協からもう1名ご参加いただければ有り難い。また、文部省からも今後のことがあるので、どなたか参加いただければ有り難い。

委員長代理の要請を受けて、文部省からは小山内室長が参加予定である旨の報告があった。

続いて、UMAPワーキング・パーティ出席者及びタイから依頼の報告の件を協議した結果、学長はUMAP会議と国大協総会の日程がほぼ同じで学長の出席が困難なため、国大協からの、もう1名の出席者の人選については、委員長代理に一任された。また、タイから依頼の報告については、①は水岡委員、②は小山内室長、③は本日の議論を踏まえ、かつ文部省及び本日決定に至らなかったが、もう1名の出席者との間

で調整をとり報告する，こととなった。

3. AVCCからの「日豪学術交流協定」更新の申し出について

委員長代理より，次のように諮られた。

ご案内の通り，去る7月9日，井村会長と木村委員が，AVCC（オーストラリア大学長協会）のゲイル会長及びハミルトン事務局長と会い，UMAP国際事務局の日本設置，日豪学術交流協定等の問題について話し合った。その席上，AVCC側から日豪学術交流協定は1992年12月に締結し，有効期限は5年なので，協定を更新したい旨の申し入れがあった。

これについて協議の結果，特に異議なく，引き続き更新することとなった。

4. UMAP・JUSSEP小委員会の存廃について

委員長代理より，次のように諮られた。

UMAP小委員会及びJUSSEP小委員会は，本年12月14日をもって2年間の設置期間が終了する。本日，これの取扱いについて，ご協議いただきたい。なお，引き続き設置する場合，常務理事会に提案し，了承を得る手続きが必要である。

これについて協議の結果，JUSSEP小委員会はカウンターパートであるAAC&U（全米国大学協会）が日米学部学生短期交換留学の問題の調査研究を継続中で，まだ課題も残っているので，引き続き設置する，またUMAP小委員会は先程の議論の流れから見て，国・公・私立大学団体間でUMAP先行事務局の日本設置のための委員会，その下部組織としてのタスクフォース（作業委員会）を設置したいとの方向になったので，UMAP小委員会は発展的に

解消することとなった。

なお，JUSSEP小委員会については，同委員会委員の原田委員より，引き続き設置する場合，二宮教授と交代したい旨の申し出についても了承された。

5. 第5常置委員会の教員委員について

委員長代理より，次のように諮られ，了承された。

来る10月末をもって教員委員の任期が終了するため，江崎委員長宛に「常置委員会委員（教員）候補者の推薦について」の依頼があり，委員長が配付資料の通り，水岡不二雄（一橋大学経済学部教授），西村重雄（九州大学法学部教授），松浦好治（大阪大学法学部教授）の3名を推薦したので，ご追認願いたい。なお，任期は平成9年11月1日から，2年間である。

6. その他

(1) 「今後の留学生政策の基本方向について（第一次報告）」について

小山内室長より，本日は時間がないので，報告は省略させていただき，後刻ご覧いただきたい旨述べられた後，次のように述べられた。

今後の留学生政策については，留学生政策懇談会で平成10年度末まで審議する予定で，第一次報告で種々提言いただいているので，これらを踏まえて，施策の見直しを含め審議を続ける予定である。

(2) 広島大学主催「短期交換留学のための日米シンポジウム」の開催について

委員長代理より，次のように諮られ，了承された。

去る9月25日，広島大学主催（協力：文部省・国大協）により短期交換留学のための日米シン

ポジウムが開催された。これは昨年5月に九州大学で開催されたシンポジウムに続く、第2回目のシンポジウムである。シンポジウム開催に際し、昨年の九州大学と同様、江崎委員長宛に、配付資料の通り「短期交換留学のための日米シンポジウム開催に係る協力について(依頼)」(その内容は、①「国大協協力」の名義使用、②JUSSEP 小委員会の会合等参加に要する旅費負担、③AAC&U と JUSSEP 小委員会委員等との懇親会経費の負担)があり、この要請を JUSSEP 小委員会でも了承し、既にご協力した。事後報告で恐縮だが、ご追認をお願いしたい。

また、本年5月、AAC&U(全米大学協会)関係者が国立大学短期留学プログラムの視察及び関係者との懇談のため来日の予定であったが、関係者の一人が日本滞在中、急病に罹り、急遽大学訪問が9月に延期された。今回の広島大学主催のシンポジウムは、その点との関連もあって、AAC&Uメンバーの訪問日程に合わせて開催されたものである。

続いて、二宮広島大学教授より、国大協の協力に対し謝辞が述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第5 常置委員会・JUSSEP 小委員会合同委員会

日 時 平成9年12月19日(金) 10:00~12:00

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 江崎委員長

藤井、中嶋、内藤、水岡、金城、加藤、池田、西村、吉田(將)、桂各委員
(JUSSEP 小委員会)木村、細野、南塚、木畑(代理:中山桂一東京大学教養学部教授)、中村、二宮委員
(文部省)渡辺留学生課長、小山内留学生課留学生交流政策室長

江崎委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より新たに委員に就任した政策研究大学院大学の吉村 融学長(本日欠席)の紹介があった後、代理出席者及び文部省出席者の紹介があった。

[議 事]

1. 報告事項

委員長より前回委員会(10月13日開催)以降の委員会活動等の状況について、次のような報告があった。

- (1) 去る11月開催の国大協第101回総会において政策研究大学院大学の国大協加入が了承されると共に、第5常置委員会所属が決

定した。

- (2) JUSSEP 小委員会は前回委員会で設置継続を常務理事会に付議することとなり、その結果、存続設置が了承された。また、UMAP小委員会は解散することとなった。

なお、JUSSEP 小委員会の課題、設置期間、委員は次のとおりである。

①課 題：短期交換留学の促進について

②設置期間：2年間

(平成9年12月15日~平成11年12月14日)

③委員長 江崎玲於奈(筑波大学長)

委 員 木村 力雄(東北大学教授)

〃 細野 昭雄(筑波大学教授)

〃 南塚 信吾(千葉大学教授)

- 委員 木畑 洋一（東京大学教授）
- 〃 石田 眞（名古屋大学教授）
- 〃 中村 収三（大阪大学教授）
- 〃 二宮 皓（広島大学教授）
- 〃 西村 重雄（九州大学教授）

- (3) 第5常置委員会教員委員は、去る10月29日開催の理事会で審議の結果、前回委員会で追認願った通り、水岡不二雄（一橋大学教授）、松浦好治（大阪大学教授）、西村重雄（九州大学教授）が承認された。なお、任期は平成9年11月1日から2年間である。
- (4) 前回委員会で協議した「日豪学術交流協定」の更新については、国大協総会に付議した結果、協定更新の了承を得たので、阿部会長名で協定を締結したい。

2. UMAPワーキング・パーティの報告

水岡委員より、配付資料「第6回UMAP Working Party（作業部会）メモ」を中心に、去る11月10日～12日、タイ・ナレスワン大学で開催された「大学交流にかかわる単位互換と地域協力についてのセミナー及び第6回UMAPワーキング・パーティ」の報告があった。その報告の概略は以下のとおりである。

(1) UMAP単位互換制度について

11月10日午前「単位互換に関するセミナー」が開催され、主催国タイの要請により私が「アジア太平洋地域における学生交流の障害という観点からの単位互換」と題する報告を行った。これに関連して、豪州より欧州の「単位互換制度(ECTS)」に範をとった「UMAP単位互換制度(UCTS)」(資料3-B；他大学で得た単位の承認及び資格の携行可能性を目標とし、1999年度から試行)の政策提案があり、日本側は慎

重に検討すべきと主張したが多数決により原案どおり了承された。

また、UCTS開発のために、運営委員会(Steering Committee)を設置し、短期留学プログラムに詳しいコンサルタント業者を選定し、その業者が先行UCTSに関して、①報告書(概要)の原案、②実施と進展に関して検討した成果、③案内書の原案、成績証明書と学科協定書、④学科リスト、⑤推薦大学名簿、等を作成し、具体的方法を提案する。そして、それについて運営委員会が審議し了承した上で関係国に参加を呼びかけ、ECTSと同様な単位互換スキームのアジア太平洋地域での構築を目指すこととなった。このために豪州は8万豪ドルの支援を申し出ている。

なお、UCTS開発のため、第1回運営委員会を本年12月に開催することが了承されたが、諸事情により来年はじめに延期された。

(2) 国際事務局設置、UMAP規約及びUMAP戦略計画について

第5回UMAP総会でUMAP国際事務局の日本設置の提案が了承され、その具体化を図ることが日本に委任されたことを受け、国大協は文部省・公立大学協会・日本私立大学団体連合会と協力し実現に向け努力した結果、国際事務局を2段階方式で発展を図ることとし、豪州とも協議の上、第6回UMAPワーキング・パーティにおいて「UMAP国際事務局設置に関するオーストラリア・日本の共同提案文」(資料3-C)のとおりに提案した。

これについて、種々意見(先行事務局の、①業績評価を総会で行う、②ビジネスプランを立て各国に周知し業績評価の基礎とする、③詳細な予算計画を提示する等)が出された結果、先行事務局から本格事務局に移行する場合、総会

が定めた基準に従い事務局の業績評価する旨の条件を付して了承された。

また、「アジア太平洋地域の大学交流：戦略計画（1997—2000年）」（資料6）は既に第5回UMAP総会で了承・決定しているが、今回、UC TS と国際事務局設置の決定を受け、UMAP 戦略計画への追加記載の提案があり、了承された。

(3) 国際機関との連携について

タイはユネスコのPROAPの拠点であることを反映し、幾つかの国際機関がワーキング・パーティに参加した。特にユネスコ代表がUMAP との連携を強化し、アジア太平洋地域において大学間交流の活動に積極的に関与する姿勢を強く示した。また、APECとの関係を密にすることが方向性として出された。

以上の説明に関して、コンサルタント業者について質疑応答がなされた。

3. UMAP 先行国際事務局の設置について

中嶋委員より配付資料「UMAP 国際事務局の設置について」「UMAP 先行国際事務局に関する今後の作業日程案」「UMAP 国際事務局の設置についての検討会における合意事項」に基づき、概ね次のような前回委員会以降の経過報告があった。

国大協第101回総会において、UMAP 先行国際事務局（以下、先行事務局と略す）の設置、及びその管理運営、支援体制の問題を審議した結果、①東京大学教養学部構内に先行事務局を設置する、②先行事務局を管理運営するため国・公・私立大学団体及び文部省関係者による意思決定を行う体制（運営委員会）を作る、③事務局業務を日常的に監督・支援する非常勤スタッフによるタスクフォース（専門委員会）を

置くことが国大協として了承され、「UMAP 国際事務局の設置についての検討会（国大協・公大協・私大連及び文部省で構成）」（以下、UMAP 検討会と略す）に諮ることとなった。

先行事務局については、日本側は非公式ながらAVCCよりUMAP活動に相応しいキャリアを持ったフルタイムの豪人上級職員派遣の申し出があったことを受け、その職員の先行事務局事務総長への就任を前提に議論を煮詰めてきた。ところが、国大協総会と同時期に開催されたUMAP ワーキング・パーティにおいて、豪州から予算の制約上、フルタイムでなくパートタイム職員派遣の意向が非公式に伝えられ、日本が事務総長を探さざるを得ない状況となった。そうすると、国大協も任意団体で財政的に余力がなく、経費負担の問題等で新規巻き直して再検討を考えなければならないという事態になったわけである。また水岡委員から報告の単位互換制度の問題も、現在外国の大学で取得した単位の内30単位に限り単位認定できるよう措置されているが、UMAP が国際的な枠組みを決めても、大学・学部の自治の原則があり、現実的には認定には種々解決すべき困難な問題がある。

これらの問題を考えると、先行事務局と各大学との関係は非常に重要な問題で、日本の大学全体として事務局をサポートする体制にもっていかねばいけないと考える。

このような状況の中で、12月2日「UMAP 検討会」を開催し、文部省の小山内留学生交流政策室長よりUMAP ワーキング・パーティの報告をいただき、今後の進め方を協議した結果、以下のことが合意された。

- (1) 「UMAP 国際事務局の設置についての検討会」を発展的に解消し、先行事務局の

「運営委員会」とする。「運営委員会規則(案)」を国大協で作成する。

- (2) 先行事務局業務を日常的に監督・支援する組織として、若手教官で、専門的知識を有し、かつ東京大学教養学部にも地域的にも近い大学から、5名の非常勤スタッフからなるタスクフォース(専門委員会)を置き、国立大学2名、公立大学1名、私立大学2名を、来年1月末を目途に、それぞれ大学団体から推薦する。
- (3) 先行事務局の経費負担については、①平成10年度の先行事務局の予算額は1,000万円とし、文部省400万円(東京大学教養学部で執行)、国大協300万円、公大協・私大連各150万円を負担する、②予算の範囲内で運用に努めるが、超過した場合は平成10年度に限り国大協が負担する、③平成11年度の負担額については平成10年度の実績を踏まえて改めて協議する、こととなった。
- (4) 平成10年4月1日、先行事務局業務を開始するため、1月末を目途に国大協が事務総長候補者を探す。
- (5) 豪人事務職員については中嶋東京外国語大学長・渡辺留学生課長・小山内留学生交流政策室長が確認する。

引き続き、小山内室長より次のような補足説明があった。

タイのUMAPワーキング・パーティの前日、AVCCのゴダード氏と「UMAP国際事務局設置に関するオーストラリア・日本の共同提案文」の案文を詰める作業に入る直前に、同氏よりパートタイム職員に変更になった旨非公式に伝えられた。そこで会議に出席していた豪州教育省職員に質したところ、この件は全く知らないとのことであった。

帰国後、外交ルートを通して在日豪州大使館に照会した結果、AVCCからそのような要請は入っていない、との回答であった。AVCCはAIEF(豪州国際教育基金)の出先機関が在日豪州大使館内にあるので、そこに職員派遣を依頼中のようなのであるが、最終的な確認は取れていない。

以上の説明に関し、概ね次のような意見交換があった。

- 豪州からの職員派遣の申し出があり、それを前提に先行事務局の立ち上げについて何回も協議を重ねて来た努力が無駄になった。国際信義に悖る問題なので、先方に文書できちんと申し入れるべきである。今後この種の話があった時は、正式に確認しておく必要がある。
- UCTSは欧州のECTSを範とするので、その報告書の調査と同時に経験者等から実態を調査することが必要である。この問題については慎重かつ实际的に考えなければならない。
- 単位承認に際しては相手大学のクオリティ等、クリアすべき諸条件があり、そう簡単ではない。UMAPが決めた制度でも、各大学が実施するのは非常に困難なことだと思う。
- ワーキング・パーティの席上、豪州の学長が同様に強く反対した。しかし、欧州では既に機能しており、豪州政府が資金を援助し前進させようという提案なので、日本としては全くノータッチというわけにはいかない。
- UCTSは国際事務局の業務と深い関連性があるので、豪州側に強く主張し、「UMAP国際事務局設置に関するオーストラリア・日本の共同提案文」に記載のとおり、先行事務局業務の一つに位置づけた。

- JUSSEP 小委員会は、主として米国を中心として、学部学生の短期交換留学の促進の問題に取り組んでいる。単位互換の問題については、単位数の計算から始まって種々検討を行ったが、大きく分けると、①単位互換の対象大学の認定、②シラバス、③単位計算方法等、解決すべき問題があった。
 - 当初、日本と制度が異なるため、日米の共同カリキュラム開発がどうなるか心配していたが、双方の努力の結果、結構うまく機能している。UCTSも、各国の事情がわからないので心配はあるが、前向きに検討を進めていく中で、色々な姿が出てくると思う。
 - JUSSEP では、大学間の交流協定に基づき学生交流をしているので良く機能している。アンブレラ協定的なものに基づくものには心配がある。しかも、クリアリングハウス機能を付加するとなると、学生を押しつけられないか危惧する。
 - エラスムスの場合、学生の授業計画があり、双方の学長或いは学部長が署名した上で、学生を送り出す。学生が自由に留学した大学の単位を承認するという事ではない。そこには然るべき担保がある筈である。
- 以上のような意見交換があった後、中嶋委員より「UMAP検討会」で依頼された、先行事務局の規定及び事務総長候補者推薦の件について、本日ご審議いただきたい旨諮られた。
- 続いて、伊藤事務局長より「アジア太平洋大学交流（UMAP）先行国際事務局規程（案）」の朗読があった。
- これについて、概ね次のような意見交換があった。
- 規程の改正条項及び運営委員会の議決方法を加えたらどうか。
 - 規程は後々のトラブル発生を防止する意味でも、平成10年4月1日の施行以前に、UMAP関係諸国に了承を求める必要がある。本来、当規程は総会の審議事項と考えるが、来年8月まで開催されないので、主要各国に文書をもって承認を求めた方がよい。
 - それはそれ程難しくないと思う。しかし、これはUMAP国際事務局規程でなく、それを立ち上げるための先行事務局規程なので、言わば日本国内委員会的な解釈も出来るし、ましてUMAP自体の規約もなく正式な理事会もないので、報告すればよい問題かとも考える。了承を求められても、却って困る面もあるのではないか。
 - 当規程を外国に送ると、運営委員会に外国人を加えろという意見が出るのが予想されるので、そのディフェンス方法を考えておく必要がある。
 - 外国に対しては、日本国内委員会なので、その必要はないと主張すればよい。
 - 各国にあるUMAP国内委員会と先行事務局との関係はどうなるのか。
 - その点は、前回の「UMAP検討会」でも議論されなかったが、先行事務局は同時にUMAP国内事務局を兼ねるという考えでよいと思う。
 - 先行事務局規程に事務総長の任命権者の条文がない。来年8月のUMAP総会でUMAP規約や事務総長等の審議をすることになるので、それとの整合性で、先行事務局規程は大幅に変更する可能性があるかも知れないが、とにかく発足するために規約が必要である。その後、必要に応じて改正すればよい。
 - 確かに将来的にはご指摘のとおりと思う。

ただ、この規程に限れば、運営委員会は大学長を中心に構成されるので、運営委員会が事務総長を任命すればよい。

以上のような意見交換の後、当規程について、国大協としては、次のように取り扱うことにし、次回「UMAP検討会」に臨むこととした。

- (1) 当規程をUMAP主要各国に送付し、これをもって先行事務局を設置したことを報告する。
- (2) 先行事務局がUMAP規約の草案を作成し、来年8月のUMAP総会に上程する予定なので、それに合わせて当規程も整備する。

なお、当規程案について意見がある場合は、国大協事務局に意見を寄せることとなった。

引き続き、中嶋委員より、先行事務局の事務総長候補者について、次のように諮られた。

先程説明したとおり、豪州からの事務総長相当の職員派遣がなくなり、一方で4月1日から先行事務局を開設するため、前回「UMAP検討会」において本件を諮った結果、事務総長候補者の推薦が国大協に委託された。そこで、阿部会長及び江崎委員長とも相談し、何名かの人に打診した結果、適任者と思われる、猪口孝(東京大学東洋文化研究所)教授にお引き受けいただけることとなったので、お諮りしたい。本日もご了承いただければ、次回「UMAP検討会」に付議し、最終決定したい。

また、先行事務局の運営委員会委員及び専門委員会委員を国大協より推薦することになっているが、本日は時間の都合もあり、この件については委員長と私にご一任いただきたい。

これについて協議の結果、特に異議なく、了承された。

なお、江崎委員長より、猪口教授に対して事務総長就任の依頼をすることとなった。

4. 次期委員長の選出について

委員長より、次のように諮られた。

3年間にわたり委員長を務めてきたが、来年3月31日をもって任期満了により退官するので、本日、次期委員長の選出をお願いしたい。

これについて協議の結果、中嶋嶺雄(東京外国語大学長)委員が次期委員長に選出され、4月1日付けをもって就任することとなった。

5. その他

- (1) AAC&Uからの提案について

委員長より次のように述べられた。

前回委員会で報告のとおり、本年9月AAC&U(米国大学協会)関係者が国立大学短期留学プログラムの視察及び関係者との懇談、並びに広島大学主催「短期交換留学のための日米シンポジウム」出席のため来日された。今回AAC&Uより提案があったので、西村委員より、説明いただきたい。

続いて、西村委員より配付資料「1997年9月日本訪問の際の短期留学事業視察報告」に基づき、概ね次のような説明があった。

先般、ウッド会長をはじめAAC&U関係者が来日され、国立大学・文部省訪問、並びにシンポジウムでの議論を踏まえて、今回、新たな提案があった。それは、現在、国立大学は2大学間協定に基づき短期交換留学の推進を図っているが、米国には日本では有名でなくても、非常に立派な大学があるので、それらの大学と提携の希望があれば、それを支援する事業(①個別国立大学に、それぞれ相応しい米国の大学3校を紹介し、2大学間交流協定締結の仲介(2

年間で30協定を目標)をする。そのために、②
1年毎に5国立大学から2名ずつ関係者を招
き、2日間のオリエンテーションの後、各大学
を訪問し、提携の方向を探る)を進めたいとい

う提案である。なお、AAC&Uは当予算をF
IPSEに申請したいとのことである。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6 常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会

日 時 平成9年10月15日(水) 13:30~15:30

場 所 東海倶楽部「三保の間」

出席者 武藤委員長

厚谷、松井、堀川(代理:加藤埼玉大学学生部長)、鈴木、岡島(代理:舟橋
名古屋工業大学附属図書館長)、鮎川(代理:小松愛媛大学学長特別補佐)、
高木各委員

黒川、原各専門委員

(文部省)清水高等教育局大学課長、常盤大学課大学改革推進室長、平野大
学課国立大学第二係長、山中高等教育局学生課長、石崎学生課厚生係長、加
茂川学術国際局研究機関課長、木下研究機関課課長補佐、阿部大臣官房会計
課第二予算班主査

(国立学校財務センター)前川所長、市川研究部長

武藤委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

1. 平成10年度概算要求並びに大蔵省との折衝 状況について

委員長から、平成10年度概算要求の大蔵省と
の折衝状況について、文部省からご説明いた
だきたい旨述べられ、初めに清水大学課長から次
のような説明があった。

既にご承知のとおり、さきに関議決定された
「財政構造改革の推進について」では、国立学校
については、早急に設置形態を含めた組織の見
直しを検討するとともに、集中改革期間中にお
いては、授業料の見直し、大学の事務組織の一
元化、定員削減、スクラップ・アンド・ビルド
の徹底等により、国立学校特別会計繰入れを対
前年度同額以下に抑制する。特に、10年度予算
については、一般歳出を対9年度比マイナスと

することとしていることを踏まえ、思い切って
抑制するとされている。

ついで、同課長より「平成10年度国立学校特
別会計概算要求総額表(使途別内訳)」の説明の
のち、配付資料に基づき次の事項について詳細
な説明が行われた。

1. 国立大学の整備充実のための平成10年度概 算要求主要事項

(1) 大学院の充実・強化

1) 大学院創造性開発推進経費;約111億
円(約7億円減)

①高度化推進特別経費

②ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
経費

2) 大学院重点整備設備費;(新規)約27
億円

3) 大学院最先端設備費の廃止;(約△51
億円)

- (2) 教育研究の活性化等大学改革の推進
- 1) 教育改善推進費（学長裁量経費）；約144億円（約107億円増）
 - 2) 教育研究活性化推進経費；約8億円（約5億円増）
 - ①教員流動化促進経費
 - ②若手教員研究支援経費
 - 3) 大学改革推進等経費；約18億円（約28億円減）
 - ①外部評価実践支援経費；約0.8億円（約0.4億円増）
 - ②教養特別講義プログラム推進経費；（新規）約0.7億円
 - ③一般分等の見直し；（約△29億円）
- (3) 人間性豊かな医療・介護関係人材育成をめざす医学系教育の推進等
- 1) 学外医療機関実習連携推進経費；約18億円（約3億円増）
 - ①介護実習推進経費（新規）
 - ②医学部等学外実習経費
 - 2) エイズ対策関連経費；約15億円（約5億円増）
- (4) 創造的な人材養成をめざす理工系教育の推進等
- 1) 理工系教育推進経費；約1.6億円（約0.3億円増）
 - 2) 理工系教育高度化設備費；（新規）約8億円
 - 3) 学部教育ハイテク設備費の廃止；（約△16億円）
- (5) 学生のインターンシップの推進
- インターンシップ推進経費；（新規）約2億円
- (6) 高度情報化社会に対応した教育研究の推進
- 1) マルチメディア教育推進経費；約49億円（約8億円増）
 - ①衛星通信大学間ネットワーク構築事業経費；約8億円（約6億円増）
 - ②マルチメディア・ユニバーシティ・パイロット事業推進経費；約2億円（前年度同額）
 - ③高度情報教育推進経費；約39億円（約2億円増）
 - 2) マルチメディアを活用した情報教育施設の充実；約8億円（約4億円増）
- (7) 研究支援体制の充実・強化—優れた若手研究者の養成・確保—
- 1) リサーチ・アシスタント（RA）経費；約14億円（約1億円増）
 - 2) 研究支援推進経費；約11億円（約2億円増）
 - 3) 非常勤研究員経費；約30億円（約4億円増）
- (8) 所長のリーダーシップ発揮支援
- リーダーシップ支援経費；約13億円（約2億円増）
- (9) 卓越した研究拠点（COE）の形成
- 1) 中核的研究機関支援プログラム；約35億円（約4億円減）
 - 2) 研究環境高度化支援プログラム；約4億円（前年度同額）
 - 3) 中核的研究拠点形成プログラム；約5億円（約2億円減）
- (10) 学術情報基盤の整備充実；約365億円（約2億円増）
- 1) 学術情報ネットワーク構築等
 - 2) 図書館高度化経費等
- (11) 研究設備費の充実；約186億円（約101億円減）

(12) 基礎研究の重点的推進；約550億円(12億円減)

(13) 国立学校施設の高度化・多様化の推進；約1,220億円(約81億円減)

1) 文教施設費；約1,220億円

*特別施設整備事業の継続実施

2. 国立大学についての平成10年度概算要求主要事項(機構・定員関係)

(1) 学部の改組(3大学4学部)

(2) 学科の設置・短期大学部の転換等(3大学)

(3) 沖縄関連施策(高等専門学校の創設準備調査—沖縄—)

(4) 環境関連施策(地球環境科学研究所—仮称—の創設準備調査)

(5) 情報関連施策(情報研究の中核的研究機関の創設準備調査)

ついで、加茂川研究機関課長並びに阿部第二予算班主査から、若干の補足説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

○ 一般会計からの受入れ額が前年度同額で要求されているが、仮に授業料等の値上げが行われた場合、受入れ額の増額につながるか。

○ 閣議決定されているように、特別会計繰入は対前年度同額以下に抑制するとされているので増額とはならない。

○ 現在、国立学校の建物の半分以上が老朽・狭隘化しているにもかかわらず、概算要求総額表で見ると、施設整備費が大幅に減額となっているが。

○ 建物の老朽・狭隘化対策については、現在文部省文教施設部において協力者会議を設けてどのように対応するか検討を行っている。

○ 学長裁量経費が大幅に増額要求されている

が、どのようなものに使用できるのか。

○ 学長のリーダーシップを発揮し得る環境を整備するため、学長の強いリーダーシップの下に取り進められる教育改革等に必要な拡充を図るとともに、従来文部省において配分決定していた設備費(1千万円以下)等を転換し、大学が教育研究の改善に主体的に取り組むため、学長の権限で執行できるよう改善する。

以上の他、図書館の高度化経費及び基礎研究の重点的経費について質疑が行われたのち、文部省関係官(山中学生課長、阿部第二予算班主査を除く)が退席された。

2. 学生納付金等について

委員長より、授業料問題等について、文部省からご説明いただきたい旨述べられ、初めに山中学生課長より配付資料「財政構造改革の推進について」に基づき次のような説明が行われた。

授業料については、配付資料に年度別値上げの推移が示されているが、平成9年度は年額469,200円となっており、表で見ると授業料と入学料等が隔年毎に増額されている。今年度は平成11年度の授業料の増額を決める年、或いは増額しないという決定もあるが、それ等を含めて、これから年末の予算編成の過程で決めていくことになっている。大蔵省においても今年度は授業料は増額する年だといっている。

また、先に閣議決定された「財政構造改革の推進について」の中で、一般会計から国立学校特別会計繰入を対前年度同額以下に抑制する。特に、10年度予算については、一般歳出を対9年度比マイナスとすることとしていることを踏まえ、思い切って抑制するとされている。したがって、一般会計を減らす中の一つの方法とし

て授業料を見直すことによって、収入を増やせば一般会計からの繰入を減らせるということの一つの事例として上げているという状況である。

文部省は、8月の概算要求をする際には、この閣議決定を受け事務の一元化、定員削減等の見直しをしたが、授業料については現行額を据え置いた内容で要求した。現段階では大蔵省からは具体的な提案については正式に出されていないが、大蔵省としては閣議決定もあるし、授業料等については当然見直しを行って欲しいという考え方である。

ついで、阿部第二予算班主査から、大蔵省の年末の予算編成に向けての日程等について、特に授業料の値上げ問題を中心に説明があったのち、次のような事項について質疑が行われた。

○隔年毎の授業料値上げの実施について

○学部別授業料が導入された場合の問題点について

○入学時に私学のような施設費負担金導入の可能性について

○特別会計予算の仕組み等について

以上の事項について質疑が行われたのち、文部省担当官が退席された。

ついで、委員長から本日議論いただいた学生納付金問題については、次のように対応したいと述べられ、了承された。

- (1) 授業料の値上げについては極力小額に止めるよう要望する。
- (2) 学部別授業料の導入は絶対反対をする。
- (3) 入学時の施設費負担金等の導入についても絶対反対をする。
- (4) 要望書等の提出については大蔵省の動向をみながら即対応する。

3. 第6常置委員会教員委員の推薦について

委員長から、次のように述べられました。委員長から「候補者の推薦依頼」があったので、現委員の、松井東北大学教授・宮島東京大学教授・佐和京都大学教授に引き続きお願いすることとして、会長宛推薦したので追認いただきたい。なお、任期は平成9年11月1日から、2年間である。

4. 専門委員の委嘱について

委員長から、長谷川専門委員（東京大学事務局長）転出の後任として、中西鈞治東京大学事務局長を専門委員に委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

5. 税制改正に関する要望について

委員長から、次の報告があり了承された。
平成10年度税制改正に当たり、①「国立大学と民間企業との共同試験研究促進税制について高速ネットワークを活用した情報通信技術等に関する共同研究を優遇措置の対象とすることに関する要望」、②「育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」、③「留学生のホームステイ受入れ家庭の負担を軽減するため、これらの家庭の世帯主の所得税を軽減する措置を創設することに関する要望」の3件の要望書提出について、去る9月9日付けで各委員に文書による協議をした結果、要望書の提出及び要望書文案を会長・委員長に一任すること等について承認いただいたので、文言の一部修正を配付資料のとおり行い、9月18日に自由民主党政務調査会宛に提出した。

6. 「高等教育計画・財政研究会の開催(案内)」 について

委員長から、このことについて次のとおり説明があった。

国立学校財務センターから別紙配付資料のとおり、研究会開催の通知があった。今回は「人

口減少期の私立大学経営」というテーマで、平成9年10月27日(月)14時～17時・永田町合同庁舎において行われる。この研究会は定期的に開催されており、今後も通知があり次第案内するので、お繰り合わせのうえ出席願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会

日時 平成9年12月16日(火) 13:30～15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 武藤委員長

松岡(室蘭工業大学長事務取扱)、松井、堀川、鈴木、岡田、木下、鮎川、高木各委員

小川、黒川各専門委員

(学生納付金等検討小委員会)金子委員

(文部省)山中高等教育局学生課長、石崎学生課厚生係長

武藤委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 国大協と文部省との懇談会について

委員長から、次のように述べられた。

去る12月11日に開催された、国大協と文部省との懇談会は都合がつかず、鈴木委員に出席をお願いしたので、その模様についてご報告いただきたい。

ついで同委員から、当日文部省から行われた説明及び意見交換の模様について次のような報告があった。

(1) 佐々木高等教育局長の説明要旨

我が国の財政構造は先進諸国のうちでも最悪の状況であり、その改革が緊急の課題となっている。先般そのための特別措置法が制定され、そのなかで国立学校特別会計については総額の量的縮減を目標として「集中改革期間」の各年

度の当初予算における国立学校特別会計への一般会計からの繰入金額が前年度の当初予算の額を上回らないこととなっている。

また、それに先立って6月の「財政構造改革の推進について」の閣議決定では、国立学校については早急に設置形態を含めた組織の見直しを検討すると共に、集中改革期間中においては授業料の見直し、大学事務組織の一元化、定員削減、スクラップ・アンド・ビルドの徹底等により、国立学校特別会計繰入を対前年度同額以下に抑制する。特に、10年度予算については、政府全体として一般歳出を対9年度比マイナスとすることとしていることを踏まえ、思い切って抑制するとされている。

こうしたことを踏まえ、国立学校特別会計予算の10年度概算要求は教育研究水準の維持・向上を図るため自己収入の確保を図るとともに、既定経費についても大幅な見直し削減等を行い全体として対前年度1.2%増の要求を行った。

1) 財政当局との折衝状況について

現時点では予算編成方針は不明であるが、国全体として「一般歳出」の要求と「歳入」との差が1兆5千億円不足しており、そのギャップを埋めるため税制改正、歳出の更なるカットが必要であるとのことで文部省に対してもかなり厳しい対応を迫っている。したがって特別会計についても「一般会計からの繰入」を更に切り込まれて昨年を上回る削減が求められている。しかしながら、そうした中ではあるが、教育研究水準の確保のため最大限の努力は行っている。

機構定員の要求においても既定組織の見直し等を行いながら新しいものへの対応を行ったが、これらについても現在厳しい折衝が進められている。また、教職員定員についてもかなり前年度要求よりは圧縮したものになっているが更に厳しい削減を迫られている。

2) 行政改革について

独立行政法人化については大学改革の一つの選択肢として長期的課題となり、大学の自主的改革等を積極的に進めることで決着した。これを受けて所要の改革を具体的に進めるための方策について大学審議会に審議を願い、全体を1年程度を目途に審議し6月頃に中間報告を出し、9月頃から最終報告をまとめていくことになっている。

3) 国立大学の整備充実のための平成10年度概算要求主要事項について

次の事項について簡単な説明があった。

①大学院の充実・強化、②教育研究の活性化等大学改革の推進、③人間性豊かな医療・介護関係人材育成をめざす医学系教育の推進等、④創造的な人材養成をめざす理工系教育の維持等、⑤研究支援体制の充実・強化一優れた若手

研究者の養成・確保一、⑥国立学校施設の高度化・多様化の推進

(2) 両宮学術国際局長の説明要旨

1) 国立大学の整備充実のための平成10年度概算要求主要事項について

次の事項について簡単な説明があった。

①所長のリーダーシップ発揮支援、②卓越した研究拠点(COE)の形成

一国公私立を通ずるもの一

(研究費関係)

①科学補助金

(若手研究者の育成関係等)

②日本学術研究振興会事業

1.特別研究員

2.出資金を活用した未来開拓学術研究推進事業の拡充

③育英事業

1.大学院貸与人員の増

2.大学学部予約採用人員の増

3.私立大学貸与人員の増

2) 学術審議会の最近の動向について

学術審議会の建議(平成9年12月9日)「学術研究における評価の在り方について(要点)」について概要説明の後、特に学術研究については省庁再編等行政改革等の関連からも「学術行政と科学技術行政の統合を図る」ことになっており、我が国の将来の科学技術をどのようにするかということについても、文部省としては当然これを視野に入れながら今後学術審議会に諮っていききたい。

(3) 両局長の説明についての質疑応答

○ 校費(研究費等)の減も見込まれるのか。

○ 全体の枠のなかで新しい事項も考えている

- ので当校費については△2%減の要求を行っている。
- 研究費及びその維持費等の確保及び来年度の施設整備費の見通しをうかがいたい。
 - 公共事業費△7%減の枠の中で文部省の協力を得て1,220億円を要求している。そのうち病院財投500億円、特別施設整備300億円、一般財源400億円となっており、特別の事業にどうしても片寄る傾向にならざるを得なくなっている。病院の計画はそれなりに進むとは思いますが、その他の一般的なものについては継続事業を優先せざるを得ない。
 - 学長裁量経費の中に一般修繕費（営繕）を含めるといいますが、従来の修繕費用は今まで通り配分されるのか。
 - 10年度要求においては約30億円を入れている。従来は一般修繕費（比較的軽微なもの）も文部省に要求していたが、ある程度のは学内措置（学長裁量）できるようにした。従来の校費の分についても増額要求している。
 - 教員の兼業の弾力化について、企業のコンサルタント的な業務についても弾力的に取り扱う考えはないか。
 - 今後の課題として関係方面と相談していく。
 - 科学研究費の予算執行について、年度を越して執行できるような特別措置はできないか。
 - 現時点では予算の早期示達等で対応しているが今後可能性について検討する。
 - 予算の弾力的執行についての今後の取り組みはどうか。
 - 予算の弾力的執行については大学審議会にも諮問しており、財政当局とも積極的に協議を重ねていきたい。

- 研究者が研究に専念できるような研究支援体制の充実を図ってほしい。
- 可能な限り努力はしているが定員での措置は非常に難しい。
- 施設の整備に関連して各大学において大型のプロジェクト研究を行う場合、大型設備の設置スペースがなく各大学は苦慮している。大学に共同の大型研究設備を置く施設を整備してほしい。
- 基準面積と予算との関係をどのように工夫していくかが課題であり、基準面積の中で研究室等の整備と一緒に整備することは大いに奨励していきたい。

(4) 山中学生課長の学生納付金の説明についての質疑応答（説明要旨は省略）

- 国立大学と私立大学との格差の議論を打ち破る論理が必要である（国際比較等の観点から論理をうまく展開できないか）。
 - 現状では値上げをしても大幅な値上げは難しい。スライド方式を採用するという点について各大学はどのように考えるか。
 - 当然のこととして機会均等という観点からの公的教育機関の性格についての理論の展開も必要。
 - 従来からいわれている受益者負担の論理も現状を十分理解しているとは思えない。
 - 確かに世界的傾向としては、高等教育における経費の負担が学生等にも及んでいることも事実。
- 以上のような報告があった後、若干の意見交換が行われた。

2. 学生納付金について

委員長から、本日は文部省から山中学生課長

にご出席いただいたので、学生納付金問題についてお話をうかがいたい旨述べられた。

ついで、同課長から次のような説明が行われた。

授業料は、近年1年置きに値上げを行っており、今年度の授業料は469,200円で、前年度に比べ21,600円増額されている。今年は11年度の授業料を決める年となっており、大蔵省も当然増額すべき年だといっている。

また、先に閣議決定された「財政構造改革の推進について」の中で、文教予算については、児童生徒数の減少に応じた合理化、受益者負担の徹底、国と地方の役割分担及び費用負担等の観点から、義務教育、国立学校、私学助成は、全般に見直し抑制を行うこととしている。国立学校については、早急に設置形態を含めた組織の見直しを検討するとともに、集中改革期間においては、授業料の見直し、大学事務組織の一元化、定員削減、スクラップアンドビルドの徹底等により、国立学校特別会計繰入を対前年度同額以下に抑制するとしている。特に10年度予算については、一般歳出を対9年度比マイナスとすることとしていることを踏まえ思い切って抑制する、と大変厳しい内容となっている。これは財政改革推進特別措置法として既に国会で成立しており、財政構造の内容が法律で縛られることになっているためである。

文部省は、8月末の概算要求を行う際、この閣議決定を受け国立学校特別会計繰入は前年度以下に抑制し、スクラップアンドビルド、事務の一元化、定員削減等の経費を削減する努力を行い、授業料については現行額を据え置いた内容とし、改定は折り込まなかった。

その後の状況を見ると、国立学校の特質として人件費が非常に大きな割合を占めており、今

年度の人事院勧告を反映させるとそれだけで約100億円の支出増となるので、一般会計からの繰入が全く増えないとなると、教育研究水準を維持する経費をどこから生み出すかが問題となってくる。

財政当局からは、①教育研究の予算を増額するとすれば、病院収入を増やすか或いは授業料を増額するしかないのではないかと。授業料は例年1年置きの見直しを行っているのであるから、今回は当然増額改定を行うべきである。②従来からいわれている学部別授業料の導入は如何か。③更には新しくでてきた問題として新入生のみを対象として増額改定するのではなく、在学生にもスライドさせてはどうか、等の問題について検討するよう強く迫られている。

以上の説明に関連して委員長から、「国立大学の学生納付金について」の要望書を、去る12月1日蓮實副会長、武藤委員長、伊藤事務局長で文部省、大蔵省に持参した模様について報告があった後、次のような意見交換が行われた。

- 一般会計からの繰入が抑制されると、特別会計予算を組み立てる上である程度の授業料値上げは止むを得ないのか。
 - 学部別授業料の導入は、日本の教育、研究の将来に非常に大きな影響が出てくると思われる。また、最近問題にされているスライド方式についても研究をしておく必要はないか。
 - 現在大学審議会に、21世紀の大学像ということで大学の基本構想を検討していただくことになっているが、その中には国公私立大学の役割に応じた授業料問題や21世紀の授業料の在り方の問題も含まれている。
- 以上の意見交換の後、委員長から次のように述べられ、了承された。

年末の予算編成も迫っていることから、緊急な問題がでてきた場合は文部省と相談しながら対応することとしたい。

3. 委員長の選出について

委員長から、平成10年1月31日学長任期が終

了し退職するので、次期委員長の選出を願いたい旨述べられ、協議の結果、鈴木委員（東京医科歯科大学長）に決定した。

なお、交代の日は、慣例により2月1日とされた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成9年10月21日（火） 13：30～16：00

場所 国立大学協会会議室

出席者 丸山（工）委員長

久保、有山、鈴木、廣田、佐藤、丸山（和）、小澤、小坂、野地、細川各委員
藤野、六本各専門委員

丸山（工）委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化問題について

議事に先立ち、委員長から次のような報告があった。

本日午前中、急遽常務理事会が開催され、現在行革会議等で論議されようとしている東大・京大を独立行政法人化する案、或いは全国立大学を独立行政法人化する案について討議した。その結果、定型化された業務について効率性を短期的に評価する独立行政法人は、現在、多様な教育、研究を行っている大学に全く相応しくないものであるとして、反対することを決議した。

なお、この問題について、本日の午後文部省記者クラブにおいて井村会長から、反対声明を行う予定である。

2. 複写権問題について

委員長から、次のように述べられた。

日本複写権センターより申し入れのあった大学事務局における「複写利用許諾契約締結」に関する問題について、本日は著作権法の専門家である、東京大学大学院法学政治学研究科の中山教授をお招きし、種々ご説明いただくこととした。

この問題については既に半年以上にわたり審議してきたが、これまでの審議を踏まえて問題点を六本専門委員に整理していただいたので説明をうかがい、次に中山教授にご説明願いたい。

続いて、六本専門委員から配付資料「大学図書館における複写をめぐる著作権（複製権）処理に関する論点メモ」に基づき、次のような項目について問題点の説明があった。

1. 日本の著作権法の仕組み；著作権を制限する規定
2. 「図書館その他」におけるコピー機による複写
3. 図書館の相互利用体制（ILL）に関わる複写物の提供
4. 複写物のFAXまたは電子的な方法（ア

- リエル、エピックウイン等)による提供
5. 雑誌論文の複写
 6. 「研究室」所蔵資料の調査研究目的の複写
 7. 教材用図書複製 (大学における慣行について—どのような場合違法になるか—)
 8. 電子的複製の教材用の供用 (どのような取り決めができるか)
 9. 外国の著作権者を日本法のもとで保護する仕組み
 10. 著作権使用許諾の集中処理 (日本複写権センターとの契約) について
 11. 先進諸外国の著作権制限について

ついで、中山教授から次のような説明が行われた。

先に、筑波大学斎藤教授から著作権法の一般的な説明があったと思うが、そもそも、著作権法は特殊な人或いは特殊な業界を念頭に置き作られたものであり、一般の者が関係することは、あまり考えていない法律である。ところが、昭和40年から50年代にかけ、複写・録音・録画が普及しはじめ、また現在はデジタル化の問題があり、この二つによって全国民が一様に著作権に関係してくることとなった。しかし法律自体が必ずしもそのようになっていない。元来複製を行いたい者が権利者に申込み許諾を得て対価を支払って行い、或いは出版社が小説家の許諾を得て出版することなどを念頭においた法律であるため、著作権問題は起こらないはずであった。しかし、例えば図書館等へ複製を依頼する場合権利処理を行うなどは念頭に置いていない法律だといっても、現実的には我々が既に行っている複製には著作権法の解釈からいって問題は残る。

具体的な問題点でみると、直接図書館等へ申込みに行かなくても郵便で行う場合は合法だと

いえるのではないか。もしこれが駄目だとするならば、外国或いは遠隔地などから文献を複製することが非常に困難となる。図書館に来れば著作権者の権利が守られ、郵便だと守られないという理由がない、若干の時間差はあるにしても権利者にはなんの利益もでてこない。

問題はFAXの場合である。かつて違法だといわれていた理由は、申込み者に対して、図書館がコピーをとりそれを送ると、図書館のコピーは著作権法31条では合法であるが、申込み者もコピーを持つこととなり、本来は1部であるのに2部できてしまう。申込み者のFAX機で行う複製行為は31条の図書館の複製とはならず、違法だという。しかし、郵便とFAXで送った場合とで著作権者の利益に相違はでてこないし、このような問題で過去に裁判となった事例もない。ただ厳格に31条を解釈すれば前述のように2箇所複製が行われることについては、理論上問題はあるかもしれないが、実際には大丈夫だと思われる。

以上のような説明があったのち、次のような問題について中山教授と具体的な意見交換が行われた。

○ 著作権法は特定な場合を想定して作られたもので厳密に解釈すれば、我々が現在行っている複製に問題があるのではないかと説明であったが、法律見直しなどの動きはあるのか。

○ 今法律改正問題は組上にのぼっていないが、先程の図書館の複製でいうと31条では1部は合法とされているので、社会に2部出回っていない方がいい。したがって目的を達した図書館のコピー (残しておく理由はない) は破棄したほうが安全だといえる。

○ 31条の改正が行われない場合、運用上の慣

行として認めるということは可能か。

- 可能だと思うが、従来は日本複写権センターがなかったため、個々の著作権者が訴訟を起こすしかなかったが、日本複写権センターが設置されたため、クレームを付け易く、トラブルが起き易くなったことは事実である。
- FAXを受け取る場合紙に印字されてくるが、パソコンにストアされる形で受ける場合もある。これもまた問題だと思うが、図書館が受けるのであれば、ストアされたものを即消去して、ハードコピーだけを渡せばいいことであるが、この点については日本複写権センターはまだ認めていないようである。
- 日本複写権センターは、なぜ31条は直接こなければいけないといているのか、理解できないが、たぶん「利用者の求めに応じて」の部分非常に狭く解釈しているのではないかと思われる。
- 法23条の公衆送信権の問題点についてお聞きしたい。
- 送信とは、放送と通信を含んだ概念であり、公に公衆が同時に受け取ることができるものを指し、複製は申込み者に応えるポイント、ポイントであるから送信権の問題は働かない。ただし、電子図書館のようにデータベースを用意し誰でもアクセスできる状態のものは別である。
- アメリカには Fair use の概念があり、法制使用ができるとされているが日本の著作権法にはない。日本の場合、大学の研究室で教育・研究用として文献等を複製しているが、著作権法30条以下では個人使用のため、図書館での一部複製、教育用で授業の過程での使用或いは行政目的のため内部資料として使用する

場合等、制限規定を設けている。この法律を適用すると、研究室でのコピーは、日本複写権センターと契約をして著作権料を払うことになると思われるが納得がいかない。

- Fair use の概念は、日本の法律とアメリカの法律との違いを表している。アメリカは最初から Fair use のような規定があったわけではなく、判例の積み重ねを整理した結果、つまり実務が先行して、その後で条文ができたものである。日本の場合は逆で、最初に条文が作られ、個別的に限定して例外を沢山入れてあり、これが30条以下の規定となっている。したがって、成立過程が異なっているため日本には Fair use という概念がなく判例上もない。必要なものは全部網羅してあるし、更に必要な場合は列挙するという立場をとっている。しかし従来はそれでよかったが時代が進むにつれ種々問題が生じてきて、その狭間に起きたのが今回の問題であると思う。

また、教育・研究用に使用するから Fair use かというと必ずしもそうでない。それだけをマーケットにしている書物等もあるわけで、それをコピーされたら一冊しか売れなくなる。わが国の著作権法はこのような部分を細かく限定して列挙してある。例えば、研究室の書庫等は図書館と解釈され、31条の場合はコピーが可能となるが、31条を超える場合は、理論的には権利者に使用料を払うこととなる。

- 学術研究を目的とした、ノンプロフィット的なものは例外規定に列挙されないか。
- ノンプロフィット的なものはコピーしてよろしいとなると、一番困るのは学会誌である。学者を相手にしたマーケットは沢山あるわけで、学術雑誌が売れなくなると単価が上がり

倒産するという悪循環が起きてくる。

- 日本複写権センターと契約する場合、コピー枚数の決め方、外国の著作権者との関係、著作権のない資料などについてお聞きしたい。
- 日本複写権センターは、外国の著作権者に限らず、全ての著作権を集めて管理していれば、複写権センターとの契約で全てクリアされることとなるが、実際には日本人の著作権者全員が権利を預けているわけでもない。したがって実際に出版されている書籍・雑誌の一部しかクリアされないことになる。外国の場合も同じで複写権センターのような機関があり、そこと日本複写権センターとの契約で外国の権利を委託されることになるが、日米間においては使用料が大きく異なるため話し合いがついていない。したがって、外国との契約は実際問題として困難であり進展していない。
- 外国の組織された権利者から、例えば、日本の国立大学図書館協議会等へ著作権の無断使用だと訴えないまでもクレームをつけてくることはないか。
- その場合は、誰がどの著書を何枚コピーしたか等立証しなければならないので、具体的に訴訟は難しいが、一般的なクレームはつけてくる可能性はある。しかし、日本複写権センターと契約していれば、それ程怖いことはないと思う。我々はとても個別には対応できないので、複写権センターとの話し合いがいたら支払うという形で対応すればよい。
- 日本複写権センターの使用料の算定方式等について問題はないか。
- 日本複写権センターの「包括許諾簡易方式」は、企業を対象としたものである。国の場合

は行政機関であり制限規定の中の行政目的にあたるため、この方式より使用料は若干安くなると思う。

- この契約は締結しなければいけないか。
- これは、政策判断だと思うが、理屈からいえば制限規定に該当しないものは、支払わざるを得ないのでないか。しかし、文部省関係だけでなく全官庁がやるべきである。

以上のような意見交換が行われた後、中山教授が退席された。

ついで、委員長から次のように述べられた。

この問題については数回にわたり検討を行っているが、本委員会の結論は、他への波及が大きいと思われるので暫くは慎重に審議を続け、次回は文化庁著作権課長から具体的な内容について説明をうかがうこととしたい。

3. 「国際化時代の国立大学事務職員の採用・研修等の在り方について（提言）」について

委員長から、この提言をまとめていただいた丸山（和）委員に、説明願いたい旨述べられた。

ついで、同委員から前回までの議論でだされた意見を考慮して、若干範囲を狭めた形で整理したと述べられたのち、配付資料に基づき説明が行われた。

これについて協議の結果、提言の内容について若干文言の修正が行われたのち、委員長から次のように述べられ、了承された。

この問題については、3回にわたり議論したので、来る11月の総会に本委員会からの提言として報告することとしたい。

4. 科学研究費の審査と評価について

委員長から、この問題について、廣田委員に説明願いたい旨述べられた。

ついで、同委員から次のように述べられた。
科学研究費の問題については、前委員長のもとで数回にわたり検討が加えられ、昨年11月の総会に「審査」のみに絞り報告したが、それ程深い議論をした結果ではなかったように思う。前回、丸山委員長から、科学研究費補助金については問題が山積しているの、再度この問題を取り上げてはどうかという意向が示された。問題点としては、①審査員の選出方法で分野によっては談合的にたらい回しで行っている部分があるのではないかと、②科学研究費であげた業績についての評価が、その次のものに反映していくというメカニズムが、もう少し働くような仕組みはないか等であると思うので、暫くはフリートキングを重ね、その意見をまとめて改善策を模索していく方法は如何か。

以上のような提案があったのち、委員長から次のように述べられた。

科学研究費補助金が1千億円を越し、数年前

まで年間約6万件的応募であったのが、昨年は9万件に達し益々科学研究費の必要性が認識されるようになってきた。大変重要な問題であるので、引き続き検討を行うこととしたい。

5. 大学審議会「大学院部会における審議の概要」に対する意見について

委員長から次のように述べられ、了承された。
このことについて大学審議会から意見の提出依頼があり、井村会長より第7常置委員会に審議が付託された。本委員会を開催して意見を伺うべきであったが、提出期日が切迫していたので、委員長及び丹保・有山両委員で意見をとりまとめ、井村会長に相談の上、配付資料「大学審議会『大学院部会における審議の概要—通信制の大学院について—』に対する意見について」のとおり、国大協の意見として提出したので、追認いただきたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成9年12月16日(火) 13:30~15:40

場所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 丸山(工)委員長

丹保、久保、有山、鈴木、廣田、時澤、丸山(和)、小澤、野地(代理:佐々木鳴門教育大学附属図書館長)、江口各委員

藤野、六本各専門委員

(文化庁)板東著作権課長、篠村マルチメディア著作権室マルチメディア企画係員

丸山(工)委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

議事に先立ち委員長から、野地委員の代理として出席された佐々木鳴門教育大学附属図書館長の紹介があった。

1. 著作権問題について

委員長から、次のように述べられた。
かねてから議論を進めてきた、大学の事務局における文献等の複写権問題について、本日は、文化庁の板東著作権課長をお招きしたので、種々お話をうかがうことにしたい。

ついで、同課長から次のような説明があった。

昨年12月に著作権法関係についてお話し上げたので、重複する部分もあるかと思うが、もう少し具体的な内容を説明するとともに、既に国大協が実施された、大学の事務局における複写の実態調査資料が配付されているので、どのような箇所が日本複写権センター-或いは著作権法との関係で対象となり得るのか等についての説明、また、昨年12月に質問のあった外国との関係、日本複写権センターの現状などについても簡単にご説明したい。

一般的に複製（文献複写等）を行うと著作権法上の権利が及ぶが、大学事務局内で行う複製に関連する権利の制限規定（著作権法）をみると、権利者の許諾を得なくても複製できるものとして、著作権法第42条においては、例えば学部の教授会等で意思決定のために必要な資料を配る等、行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合、複製することができる。これはあくまで、行政或いは立法の意思決定のための必要な過程において複製を行う場合であり、従って大学の場合に典型的に考えると、大学の意思を決定する会議のために必要な資料として複製できるものと理解される。

今回実施されている「実態調査」については、我々が行ったものではないので詳細な分析はできない面もあるが、各項目について概ね次のように区分することができるのではないか。

(1) 権利者の許諾を必要としないもの

- 1) 「評議会・各委員会等、大学としての意思決定を行う会議で委員に配付するためにコピーするもの」
- 2) 「事務局内部の意思決定を行う会議等で配付するためにコピーするもの」
- 3) 「予算要求資料など、関係省庁への正式

な提出資料に添付するためにコピーするもの」

(2) 権利者の許諾を必要とする場合が多いと思われるもの

1) 「官庁等から送られたハンドブック・解説書等を各部署に配付するためにコピーするもの」

2) 「国大協など、団体関係の会議等のため、限られた部数をコピーするもの」

(3) 権利者の許諾が必要と思われるもの

1) 「当該大学に関する新聞、雑誌の記事などを、事務局内部の参考資料としてコピーするもの」

2) 「その他の欄」には新聞・雑誌・単行本・地図等があり事務局作成で許諾を要しない分を推計で除いても、著作権の対象となるコピーがかなり含まれているものと思われる。

以上、実態調査資料の内容で、東京大学で行われた複写の実態をみると、正確な計算はできないが少なくとも著作権法上本来許諾が必要と考えられるものとして、1ヵ月で約1万枚のものが含まれていると思われる。

つぎに、日本複写権センターとの契約の仕組みであるが、使用料の算出方法としては1枚2円を基礎として幾つかの方式で契約ができるとされている。実際に多く使われている方式は、全従業員数×20枚×2円という包括許諾簡易方式で、現在企業関係では約2,100社が契約を結んでいる。公共機関としては、東京・京都・奈良の国立博物館などが契約しているほか、この方式により、文化庁が7,000円、文部省が36,000円で年間契約を結んでいる。文化庁・文部省の場合は行政目的の複製も若干含まれているため、企業より安く90%掛けで計算を行っている。

複製権問題が持ち上がった当初は非常に多額なものが要求されるのではないかと、それに伴い教育研究経費に大きな影響が生ずるのではないかと等を懸念された向きもあったかと思うが、実際には非常に低い金額で適正な手続きで契約が行えることを理解いただけるのではないかと。例えば、事務局職員だけを対象とした場合、東京大学に適用すると事務局職員数が429名となっているので1人年間20枚、1枚2円で計算すると約17,000円となり、さらに千葉大学事務局の例でみると年間で約7,000円ということになる。

昨年12月の質問で、実際にはアメリカ等の文献も日本の国立大学の研究室等でコピーされているので、大学全体を考える場合には単に国内だけを対象としている日本複写権センターとの契約では不十分ではないかとの話であったが、この問題については現在アメリカにおける複製権集中処理機構である、Copyright Clearance Center (CCC) と日本複写権センターが契約に向けて検討を進めており、遅くとも来年度中には、双方により契約が結ばれる見通しとなっている。この場合でも先程申した計算方式にCCC分をプラスアルファするのでなく、全体の包括許諾契約の中にも含めるように日本複写権センターは提案しているということである。

また、質問のあった日本複写権センターの法人格については、現在文部省内で今年度末を目途に公益法人化について詰めを行っているところである。

大学事務局内の複写権問題をどのように考えていくかであるが、現実には法律で権利者の許諾が必要とされているものについても複製が行われている事実もあるわけで、国立大学であるから、教育研究機関であるからということで、全てクリアされるということではなく、法律で

定められた制限を越える部分については対価を支払うべく、日本複写権センターと契約を締結していただくことが一番よいのではないかとと思われる。

以上のような問題について詳細な説明があった後、次のような質疑応答が行われた。

- アメリカ以外の複写権問題はどうなっているのか。
- 国際的な複写権管理団体 (IFPRO) があり、日本も加入して関係国と連携を深める形になっている。ただし、国によっては異なる制度のところもある。例えばドイツは複写機器の提供者から使用料を徴収し権利者に配分する仕組みをとっている。また、イギリスやスウェーデンは集中権利処理を行っており、教育機関等は学生数に応じた形で使用料を算定し、契約を結んでいる。
- アメリカとの場合、日本複写権センターとCCCとが契約を結べば、包括契約の中に入るというが、他の国とはどのようなようになるのか。
- アメリカのCCCは公益なものではなく、むしろ営利法人として著作権管理を行っており、使用料の額などを含め、日本とは異なるシステムをとっている。そのため一番困難と思われるCCCとの契約が済めば、その他の国とは比較的容易に契約を結ぶことができると思う。ヨーロッパ諸国は、ビジネスというより公益的に著作者の権利を管理する団体としてスタートしたものである。現在契約締結という段階には至っていないが、幾つかの国と交渉を進めているので、近い将来に契約成立が期待されているところである。
- 現行の包括許諾簡易方式により定まった契約料について、近い将来値上げする可能性は

あるか。

- 日本複写権センターがスタートした時点では、企業にとって年間1人20枚、1枚当たり2円は安すぎるという声もあったが、著作権に対する思想の普及を重点に考えて設定された一つの方式であるので、将来的には値上げもあり得るかもしれないが、その場合は経団連との交渉という大きな問題があるので、直ぐに値上げが行われることにはならないと思われる。
- 外国の著作権については、日本複写権センターが統合して管理すると理解してよいか。
- 複写権の問題については、基本的にはそう考えてよいと思う。
- 外国の著作物を含めた、図書館・研究室における複写についてうかがいたい。
- 当面の問題は大学事務局内で事務職員が行う複写であり、図書館・研究室等における問題については、先程申しあげたアメリカのCCCとの契約が結ばれた段階で検討していただくことになるのではないかと。
- 大学事務局内での複製に限れば、文化庁は直接各大学事務局に対して契約締結を強く促すことができるのではないかと。
- 大学事務局のことについて国大協に相談すべきかとの問題はあるが、従来から大学におけるコピー問題は国大協の特別委員会等で議論いただいた経緯もあるので、今回についても学長各位に納得いただいた上で権利処理が行われることが望ましいと考えているとされている。

以上の他、①図書館等における複製、②研究室における複製、③図書館において複製物を郵便或いはFAXで送る場合の問題、④公衆送信権の問題点、⑤アメリカのFair useの概念、⑥

著作権法改正の見直しなどについて質疑が行われた後、委員長からこの問題についてはかなり長期間にわたり検討してきたが、本日の説明で少し問題点もみえてきたので、次回も引き続き審議を行いたい旨述べられ、了承された。

2. 助手問題について

委員長から、先の総会で助手問題について、第1・4・7常置委員会（代表者）合同委員会に審議が付託された。この合同委員会が去る12月3日に開催され、本委員会からは委員長と丹保委員が出席したと述べられた後、次のような報告があった。

当日は、先に本委員会できりまとめた「助手について」の資料に基づき丹保委員から説明し意見交換が行われた。問題点としては、かねてから第4常置委員会で検討されている教室系技術職員の待遇改善であるが、これについては個々の技術の高度性、専門性に応じた新しい職を導出し職務を明確にするということで、現在人事院と文部省において最終のとりまとめを行っているとのことである。今回、付託された「助手の在り方について」は技官の位置づけ・役割等と密接な関係が出てくると思われるので、その進捗状況をみる必要があるのではないかと。一方大学審議会においても「21世紀の大学像と今後の改革方策について」の審議が開始されており、検討項目の中には助手問題も含まれていることから、合同委員会としてはその審議状況等もみながら慎重に審議を進めて行くことが必要であるとされた。

以上の報告について若干の意見交換があった後、委員長から次のように述べられ、了承された。

本委員会としても、合同委員会で話題となっ

た助手と技官との関係、さらには大学審議会の審議状況などを踏まえつつ更に検討を行い、問題点等がまとまった段階で再度合同委員会に提

案することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

医学教育特別委員会

日 時 平成9年10月20日(月) 15:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 石川委員長

鈴木、佐々木(代理:本田副学長)、杉岡、山口、江口各委員

池、竹下各専門委員

(文部省) 寺門医学教育課課長補佐

石川委員長主宰のもとに開会。

[議 事]

1. 医学教育について

寺門医学教育課課長補佐から、次のような説明があった。

21世紀医学・医療懇談会では、医学部・歯学部の入学定員の在り方を中心に現在議論しており、与党医療保険制度改革協議会からは、医療保険制度改革指針の中で医学部・歯学部の入学定員については、将来の需給の調査の結果を踏まえ、その適正化をはかる方針が示されている。また本年6月の財政構造改革の推進にかかる閣議決定でも医学部の入学定員の適正化が指摘されており、これらの動向を踏まえ、厚生省の検討会の状況も踏まえつつ、文部省でも21世紀医学・医療懇談会の部会で検討している。

厳しい方向が厚生省から示されることが予想されるが、21世紀を見通した適切な医学・歯学の研究・教育の条件を確保する視点から対処の方向を見出していきたいのでご協力のほどお願いしたい。

ついで鈴木委員から、次のような補足説明があった。

随所で医学部の入学定員削減をいっている

が、要は、医師数が増えると医療費が増えるという経済原理に基づいて医療費を抑制しようとするもので、その対策として、①入学定員を抑制する、②医師国家試験の合格を難しくする、③高齢の医師は保険医としない、という案があるが、②は私立大学関係者から強い抵抗があり、③は過疎地域の医療への影響等の問題もあり、①の入学定員削減を考えるとということになる。しかし懇談会では、原則は経済原理で医療が支配されるべきではないという意見であり、入学定員を減らすことについては、21世紀に向けた医学の体制が十分確保できるように考えて減らすのが大原則であるということで審議している。

毎年8,000人の医学部卒業者が出るのはどうかという感じもあるが、厚生省の研究班で2015年に医師が2万人余るという医師の需給の推計を出したことについても、医学部の教育内容、教官数、研究者、研究支援者等を現状のままで考えてよいのか、女子学生が増加しつつあるが女医の稼働率や高齢医師の稼働率をかなり高く見積もっているし、今後増える高齢者介護施設の医師数をどのようにみるかの点など、その基礎となる資料にも問題があり、全部信用してよいとはいえない。

以上の説明について各委員により、次のような意見交換があった。

- 歯学部は、私立大学の数が多く教育も先行してきたので、入学定員削減についても国立大学を減らしたという考えが底流にあるのでその辺の対応の検討が必要である。
- 厚生省が資料を集め、医療政策をすべて取り仕切ってきたところに問題がある。これからは大学でも学問として医療政策を研究していかなければならない。厚生省の示す線で医者を大学が作ってきたことが問題となってきた。専門医制度も医学部教育のアフターケアと考え文部省は関心を持つ必要がある。
- 基礎医学や僻地医師を希望する者が少なく、その振興策として、税制や診療報酬上で優遇することが必要である。
- 医師は実際には週40時間以上働いており、現場では医師を増やしたいという感じである。
- 医学部入学定員を減らすにしても、医学教育の内容を充実する方向で考えて貰いたい。現在学士編入学を10人考えると、教養教育の教官定員1名を減らされることになっており、これがネックになり学士編入学も推進できない。この改善を要望する必要がある。
- 学士編入学者のためのカリキュラムを複数の大学で合同して作り、単位互換制度を活用して共通使用すれば各大学の負担も少なくできるので良いかも知れない。しかし単位互換のためには、医学部の授業を時間制から単位制に変える必要がある。
- 学士編入学者は全国から集まるので、それを大幅に増やすと、地元の医師への定着率が減り、また基礎医学分野を希望してくれるかとの不安がある。

- 各学会で専門医の数が適当か否か判断する必要がある。また専門医だけが優秀で、プライマリーの医者はそうでないという見方も良くない。プライマリーの専門医を作る必要があるが、そのための卒後臨床研修は2年だけでは不足である。
- 教養教育について判ってきたことは、教養教育は重要であるが、非常に多数の教官を必要とするということである。しかし現状は人数が少なく、その中で各大学がそれぞれ考えていく必要がある。

2. 本委員会の今後について

委員長から、次のような説明があり、了承された。

本委員会の設置期間は、2年間と定められているので、来年3月末日をもって終了することとし、新しく医学教育の特別委員会を設置する必要があるれば、新たに常務理事会に提案して設置していただきたい。なお本委員会の審議状況を報告書の形でまとめておく必要があると思うが、それは現委員長の責任でまとめたものを、各委員に見ていただいて作成することとし、本委員会では、次のようなことが審議、了承されたこととしたい。

- ① 本委員会は、厚生省から、卒後臨床研修の必修化の問題が出てきた際に、それについて検討する必要もあって、卒後医学教育を審議課題として設置されたものであるが、卒後臨床研修の問題は文部省や全国医学部長会議等でも検討しており、必修化の問題も財源の点から足踏み状態であるので、現時点では本委員会で討議しないこととしたい。卒後臨床研修については、現状のまま必修化だけしたら良いというもの

はない。実施するなら条件を整備して行くべきである。同時に専門医制度についても見直す必要がある。また歯科についても受け皿の施設整備が必要である。

- ② 大学院教育については、井村会長から、医学系大学院の入学時期について、学部卒業直後か、2年の卒後臨床研修終了後が良いと考えるか検討して欲しいとの要望があった。臨床系大学院の場合は、卒後臨床研修終了後に入学することが望ましいが、現在の研修制度下では、各大学の自由に任せるべきであるとの意見が多かった。
- ③ 基礎医学研究者志望者に対する卒後臨床研修の必要性の有無、基礎医学研究者増加のために卒後の給与の改善、特別研究員枠の適用、拡大の必要性があることなどが議論された。

なお、以上に関連して各委員により次のような意見交換があった。

- 卒後臨床研修は、人員・予算も制度的に保証されず大学のサービスで行ってきている。必修化問題を契機に大学がそれを自分の所管として行うなら十分できるような体制が考えられなければならない。
- 良く整備された評価の高い病院と大学がもっと連携できるための財政的援助が確立される必要がある。それがあればもっと良い医学教育ができる。
- 卒後臨床研修の必修化については、①良い研修プログラム、②良い指導者、③経済的支援の三つが整備されなければ実施できないこと、また、卒後臨床研修の必修化により、医師国家試験の時期が研修終了後にされるのではないかと危惧もあり、反対した。その点は今も状況は変わっていない。

- 基礎医学系の大学院の入学時期を卒後臨床研修終了後とすることは、臨床の問題点を知った上研究できる利点があるが、一方優秀な者が基礎医学の大学院に来なくなることの危惧もある。もし研修終了後でないで医師国家試験が受けられないことになると基礎医学大学院の希望者は医師免許を取れなくなるおそれがあり、アルバイトができなくなって生活にも影響する。
- 基礎医学振興のためには、その教官や学生が医師免許でアルバイトしなければならない状況が改善されなければならない。そのためには、臨床系の者とは区別した待遇改善、特別研究員枠の拡大、在外研究員制度の年齢制限の緩和、35歳で助手になれない日本の医学部の制度の改善、大学院生の授業料の免除、RA、TAの増加など改善していかなければならない。
- 歯科の場合、病棟研修は少ないので、昼間に卒後研修を行い、夜間に大学院で研究することも考えられる。大学院教育の中身が十分確保できるか今後検討を要するが、大学院に在籍しながら卒後研修することが制度的に認められ改善されると良い。

3. その他

委員長から、次のとおり説明があり、了承された。

- (1) 委員長について：12月15日をもって現委員長が学長の任期満了に伴い退任するが、本委員会の設置期間が来年3月末までであり、後任の委員長は選出せず、現委員長が委員長代理を指名することとしたい。
- (2) 第7常置委員会委員長から、情報公開法の制定と関連して、同委員会で審議してい

る事項のうち、附属病院関係情報(カルテ、レセプト等)の取扱い(開示か、非開示か)について意見を求められたが、第7常置委員会の審議状況・意見を参照のうえ、厚生

省の関連検討会の状況も見つめながら検討することとなった。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日 時 平成9年12月12日(金) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 木下委員長

吉原(代理:勝倉福島大学教育学部教授)、武村(代理:藤原三重大学副学長)、加茂、野地(代理:外山鳴門教育大学学校教育学部教授)、野村各委員
横須賀、篠田、山田、関口、羽田各専門委員

木下委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

議事に先立ち委員長から、吉原委員の代理として勝倉福島大学教育学部教授、武村委員の代理として藤原三重大学副学長、野地委員の代理として外山鳴門教育大学学校教育学部教授が出席された旨の紹介があった。

1. 教員養成大学・学部の改革・再編の動向と課題について

委員長から、配付資料「日本教育大学協会関係資料(教員養成大学・学部の在り方に関する調査研究協力者会議議事次第)(教員養成大学・学部の在り方に関する調査研究検討事項に対するアンケート)」「平成9年4月1日現在国立大学の大学別・学部別入学定員一覧」「国立大学教員養成学部の平成10年度改革再編計画(案)」に基づき、問題点等について次のような説明が行われた。

ご承知のように、教員養成大学等の改革・再編問題で事態が刻々と動いている。教員養成大学・学部は新制大学として発足して50年を迎えるが、先の財政構造改革会議において文部省が教員養成課程学生入学定員5,000人削減を表明

した。この改革・再編という渦中で教員養成大学・学部の在り方が非常に重要な問題となってきた。

教員養成課程の入学定員5,000人削減計画については既に関係する大学において、改革再編の取り組みを行い概算要求等で準備されているところであるが、財政構造改革会議は平成10年~12年度の3年間を「集中改革期間」と設定している。文部省においても、この3年間に達成することを目標とし平成12年度の入学定員を改定するに当たっては、平成16年度の教員採用計画に関して各都道府県等と協議し実態を把握した上でプランニングするよう指導している。

平成10年度の概算要求では、それ以前から本問題に取り組んでいた11大学が改革再編案を取りまとめ、既に政府原案の中に取り入れられた状況にあると思われる。また、最近では11年度概算要求に向けて幾つかの大学のヒヤリングが始まっていると聞いている。改革再編計画としては、所謂総入学定員のうち教員養成課程の再編の際にどの程度の教員養成課程を維持するか、新課程をどのように設置していくのか、更には同一大学の他学部への振替等問題が多岐にわたっている。

本日種々議論いただくための参考資料として、主な項目を次のように整理したので問題点等について意見交換を願いたい。

1. 教員養成大学・学部の改革・再編の動向と課題について

(1) 教員養成課程の入学定員5,000人「削減」にかかわる平成10年度概算要求の動向

(2) 教員養成大学・学部の改革・再編の現状と問題点

1) 「中央教育審議会」への文部大臣諮問事項

2) 「教育職員養成審議会」の審議事項

3) 「教育課程審議会」の中間まとめ

4) 「大学審議会」への文部大臣諮問事項

5) 「教員養成大学・学部の在り方に関する調査研究協力者会議」

6) 「文部省教育大学室のアンケート調査」及び平成11年度概算要求に向けてのヒヤリングの状況

(3) 教員養成大学・学部の改革課題への取り組み

1) 教員養成カリキュラムの改革

2) 介護施設実習

3) 大学入試への改革

4) 「教員採用試験」「就職対策」等への対応

5) 現職教員を含む社会人受入れ

2. 教員養成大学・学部の今後の重点課題について

(1) 新課程（ゼロ免課程）の設置と将来展望

(2) 大学院修士課程，プロフェッショナル・スクールの在り方

(3) 「課程—学科目制（講座制）」の在り方

(4) 「大学院博士課程」の設置の推進

(5) 附属校園との連携・協力の推進

(6) 国立大学としての教員養成大学・学部の基本的性格と役割

以上の説明があった後、教員養成大学・学部の改革・再編問題の全般について種々意見交換が行われた。

2. 教員養成特別委員会の今後の在り方について

委員長から、次のような提案があり了承された。

国大協では、かなり長期間にわたり教員養成に関する特別委員会が設置され、大変優れた調査・研究の報告や問題の提起が行われてきた。

本特別委員会は、来年の3月で設置期間が終了するが、現在の状況は戦後の教員養成の歴史の中で重大な転機に直面していると言わざるを得ない。従って国大協の中に教員養成に関する諸問題について適切な対応ができる組織を存続させておく必要があるのではないかと考える。

特別委員会の設置或いは存続させる場合について、平成7年秋の総会で会則の改正が行われ、常務理事会の議を経て理事会の承認を要することとされた。本日の審議は存続の方向で活発な意見がだされたので、どのような課題で調査・研究に取り組むのか、また、存続が特別に必要な点とする問題点等を整理し、次回委員会で検討を行った上で常務理事会に申し出ることとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

／ 諸 会 合 ／

平成9年10月～12月

- | | | |
|-----------|-------|---------------------------|
| 10月1日(水) | 13:30 | 第2常置委員会 |
| | 15:15 | 第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会 |
| 2日(木) | 12:30 | 第3常置委員会SCS小委員会 |
| 13日(月) | 13:00 | 第5常置委員会・UMAP小委員会合同委員会 |
| 15日(水) | 13:30 | 第6常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会 |
| 20日(月) | 15:00 | 医学教育特別委員会 |
| 21日(火) | 10:00 | 常務理事会 |
| | 13:30 | 第7常置委員会 |
| 23日(木) | 13:30 | 第3常置委員会 |
| 24日(金) | 15:00 | 第4常置委員会 |
| 29日(水) | 13:15 | 理事会 |
| 11月11日(火) | 14:00 | 第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会 |
| 12日(水) | 10:00 | 第101回国立大学協会総会〔第1日〕 |
| 13日(木) | 10:00 | 第101回国立大学協会総会〔第2日〕 |
| 14日(金) | 10:00 | 第68回事務連絡会議 |
| 25日(火) | 18:00 | 第4常置委員会作業委員会 |
| 12月3日(火) | 14:00 | 第1・第4・第7常置委員会合同委員会 |
| 11日(木) | 13:30 | 第1常置委員会 |
| 12日(金) | 13:30 | 教員養成特別委員会 |
| 16日(火) | 13:30 | 第6常置委員会・学生納付金等検討小委員会合同委員会 |
| | 13:30 | 第7常置委員会 |
| 19日(金) | 10:00 | 第5常置委員会・JUSSEP小委員会合同委員会 |
| | 14:00 | 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会 |
| 24日(水) | 15:00 | 第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会 |

第101回総会国立大学協会事業報告

(第100回総会より今総会まで)

1. 諸 会 合 (42回)

(1) 第100回総会

9. 6.17 (火)

6.18 (水)

(2) 理 事 会

9. 6.17 (火)

10.29 (水)

(3) 常務理事会

9. 7.10 (木)

10.21 (火)

(4) 第67回事務連絡会議

9. 6.20 (金)

(5) 常置委員会 (24回)

1) 第1常置委員会〔理念、体制・組織、管理運営〕

(主要審議事項) ○大学の教員等の任期制に関する法律の施行に関して

(委員会開催状況)

9. 6.18 (水) 本委員会

7.17 (火) 本委員会

2) 第2常置委員会〔入学者選抜〕

(主要審議事項) ①平成10年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する
情報交換事務取扱要領について

②国立大学の入学者選抜についての平成11年度実施要領、実施細目(案)
について

③中教審第2次答申について(入試関係)

④大学入試の将来ビジョンについて

(委員会開催状況)

9. 6.18 (水) 本委員会
 6.30 (月) 入試将来ビジョン検討小委員会
 10. 1 (水) 本委員会
 10. 1 (水) 入試将来ビジョン検討小委員会
 11.11 (火) 入試将来ビジョン検討小委員会
- 3) 第3常置委員会〔教養教育, 学部専門教育, 学生生活〕
 (主要審議事項) ○衛星通信大学間ネットワークの有効活用方策
 (委員会開催状況)
 9. 6.18 (水) 本委員会
 9. 9 (火) SCS 小委員会
 10. 2 (木) SCS 小委員会
 10.23 (木) 本委員会と SCS 小委員会の合同委員会
- 4) 第4常置委員会〔教職員の待遇改善〕
 (主要審議事項) ○教室系技術職員の位置づけと待遇改善について
 (委員会開催状況)
 9. 6.18 (火) 本委員会
 9.22 (金) 作業委員会
 10.24 (金) 本委員会
- 5) 第5常置委員会〔学术交流〕
 (主要審議事項) ① UMAP 先行国際事務局の設置問題について
 ②「短期交換留学のための日米シンポジウム」について
 ③日豪学术交流協定の更新について
 (委員会開催状況)
 9. 6.18 (水) 本委員会
 7.22 (火) JUSSEP 小委員会
 9.24 (水) JUSSEP 小委員会
 10.13 (月) 本委員会と UMAP 小委員会との合同委員会
- 6) 第6常置委員会〔財政〕
 (主要審議事項) ①平成10年度概算要求並びに授業問題について
 ②税制改正に関する要望について
 (委員会開催状況)
 9. 6.18 (水) 本委員会
 10.15 (水) 本委員会と学生納付金等検討小委員会との合同委員会
- 7) 第7常置委員会〔研究, 大学院, 生涯学習, 学術情報〕
 (主要審議事項) ①著作権問題について

- ②助手問題について
- ③情報公開法について
- ④科学研究費の審査と評価について
- ⑤国際化時代の国立大学の事務職員の在り方について

(委員会開催状況)

- 9. 6.18 (水) 本委員会
- 7.30 (水) 本委員会
- 9.29 (月) 本委員会
- 10.21 (火) 本委員会

(6) 特別委員会 (9回)

1) 医学教育特別委員会

(主要審議事項) ○医学教育の改善について

(委員会開催状況)

- 9. 9.22 (月) 専門委員会
- 10.20 (月) 本委員会

2) 教員養成特別委員会

(主要審議事項) ①附属学校調査書のまとめについて

②国立大学附属学校の在り方・役割について

(委員会開催状況)

- 9. 6.19 (木) 本委員会
- 7.18 (金) 本委員会
- 8.27 (水) 作業委員会
- 9.26 (金) 本委員会

3) 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

(主要審議事項) ○独立行政法人について

(委員会開催状況)

- 9. 7.22 (火) 小委員会
- 7.30 (水) 小委員会
- 8. 7 (木) 小委員会

(7) その他の諸会合 (2回)

- 9. 7. 9 (水) AVCC (オーストラリア大学長協会) との懇談
- 10.23 (木) UMAP 国際事務局の設置についての検討会

2. 要望その他の諸活動

- 9. 6.11 (水) 中央教育審議会「審議のまとめ(その2)」に対する意見を提出
- 6.20 (金) 教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」に対する意見を提出
- 6.23 (月) 留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議「留学生の入学選考の改善方策について」に対する意見を提出
- 6.23 (月) 文部省主催「教育改善フォーラム」において意見陳述
- 6.30 (月) 「行財政改革と国立大学の在り方について」を要望
- 6.30 (月) 「国立大学の施設の整備・改善について」を要望
- 7. 9 (水) 「国立大学教官等の待遇改善について」を要望
- 7.10 (木) 「行財政改革と国立大学の在り方について」を要望
- 8. 4 (月) 「大学の教員等の任期制に関する法律の施行に関連する要望」を提出
- 8.11 (月) 「国立大学附属図書館の整備充実に関する要望」を提出
- 8.19 (火) 保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」の答申(中間まとめ)に対する意見を提出
- 9.16 (火) 「人事院勧告の取扱いに関する要望」を提出
- 9.18 (木) 「平成10年度税制改正に関する要望」を提出
- 9.19 (金) 学術審議会「学術研究における評価の在り方について」(中間まとめ)に対する意見を提出
- 10. 2 (木) 行政改革会議規制緩和と小委員会「規制緩和に関する公開ディスカッション」において意見陳述
- 10. 6 (月) 教育職員養成審議会「養護教諭の養成カリキュラムについて」に対する意見を提出
- 10.21 (火) 「国立大学の独立行政法人化問題」についての記者会見
- 10.31 (金) 大学審議会「大学教育部会における審議の概要(その2)―高等教育の一層の改善について―」に対する意見を提出
- 10.31 (金) 大学審議会「マルチメディア教育部会における審議の概要―「遠隔授業」の大学設置基準における取扱い等について―」に対する意見を提出
- 10.31 (金) 大学審議会「大学院部会における審議の概要―通信制の大学院について―」に対する意見を提出

3. 要望書の受理

前回総会以後、本協会に提出された要望書等は次頁のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
9. 7.16	全国大学附属農場協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農場教員の組織充実, 処遇および諸手当の改善について 2. 施設・設備の充実と農場予算の増額について 3. 公私立大学附属農場に対する補助金の申請について 	第4常置委員会 第6常置委員会
9. 7.22	(財)産業教育振興中央会 全国産業教育振興連絡協議会 全国農業高等学校長協会 全国工業高等学校長協会 全国商業高等学校長協会 全国水産高等学校長協会 全国看護高等学校長協会 全国高等学校長協会家庭部会	<p>大学入学者選抜に関する要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「専門高校卒業生選抜」導入の促進 2. 推薦入学制の導入と拡大 3. 職業に関する教科・科目の成績及び職業資格等の重視 4. 学力検査における職業に関する教科・科目の拡大 	第2常置委員会
9. 7.23	第47回国立大学工学部長会議・総会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学部別授業料制度の実施に対する反対について 2. 助手及び教育・研究支援職員の定員削減の廃止と待遇改善並びに充実について 3. 文教施設整備費関係の増額について 4. リサーチ・アシスタント制度の拡充と経費の充実について 5. ペンチャー・ビジネス・ラボラトリーの設置について 6. 科学技術基本法関連予算の配分決定方法の改善について 7. 民間から採用する教員の俸給基準の改善について 8. 地域共同研究センターの整備充実について 	第1常置委員会 第4常置委員会 第6常置委員会 第7常置委員会
9.10. 9	外国人学校卒業者の国立大学入学資格を考える国立大学教員の会	○ 外国人学校卒業者の国立大学入学資格認定を求める	第2常置委員会

4. 刊行物

平成9年8月 【会報】第157号

平成9年11月 【会報】第158号

平成9年11月 【スペース・コラボレーション・システム (SCS) の活用促進と展望 (報告)】

平成9年11月 【大学における教員養成 国立大学附属学校の在り方・役割】

要 望 書

国立大学の学生納付金について（要望）

平成9年12月1日
国立大学協会会長
井村裕夫

国立大学の予算につきましては、最近の厳しい財政事情のなかで、種々ご配慮を頂いていることに対し、深く感謝の意を表すものであります。しかしながら、来年度の予算編成に当たり、国立大学の学生納付金について、授業料の増額改定と学部別授業料の導入が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として強い危惧の念を表明いたします。

I. 国立大学における学生納付金について

1. これまで、授業料と入学料が隔年ごとに改定されてきたことにより、その家計への負担は著しく増大しており、近年の少子化現象に拍車をかける要因ともなっております。また、学生は、学費の高騰のため生活費を切りつめざるを得ない現状です。
2. 国立大学は、我が国の高等教育が総体として均等のとれた発展をとげるよう、国の責任において全国的にバランスをとって配置されているものであり、高等教育の機会均等の実現を基本的な使命の一つとするものであります。学生納付金のさらなる増額は、この機会均等の最小限の保証をも奪いかねず、ひいては、国立大学の重要な使命達成を危うくするものであります。
3. また、国立大学は、国家、社会の要請に応じて有為な人材の養成を行っており、その教育の成果は学生個人に帰するばかりでなく、国と社会とがその最大の受益者であります。したがって、国立大学の学生納付金については、いわゆる受益者負担主義の原則を単純に適用し、学生納付金を値上げすることは、不適切であり容認できません。

II. 授業料の改定について

世上で伝えられている授業料の改定問題については、既に隔年ごとに授業料の増額が行われてきました。その結果、私立大学との格差は縮小しています。近年、私立大学におい

ては授業料を据え置く大学が多く、格差は更に縮小すると見込まれること、また、最近の各種経済指標等の伸びをみても1%台に留まるなどの状況下にあることも考慮すれば、十分慎重な取扱いをされますよう、ここに重ねて強く要望いたします。

III. 国立大学における学部別授業料について

1. 国立大学においては、家庭の経済状況に左右されることなく、学生自身の能力や適性に応じて希望する学部へ進学できるように、学部の種類を問わず、同一の授業料を設定していることが大きな特徴であり、国民周知のこの優れた特徴は今後も堅持すべきものと考えます。
2. 国立大学に学部別授業料を認めた場合には、家庭の経済力の差により専門分野を選択せざるを得ない事態が生じ、所得の少ない家庭の子弟は理・工・農学系や医・歯・薬学系学部に進学できないこととなります。このことは、国立大学の在り方、目的からみて、到底容認できないところであります。
3. また、学部別授業料は、理・工・農学系や医・歯・薬学系学部へ進学する学生数の減少を招き、理工系離れを促進するとともに、学生の質の低下をもたらし、科学技術創造立国を目指す我が国にとって大きな痛手になると危惧します。

（要望先；大蔵大臣，大蔵事務次官，
文部大臣他）

資 料

理事及び監事総会互選要領等の一部改正について

平成9年10月29日
理 事 会
平成9年11月21日
第101回総会

政策研究大学院大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部を次のとおり改正する。

(理事及び監事総会互選要領の一部改正)

第1項別表の理事地区別定員表の関東・甲信越地区の項中「総合研究大学院」の次に「政策研究大学院」を加える。

(国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正)

第4項の各常置委員会委員定数表の第5常置委員会の項中「13」を「14」に改める。

(備 考)

上記の改正に関連して政策研究大学院大学の代表者は第5常置委員会の所属となる。

国立大学の独立行政法人化について

平成9年11月13日

第101回総会

国立大学は、わが国における人材の育成、研究の発展、地域文化の向上に重要な役割を果たし、戦後の日本社会の発展にも大きく貢献し、その事実は国際的にも広く認知されてきた。最近、順調に発展してきたわが国の経済が行き詰まりを見せ、行財政改革の必要性が叫ばれており、その一環として国立大学の民営化、あるいは独立行政法人（エージェンシー）化が論じられている。もとより行財政改革は避けて通ることのできない課題であり、国立大学としても協力を惜しむものではない。しかし現在論議されている独立行政法人は、定型化された業務について、短時間で効率を評価しようとするもので、個性的な教育と、自由闊達な研究を長期的な視点から展開しようとする大学には、ふさわしいものではない。

21世紀には技術革新の加速と、国際競争の激化が予想され、創造力のある人材の育成と新しい時代を拓く学術研究の推進が急務となっている。そのため大学の果たすべき役割は更に大きくなるものと予想される。そこで国立大学では、過去数年にわたって自主的な改革を進め、一定の成果を挙げたが、まだ残された課題も多い。従って今後更に広い視点に立って改革を推進し、国際的な競争力を高めていく必要がある。このような情勢下で、財政的な視点のみから性急な設置形態の変更を行うことは、わが国の高等教育と研究の発展を阻害する恐れが極めて大きい。

このような理由から、第101回国立大学協会総会では、現在の独立行政法人案を国立大学に適用することに反対することを全会一致で決議した。今後わが国の大学における教育、研究の将来構想を21世紀の国際社会を見通した論議を通して一日も早く確立し、その線に沿った大学改革を進めていかなければならない。

第101回 総 会（決議）

平成9年11月13日

第101回 総 会

第101回国立大学協会総会は、その議論をまとめて、当面の課題として次のことを決議した。

- (1) 学長が、全学的な視野から教育、研究の改革ができるようにするため、評議会、学部教授会等大学の組織運営のあり方を各大学において早急に再検討する。
- (2) 大学において教育、研究を活性化し、若手研究者を育成するため、教員任期制の導入を含め、教員任用の方法の刷新を図る。さしあたり任期制を実施できる組織あるいは単位から実施する。
- (3) 入学者選抜方法については、すでに指標の多様化がかなりの程度に進んでいるが、今後それを一層進めて学力試験への偏重を避ける。そのため Admission Office の設置を文部省に要望する。

国際化時代の国立大学事務職員の採用

・研修等の在り方について（提言）

平成9年11月12日
国立大学協会
第7常置委員会

情報化社会の急速な拡がり、産業社会構造の急激なグローバル化、高速、大量輸送航空機の進歩、物流機構のグローバル化などの急激な変化により、あらゆる機関はこれらの変化に対応するために適切な組織、態勢の改編を迫られている。教育・研究機関としての国立大学も、このような外的状況の変化に対して無縁ではあり得ない。否、むしろ、これらの変化に対して、もっとも機敏に対応すべき位置付けがなされなければならない機関であろう。たとえば、いま、わが国においては、留学生の10万人受入れ計画に着手し、国際的に教育面から貢献していこうとしている。国立大学は、これら留学生の受入れに重要な役割を期待されていることは論を俟たないところである。

国立大学においては、留学生教育のための教官定員も十分とは言えないまでも、着実に増員されていることは悦ばしいことであり、教育の国際貢献度の重要性に鑑み、一層の理解を政府に求めたいところである。さて、このような状況にあって、国立大学の事務職員の支援態勢も漸次強化されつつあるが、その中で緊急に必要とされる課題は、国際交流課、留学生担当事務職員の英語会話能力向上の問題である。この職においては、一般事務職員とは異なり、少なくとも国際語である英語会話能力、さらには連絡の必要上英語作文能力が要求されることは、むしろ、当然といえる。ところが、英語会話能力をもつ事務職員は、極めて稀な存在でしかなく、殆ど居ないと言わなければならない。これらの状況を考慮すると、

ア) 現地採用職員のうち、英語検定試験、会話能力を持つ者、或いは帰国子女(勿論外国語能力を持つ)を、とくに優先して採用する。

イ) 採用後、国内研修センター等による特別の英語会話研修を行うとか、1～2年間の米・英国等への研修のための留学期間を設ける。

などの特別の制度上の配慮が望ましいと考えられる。すでに、幾つかの国立大学等で学内的に経費を融通して、一定の職員をある期間海外研修に赴かせるなどの措置を講じているところもあるようであるが、十分であるとはいえない。

現在私学等においては、事務職員採用時に留学生担当職員として会話能力を持つ事務職員(外国人を含む)が採用されているところが殆どであるといえる状況であり、国際的にみて、国立大学における留学生に対する対応が私立大学等に比べて著しく劣るところである。それは、

ア) 事務職員の採用が画一的に行われる。

イ) 2～3年で勤務地が変わる。

ところに根本的な問題があるのかも知れない。上に述べたような能力を持つ職員は、一つの大学

に一人ないし二～三人いれば十分であり、この点、特段の善処方を願うところである。

そのほか、外国語能力が特に必要とされる国立大学の部署として、大型機器入札担当官、図書館司書がある。これらの部署に配置される職員の採用後の能力向上への努力が望まれるところであり、同様の善処方を期待したい。

大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その2） —高等教育の一層の改善について—」に対する意見

平成9年10月31日
国立大学協会

前回（平成7年9月18日）の審議の概要からさらに踏み込んで、審議を深められたことに敬意を表したい。例えば、大学の類型化の例を初めて示したこと（49頁3(1)）、その実施・運営に責任を持つ組織にも言及した教養教育の在り方（50～51頁3(2)②）及びシラバスの作成の在り方（53頁3(3)②）についての論議、学習効果を高める見地からの学期制度の導入（53頁3(3)③）、オフィス・アワーの設定やティーチング・アシスタントの活用等（52頁3(3)①、53頁同④）、教室外における学習を徹底させるための学習環境の整備（54頁3(3)④）、教育活動評価の在り方（54～56頁3(4)）、専門学校の卒業生の大学等への編入学や学位授与機構における学士の学位授与の基礎資格を認めること（57頁3(5)④）、入学前の科目履修生としての相当の期間を在学すべき期間に通算すること（57頁3(5)⑤）の提言等々、高等教育の改善を考えるとときに避けて通れない事項に踏み込んだ各論点について、今後、当協会を含め、大学関係団体や各大学において論議を呼ぶものと思われる。

前回（平成7年9月18日）の審議の概要について、当協会は、同年11月24日付け文書で意見を申し述べているところであるので、以下には、この度の審議の概要でさらに加えられた諸点について、今後の審議で留意していただくことを希望する幾つかの点を申し述べたい。

「審議の概要（その2）」の45頁1(3)において、我が国の社会・経済は大きな転換期を迎え、さらに経済活動をはじめあらゆる側面でグローバル化が急速に進んでおり、それに対する高等教育の適切な対応が求められている旨前回の審議の概要よりも問題点を明確に指摘されている。米国等においては、大学ないしその教育が時代の転換の動向と一体的であることに加え、さらには、時代の転換を先導する研究指向の大学が多数存在している。社会・経済の変化への教育の対応は、後追的な対応だけでは不十分であり、先導的な対応が必要である。このため、我が国においても、上述するような米国等の大学と対等に競争できる大学を作るための、さしあたり少なくともある程度まとまった数の大学の整備を図ることが必要不可欠な課題であると考えます。

また、我が国の大学が国際的にも通用する内容の教育研究を展開し、他国の大学と適切なかたちで国際競争を進めていく上で、外国人教員の積極的な採用（58頁3(6)①）、国際化に対応し得る人材の養成（56頁3(5)②）、教育研究条件の整備の裏付け（58頁3(6)③）等が必要不可欠な課題である。このためには、特に、建物などのキャンパスの整備は急がなければならない大きな課題である。なお、国際競争に適した仕組みの整備に当たっては、文部省以外の省庁の理解がこれまでも増して重要であることを述べておきたい。

「審議の概要（その2）」の47頁1(3)において指摘されている履修科目の過剰登録の問題は、その背景の一つに空き時間を有効に活用できる自習施設や談話室などが少ない事情があり、このため、空き時間をつくらないために結局授業で埋めてしまうことにもよると言われている。この意味においても、教室外における学習を徹底させるための図書館などの施設設備の利用面からの学習環境の整備（54頁3(3)④）を図ることに加えて、自習施設や談話室などの施設整備をも併せて図ることが必要である。

「審議の概要（その2）」の51頁3(2)②において指摘されている教養教育の実施・運営に責任を持つ組織に関連して、制度的に設置された教育研究センターにおいても、その重要な任務に比較して定員が少ないという問題を抱えている等、組織体制の整備充実が課題となっていることも述べておきたい。

また、特に教養教育においては、その学習効果を高める上で、「審議の概要（その2）」の52頁3(3)①に示されている各種の工夫を行うことが必要であるが、そのためには当面している教室不足や老朽施設の解消をはじめとする施設設備等の教育条件の整備の裏付けが必要不可欠であり、是非とも所要の財政措置が必要とされる典型的なケースである。特に小グループ教育には一定の施設が必要である。前回提出の意見と重複することになるが、必要性の重大さに照らし、再度申し述べておきたい。

「審議の概要（その2）」の54頁～56頁3(4)において、新たに教育活動の評価の在り方について各種の具体的提言に及ぶ論議を行われたことを大いに評価したい。教育活動の評価は、研究活動の評価以上に難しいものがあるが、透明性の高い合理的なシステムを確立していくことが望まれる。

大学審議会マルチメディア教育部会における審議の概要「遠隔授業の大学設置基準における取扱い等について」に対する意見

平成9年10月31日
国立大学協会

1. 全体的に現時点でのマルチメディア教育の状況を踏まえ、「遠隔授業」の重要性と大学設置基準の改正の必要性について慎重な審議がなされたことがよく理解でき、「概要」は単位数の枠組み、これからのマルチメディア教育の発展可能性など説得力あるまとめとなっていることを高く評価したい。
2. なお、一部の委員から指摘された多少の問題点を次にあげておく。
 - (1) 「遠隔教育」の歴史的発展過程 (p. 24) の中で、「テレビ会議式の遠隔授業」が実現したことによって、制度としての「遠隔教育」のしくみが増えるという視点を明確にしておく必要があるのではないか。つまり、これまでの「遠隔教育」の概念が変わってこざるを得ないことが大前提となるように思う。(例えば、p. 24の文章の後半を加える)
 - (2) その結果として、通学制にも通信制にも「テレビ会議式の遠隔授業」を直接の「対面授業」と同様の取扱いをするという部会の考え方が明らかになるように思う。大学の授業は基本的には直接の対面授業により行われることを想定しており、「テレビ会議式の遠隔授業」は条件さえ満たせば、同じ扱いが可能であるという原則的なことを「3. マルチメディアの活用」に期待される効果」(p. 25) の前にふれておくと、次節以降が理解しやすいように思われる。
 - (3) 最近の学生の意識傾向として、一般的授業において教室内の集団の中に埋没し、自己を強く意識しない。しかし、テレビ画面に自分自身が写し出されることによって自己意識が強まり、主体性を自覚するメリットがある。「テレビ会議式」はそのメリットを生かすという側面もあるということをつけ加えるのも前向きの活用理由となるであろう。

大学審議会「大学院部会における審議の概要 —通信制の大学院について—」に対する意見

平成9年10月31日
国立大学協会

本概要は通信制の大学院の設立を提案したもので、高齢者社会での生涯教育を促進し、同時にわが国の大学院制度に新しい道をつくる意味で高く評価する。好学の社会人、とくに小中高等学校教員にとって魅力的である。

問題は可能な分野の選定である。多くの文科系は可能であろうが、日常実験に携わる理科系はむずかしい。数学や理論物理学は可能である。また、生物学の分類系統学では適切な面接指導のもとに可能である。

修士課程だけが言及されているが、将来は5年区分制博士課程も設立されるべきである。

このような通信制の大学院教育を試行し研究するにあたっては、綿密な計画のもとに従来の基準にとらわれず必要な施設・整備および人的資源（教官および研究補助者）を集中して投入すべきである（審議の概要 p.8(7)教員数と収容定員, p.9(8)校舎等の施設・整備）。特にマルチメディア通信ネットワークのソフト面を含む開発と維持・管理・運用にあたる支援技術者は必須不可欠である。

「制度の整備」の中で、教育に当たる人員の整備（教官、事務官、技官）の手当てをどうするかに成果がかかっている。従来の大学院に若干の専任者を置くとか、予算を若干増すという形では処置できない。その意味での p.8～p.9(7)(8)の「必要数」の考え方を具体的に論じないと、単に、様々な活動を従来の組織で、若干の人員・予算増で行うことになる。

ひとつの安全・確実な方策として、通信制を併用する教育工学研究科を先行設置して通信による教育の方法を開発推進することが考えられる。

そ の 他

(平成9年11月1日～平成10年2月1日)

■会長の交代

	(新 任)	(前 任)	[交代日]
会 長	阿 部 謹 也 (一橋大学長)	井 村 裕 夫 (京都大学長)	平成9年12月16日

■新規加入大学

(大 学)	(学 長)	(事務局長)	[加入日]
政策研究大学院大学	吉 村 融	木 下 舜 春	平成9年11月12日

■小委員会の継続設置

○ 第5常置委員会 JUSSEP 小委員会

課 題：短期交換留学の促進について

設置期間：2年間（平成9年12月15日～平成11年12月14日）

委員名簿：委員長 江 崎 玲於奈（筑波大学長）

委 員 木 村 力 雄（東北大学教授）

〃 細 野 昭 雄（筑波大学教授）

〃 南 塚 信 吾（千葉大学教授）

〃 木 畑 洋 一（東京大学教授）

〃 石 田 眞（名古屋大学教授）

〃 中 村 収 三（大阪大学教授）

〃 二 宮 皓（広島大学教授）

〃 西 村 重 雄（九州大学教授）

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(新 任)	(前 任)	[交代日]
東京学芸大学	岡 本 靖 正	蓮 見 音 彦	平成9年11月10日
群 馬 大 学	赤 岩 英 夫	石 川 英 一	平成9年12月16日
京 都 大 学	長 尾 眞	井 村 裕 夫	平成9年12月16日
東京商船大学	杉 崎 昭 生	久々宮 久	平成10年1月10日

(大学)	(新任)	(前任)	[交代日]
神戸商船大学	原 潔	井上 篤次郎	平成10年1月10日
新潟大学	荒川 正昭	武藤 輝一	平成10年2月1日
室蘭工業大学	田頭 博昭	松岡 健一(事務取扱)	平成10年2月1日

○ 委員長の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	[交代日]
第3常置委員会	佐藤 保 (お茶の水女子大学長)	久々宮 久 (東京商船大学長)	平成10年1月10日
第6常置委員会	鈴木 章夫 (東京医科歯科大学長)	武藤 輝一 (新潟大学長)	平成10年2月1日
教員養成特別委員会	木下 繁彌 (大阪教育大学長)	蓮見 音彦 (東京学芸大学長)	平成9年11月10日
医学教育特別委員会 (委員長代理)	鈴木 章夫 (東京医科歯科大学長)	石川 英一 (群馬大学長)	平成9年12月16日

○ 委員の委嘱

(委員会)		[発令日]
第4常置委員会	又坂 常一(信州大学教授)	平成9年11月1日
	川本 謙一(島根大学教授)	平成9年11月1日
第5常置委員会	松浦 好治(大阪大学教授)	平成9年11月1日
第2常置委員会入試将来 ビジョン検討小委員会	山村 滋(大学入試センター助教授)	平成9年11月27日

○ 専門委員の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	[交代日]
第3常置委員会	斎藤 彬夫 (東京工業大学教授)	小川 浩平 (東京工業大学教授)	平成9年11月11日

■ 小委員会の廃止

第3常置委員会SCS小委員会	[平成9年11月13日をもって廃止]
第5常置委員会UMAP小委員会	[平成9年12月14日をもって廃止]

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：99国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り、
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）

- 常置委員会

- 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
- 第2常置委員会（入学者選抜）
- 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
- 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
- 第5常置委員会（学術交流）
- 第6常置委員会（財 政）
- 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）

常置委員会小委員会

- 第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会
〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕
- 第5常置委員会JUSSEP小委員会
〔設置期間：平成9年12月15日～平成11年12月14日〕
- 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会
〔設置期間：平成8年5月10日～平成10年5月9日〕

- 特別委員会

医学教育特別委員会

〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕

教員養成特別委員会

〔設置期間：平成8年4月1日～平成10年3月31日〕

国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

〔設置期間：平成9年3月3日～平成11年3月2日〕

- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）

編集後記

- * 今年はエルニーニョ現象による影響か、関東一円で1月に2回もの大雪が降り、雪害対策に不慣れなため首都圏の交通機関は麻痺状態に陥ってしまいました。また、丁度大学入試センター試験の時期とも重なり、首都圏の大学は積雪除去や、試験実施に種々ご苦労されたことと推察いたします。
- * 第101回総会では、国立大学の緊急課題である独立行政法人(エージェンシー)化を巡り活発な意見交換がなされ、現在の独立行政法人化案の国立大学適用に対する反対決議を行うとともに、目前に迫る21世紀の社会を見極めつつ、教育・研究の将来構想を打ち立て、大学改革を進める必要があると考え、“国大協”における当面の課題として、大学の組織運営の在り方・任期制・Admission Office について議論を進めて行くことを決議いたしました。ご参考のため本号に掲載いたしました。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、慶伊北陸先端科学技術大学院大学長にお願いして「21世紀：世界の学問の中心地はアメリカから日本へクランク・カー」を寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し感謝申し上げます。(伊藤)

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成10年2月23日 印刷 (非売品)
平成10年2月28日 発行

会 報 第159号

(第48巻第1号 通巻第159号)

編集兼 伊藤 才一郎
発行者

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033(東京大学構内)
東京都文京区本郷7丁目3番1号
電話 03(3812)2111 内線(7950・7951)
03(3813)0647
FAX 03(3818)8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社